

公共交通に関する支援メニュー集(国の機関・関連団体 編①)

担当 省庁	事業名			個票 No.	対象モード					対象分野						
					公共交通全般	鉄軌道	バス・乗合タクシー	タクシー（一般乗用）	その他	運行費（本格運行）	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	決済・情報提供・システム・データ化	調査（データ分析含む）・人材育成・イベント	その他
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	地域公共交通確保維持事業	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金	A-1-1			●			●						
			地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	A-1-2			●	●		●						
			エリア一括協定運行事業	A-1-3			●	●		●						
			車両減価償却費等国庫補助金	A-1-4			●					●				●
			公有民営方式車両購入費国庫補助金	A-1-5			●					●				
			貨客混載導入経費国庫補助金	A-1-6			●					●				
		地域公共交通バリア解消促進等事業	バリアフリー化設備等整備事業(鉄軌道)	A-2-1		●							●	●		
			バリアフリー化設備等整備事業(自動車)	A-2-2			●	●				●	●	●		
			利用環境改善促進等事業(BRT)	A-2-3			●					●	●	●		
			鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	A-2-4		●						●	●			

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(国の機関・関連団体 編②)

担当 省庁	事業名			個票 No.	対象モード					対象分野							
					公共交通全般	鉄軌道	バス・乗合タクシー	タクシー(一般乗用)	その他	運行費(本格運行)	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	システム・データ化 決済・情報提供・ 育成・イベント	調査(データ分析含む)・人材	その他	
国土交通省	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金	地域公共交通調査 等事業	地域公共交通計画策定事業	A-3-1	●										●	●	
			利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業、共同 経営計画策定事業、エリア一括協定運行調査事業	A-3-2	●										●	●	
			利便増進計画推進事業、運送継続計画 推進事業	A-3-3	●										●	●	
			地域公共交通バリアフリー化調査事業	A-3-4	●										●	●	
			地域公共交通再構築調査事業	A-3-5		●					●				●	●	
		「交通空白」解消等 り・デザイン全面 展開プロジェクト	「交通空白」解消タイプ	A-4-1	●	●	●	●	●		●	●		●	●		
			共同化・協業化促進タイプ	A-4-2	●	●	●	●	●		●	●		●	●		
			モビリティ人材・組織育成タイプ	A-4-3	●	●	●	●	●					●			
			地域交通 DX 推進タイプ	A-4-4	●	●	●	●	●		●			●	●		
		交通 DX・GX による経営改善支援事業(鉄軌道)		A-5-1		●								●	●		
		交通 DX・GX による経営改善支援事業(自動車)		A-5-2			●	●			●	●	●	●	●		
		自動運転社会実装推進事業		A-5-3			●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		危険なバス停対策事業		A-5-4			●						●				
		地域公共交通確保維持改善事業費補助金(先進車両導入支援事業)、地域公共交 通関連技術研究開発費補助金(先進車両導入支援試験実証事業)			A-5-5		●	●					●		●	●	
	旅客自動車運送事業における人材確保支援事業			A-5-6			●	●	●		●	●	●	●	●		

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(国の機関・関連団体 編③)

担当 省庁	事業名		個票 No.	対象モード					対象分野						
				公共交通全般	鉄軌道	バス・乗合タクシー	タクシー（一般乗用）	その他	運行費（本格運行）	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	決済・情報提供・システム・データ化	調査（データ分析含む）・人材育成・イベント	その他
国土交通省	地域における受入環境整備促進事業補助金	交通サービス利便向上促進事業（鉄軌道）	A-6-1		●						●	●	●		
		交通サービス利便向上促進事業（自動車）	A-6-2			●	●	●			●	●	●		
		インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業	A-6-3		●						●				
		交通サービス調査事業	A-6-4	●	●	●	●	●					●	●	●
		インバウンド先進車両導入支援事業	A-6-5		●	●					●				
		地方ゲートウェイの刷新事業（自動車）	A-6-6			●	●	●				●			
	観光振興事業費補助金	公共交通利用環境の革新等事業（鉄軌道）	A-6-7		●						●	●	●		
		公共交通利用環境の革新等事業（自動車）	A-6-8			●	●	●			●	●	●		
		地域内観光フィーダー系統補助事業	A-6-9			●			●						
		ローカル鉄道観光資源活用促進事業	A-6-10		●						●	●			●
		パーク＆レールライドによる観光地の混雑緩和事業	A-6-11		●							●			●

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(国の機関・関連団体 編④)

担当 省庁	事業名			個票 No.	対象モード					対象分野							
					公共交通全般	鉄軌道	バス・乗合タクシー	タクシー（一般乗用）	その他	運行費（本格運行）	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	決済・情報提供・システム・データ化	調査（データ分析含む）・人材育成・イベント	その他	
国土交通省	観光振興事業費補助金	観光二次交通高度化事業	公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの導入	A-6-12					●			●	●	●	●		
			レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用	A-6-13					●		●	●	●		●		
			観光促進型 MaaS の推進	A-6-14	●	●	●	●	●		●		●	●			
	都市鉄道整備事業費補助		地下高速鉄道整備事業費補助	A-7-1		●						●					
	鉄道駅総合改善事業費補助			A-7-2		●							●				
	鉄道施設総合安全対策事業費補助	老朽化対策事業		A-7-3		●								●			
		耐震対策事業		A-7-4		●								●			
		浸水対策事業		A-7-5		●								●			
		踏切保安設備整備事業		A-7-6		●								●			
		鉄道軌道安全輸送設備等整備事業		A-7-7		●								●			
		豪雨対策事業		A-7-8		●								●			
		ホームドア整備事業		A-7-9		●								●			
		第4種踏切道の緊急対策推進事業		A-7-10		●								●			
		地域鉄道メンテナンス体制強化事業		A-7-11		●								●			

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(国の機関・関連団体 編⑤)

担当 省庁	事業名		個票 No.	対象モード					対象分野						
				公共交通全般	鉄軌道	バス・乗合タクシー	タクシー（一般乗用）	その他	運行費（本格運行）	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	決済・情報提供・システム・データ化	調査（データ分析含む）・人材育成・イベント	その他
国土交通省	交通事業者の持続可能性を高めるための DX・GX 投資に対する金融支援(財政投融資) (鉄軌道・自動車)		A-8-1		●	●	●				●	●	●		●
	EV バス導入にかかる税制特例(固定資産税・都市計画税の減免)		A-8-2			●									●
	物流効率化等推進事業費補助金(総合効率化計画策定事業) (ラストワンマイル配送効率化推進事業)		A-9		●	●	●	●	●	●				●	
	社会資本整備総合交付金	地域公共交通再構築事業(鉄軌道)	A-10-1		●						●	●	●	●	
		地域公共交通再構築事業(BRT・バス)	A-10-2			●					●	●	●	●	
		バリアフリー環境整備促進事業	A-10-3					●				●		●	●
	都市・地域交通戦略推進事業		A-10-4	個票をご確認ください					個票をご確認ください						
	まちなかウォークアブル推進事業		A-10-5	個票をご確認ください					個票をご確認ください						
	都市構造再編集集中支援事業		A-10-6	個票をご確認ください					個票をご確認ください						
	都市再生整備計画事業		A-10-7	個票をご確認ください					個票をご確認ください						
	道路に関する新たな取組の現地実証実験(社会実験)		A-10-8					●		●			●	●	

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(国の機関・関連団体 編⑥)

担当 省庁	事業名		個票 No.	対象モード					対象分野						
				公共交通全般	鉄軌道	バス・乗合タクシー	タクシー（一般乗用）	その他	運行費（本格運行）	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	決済・情報提供・システム・データ化	調査（データ分析含む）・人材育成・イベント	その他
内閣府	地域未来交付金	地域未来推進型	B-1	●						●		●	●	●	●
		デジタル実装型	B-2	●									●		●
	未来技術社会実装事業		B-3	●					財政措置なし						
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	C-1	●						●	●	●	●	●	●
		過疎地域持続的発展支援事業	C-2	●						●	●	●	●	●	●
	地域社会 DX 推進パッケージ事業(実証事業・補助事業)		C-3	●	●	●	●	●		●			●	●	●

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(国の機関・関連団体 編⑦)

担当 省庁	事業名			個票 No.	対象モード					対象分野								
					公共交通全般	鉄軌道	バス・乗合タクシー	タクシー（一般乗用）	その他	運行費（本格運行）	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	システム・データ化 決済・情報提供・ 育成・イベント	調査（データ分析含む）・人材	その他		
環境省	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金	商用車等の電動化促進事業			D-1			●	●	●			●					
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業（ハイブリッド連節バス導入支援事業を除く）		D-2			●		●			●					
			ハイブリッド連節バス導入支援事業		D-3			●					●					
		地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	グリーンスローモビリティ等導入促進事業		D-4					●			●	●				
			交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業	鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業		D-5		●						●	●			

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(国の機関・関連団体 編⑧)

担当 省庁	事業名		個票 No.	対象モード					対象分野					
				公共交通全般	鉄軌道	バス・乗合タクシー	タクシー（一般乗用）	その他	運行費（本格運行）	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	システム・データ化 決済・情報提供・ 育成・イベント	調査（データ分析含む）・人材 その他
経済産業省	クリーンエネルギー自動車の普及促進 に向けた充電・充てん設備等導入促進 補助金	水素充てん設備整備補助事業	E-1			●	●	●				●		●
		充電設備整備補助事業	E-2			●	●	●				●		
その他 関連団体	経営環境が悪化した事業者に対する事業再生支援及びファンドを通じた支援		F-1	●										●
	経営環境が悪化した中小企業に対する経営サポート （収益改善支援、事業再生支援、再チャレンジ支援）		F-2	●										●

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

【支援メニュー個票】 No.A-1-1

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通確保維持事業 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●					●		

事業の概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

事業の要件(概要)

【補助対象者】

乗合バス事業者であって、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会(以下「法定協議会」という。)での議論を経て、地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した法定協議会

【補助対象となる系統の要件】

- ・都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であること
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による路線定期運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること(平成 13 年 3 月 31 日時点で判定)
- ・広域行政圏の中心市町村、都道府県庁所在地等への需要に対応する系統であること
- ・1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものであること
- ・輸送量(計画平均乗車密度×計画運行回数)が 15 人～150 人/日と見込まれること
- ・経常赤字が見込まれること

支援内容

<対象経費>

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

予測費用＝事業者のキロ当たり経常費用見込額×系統毎の計画実車走行キロ

予測収益＝系統毎のキロ当たり経常収益見込額×系統毎の計画実車走行キロ

<補助率・上限額>

1/2

上限額は補助対象経常費用の見込額の 9/20 に相当する額

※平均乗車密度の見込数値が 5 人未満の系統については、減額措置あり。

<要綱等詳細情報 URL>

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html

エントリー方法	
補助金を受けようとする事業年度の前年度の 6 月末までに、法定協議会による協議を経て、計画認定申請を運輸支局あて提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
≪令和 9 年度の補助対象期間＝令和 8 年 10 月～9 年 9 月末≫ 8 年 6 月 計画認定申請を提出 8 年 9 月 計画認定 8 年 10 月～9 年 9 月末 計画通り運行を実施 9 年 11 月 交付申請 10 年 1 月 事業評価提出 10 年 3 月頃 交付決定及び額の確定 10 年 4 月頃 入金	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】37 事業者、818,367 千円 【令和 6 年度】38 事業者、765,297 千円 【令和 5 年度】38 事業者、687,489 千円 ※上記は関東運輸局管内の実績(事業者数は複数都県で該当ありの場合重複計上) 詳細は以下参照 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/kouhu-jisseki.html	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局自動車交通部旅客第一課 電話：045-211-7245

【支援メニュー個票】 No.A-1-2

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通確保維持事業 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●							

事業の概要

幹線交通を補完する、支線(フィーダー、自動車によるもの)の運行にかかる赤字に対する補助

事業の要件(概要)

【補助対象者】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会(以下「法定協議会」という。)

【補助対象となる系統の要件】

- ・地域公共交通計画に運行系統の位置付け・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法の記載があること
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による運行
- ・補助対象地域間幹線バス系統と接続するものであること／過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものであること(通称：接続性)
- ・新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること(通称：新規性)
- ・補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行されるものであること
- ・1回当たりの乗車人員が2人以上であること(定時定路線型の場合に限る。)
- ・計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統

※ 利便増進計画・運送継続計画の認定を受けている場合は特例で要件緩和あり

支援内容

<対象経費>

補助対象系統に係る補助対象経常費用(運行事業者の費用単価×実績)と経常収益との差額(乗用タクシーについては、市区町村からの運賃低廉化に対する支援額)

<補助率・上限額>

1/2 以内

上限額は沿線市区町村ごとに算出(通達「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について」参照)(市区町村から運賃低廉化の支援を受ける乗用タクシー事業は、上限100万円)

＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等： https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html がんばる地域応援プロジェクト第 2 回及び第 4 回： https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/gannbaru/index_2026.html https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/gannbaru/index_2025.html	
エントリー方法	
補助金を受けようとする事業年度の前年度の 6 月末までに、法定協議会による協議を経て、計画認定申請を運輸局あて提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
≪令和 9 年度の補助対象期間＝令和 8 年 10 月～9 年 9 月末≫ 8 年 6 月 計画認定申請を提出 8 年 9 月 計画認定 8 年 10 月～9 年 9 月末 計画通り運行を実施 9 年 11 月 交付申請 10 年 1 月 事業評価提出 10 年 3 月頃 交付決定及び額の確定 10 年 4 月頃 入金	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】108 法定協議会、539,309 千円 【令和 6 年度】103 法定協議会、607,313 千円 【令和 5 年度】106 法定協議会、485,791 千円 ※上記は関東運輸局管内の実績 詳細は以下参照 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/kouhu-jisseki.html	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】No.A-1-3

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通確保維持事業 エリア一括協定運行事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●							

事業の概要

地域の協議会における議論を踏まえ、自治体と交通事業者との間で複数年かつエリア単位で、サービス水準(運賃、路線、運行回数)、自治体の費用負担、官民の役割分担等を内容とした黒字路線・赤字路線を一括運行する協定を締結。

自治体は、事業者に対し当該運行に対する「交通サービス購入費用」としての対価を支払い、事業者は協定に基づき複数年にわたり運行。

国は、事業初年度に事業期間全体の支援額を明示し、期間を通じて予算面で支援。

事業の要件(概要)

- ・補助対象者：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会
- ・地方公共団体が、乗合バス事業者その他の交通事業者との間において、交通サービス購入費、実施区域、実施期間、運行系統、運行回数、費用負担その他の実施方法に関する協定(エリア一括協定)を締結し、当該協定に基づいて運行系統を運行する事業であって、利便増進計画に当該協定に定められた実施方法に関する事項が記載されたものであること
- ・直近年度(前々年度)に、幹線・フィーダー補助を受けていた運行系統を含む運行であること

支援内容

<対象経費>

交通サービス購入費(自治体と事業者の協定に基づく運行に対する対価)

<補助率・上限額>

(率の設定なし)前々年度の幹線・フィーダー補助金※の総額×運行期間(年)

※地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けた場合に算出される交付見込額が算定基礎となります

<要綱等詳細情報 URL>

要綱 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/hojokin.html

エントリー方法

- ・地域公共交通計画に、エリア一括協定運行事業に係る地域公共交通利便増進事業を規定
- ・エリア一括協定の締結
- ・利便増進実施計画の大臣認定を受ける

以上を行ったうえで、補助申請を行う

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
≪令和９年度の補助対象期間＝令和８年１０月～９年９月末≫ ８年６月 計画認定申請を提出 ８年９月 計画認定 ８年１０月～９年９月末 計画通り運行を実施 ９年１１月 交付申請 １０年１月 事業評価提出 １０年３月頃 交付決定及び額の確定 １０年４月頃 入金	
事業の活用実績	
・松本市エリア一括協定(長野県松本市)【令和５年９月】 締結主体：松本市、アルピコ交通(株) 協定期間：５年間(令和５年１０月～令和１０年９月) 協定の概要： ○交通サービス購入費として、協定期間内の負担金上限額、負担金算定方法を規定 ○運行業務を委託することとして、委託内容・運行内容を規定 ○事業改善に伴うインセンティブは、一定額まで事業者へ帰属。一定額以上は応分に帰属(リスクも同様) 交通サービス購入費：1,574.5 百万円／５年	
・オホーツク地域エリア一括協定(北海道北見市・美幌町・津別町) 締結主体：北海道北見市、美幌町、津別町、北海道北見バス(株) 協定期間：２年６か月(令和８年４月～令和１０年９月) 協定の概要： ○広域交通の最適化の実施に当たり、北見市、美幌町、津別町が、北海道北見バスとの間で、実施機関における対象路線の一括運行に係る協定を締結し、毎年度定額のサービス購入費を支出 交通サービス購入費：13,900 千円/単年	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】No.A-1-4

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通確保維持事業 車両減価償却費等国庫補助金(幹線系統・フィーダー系統)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●					● ※幹線系統に限る。		

事業の概要

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

事業の要件(概要)

- ・補助対象事業者：一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会(以下「法定協議会」という。)
- ・補助対象期間中に新たに購入等を行うものであること(新車に限る)
- ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するものであること
- ・次のいずれかに該当するものであること

①ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付きの乗車定員 11 人以上の車両)

②ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付きの乗車定員 11 人以上の車両)

③小型車両(①及び②の類型に属さない長さ 7 メートル以下かつ定員 29 人以下の車両)

④運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員 11 人以上の車両(都市間連絡用車両)

※利便増進特例及び運送継続特例の場合、上記に加え、プティバス型車両(乗車定員 7 人以上 10 人以下の車両であって、国土交通大臣が認めるもの。ただし、原則として、地域間幹線系統の途中に乗換拠点を設け、複数の運行系統に分割したもののうち、乗換拠点から周辺地域への運行系統(支線系統)の運行の用に供するものとする。)も対象

支援内容

<対象経費>

補助対象購入車両(車両本体と附属品の価格の合計)減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額

(リース車両の場合は、これに相当する額)

※地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続計画に位置付けられた系統については、車両購入費の一括補助も可

<補助率・上限額>	
1/2 補助対象購入車両減価償却費の上限額 ①ノンステップ型車両：1,500 万円 ②ワンステップ型車両：1,300 万円 ③小型車両：1,200 万円 ④都市間連絡用車両：1,500 万円 〔例〕車両価格 1,500 万円以上のノンステップバスを購入し、償却方法「定額法」を用いて 5 年間で償却する場合・・・ 1,500 万円×1/2=750 万円を、5 年間 150 万円ずつ交付申請できる	
<要綱等詳細情報 URL>	
要綱等：https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html がんばる地域応援プロジェクト第 2 回及び第 4 回(フィーダー)： https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/gannbaru/index_2026.html https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/gannbaru/index_2025.html	
エントリー方法	
補助金を受けようとする事業年度の前年度の 6 月末までに、法定協議会による協議を経て、計画認定申請を運輸支局(幹線)、運輸局(フィーダー)あて提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
《令和 9 年度の補助対象期間＝令和 8 年 10 月～9 年 9 月末》 8 年 6 月 計画認定申請を提出 8 年 9 月 計画認定 9 年 10 月～9 年 9 月末 計画通り車両を購入 10 年 11 月 交付申請 10 年 1 月 事業評価提出 10 年 3 月頃 交付決定及び額の確定 10 年 4 月頃 入金 ※利便増進特例及び運送継続特例の場合、スケジュールは異なる	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】幹線 13 事業者、82,612 千円／フィーダー11 法定協議会、16,823 千円 【令和 6 年度】幹線 14 事業者、76,622 千円／フィーダー8 法定協議会、17,224 千円 【令和 5 年度】幹線 14 事業者、74,242 千円／フィーダー11 法定協議会、22,516 千円 ※上記は関東運輸局管内の実績(幹線の事業者数は複数都県で該当ありの場合重複計上) 詳細は以下参照 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/kouhu-jisseki.html	
備考	
自家用有償運送でフィーダー補助対象の場合、乗車定員 10 人以下の車両の一括補助、運転者の講習受講料が補助対象となる。	
問い合わせ先	《幹線》 関東運輸局自動車交通部旅客第一課 電話：045-211-7245 《フィーダー》 関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】 No.A-1-5

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通確保維持事業 公有民営方式車両購入費国庫補助金 (幹線系統・フィーダー系統)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●							

事業の概要

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

事業の要件(概要)

- ・補助対象事業者：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会(以下「法定協議会」という。)
- ・法定協議会の構成員である地方公共団体が、取得した車両を地域公共交通計画に運送予定者として記載された者に貸与することを目的としたものであること
- ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供する車両の老朽化に伴う代替車両の購入であること
- ・補助を受けようとする会計年度の4月1日から1月31日までの間に新たに取得したものであること(新車に限る)
- ・当該車両の取得に関し、法定協議会が、地域公共交通計画中において、収支改善計画を定めていること
- ・次のいずれかに該当するものであること
 - ①ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付きの乗車定員11人以上の車両)
 - ②ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付きの乗車定員11人以上の車両)
 - ③小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
 - ④運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両(都市間連絡用車両)

支援内容

<対象経費>

補助対象車両購入費用(車両本体と附属品の価格の合計)

＜補助率・上限額＞	
1/2 補助対象購入車両の上限額 ①ノンステップ型車両：1,500 万円 ②ワンステップ型車両：1,300 万円 ③小型車両：1,200 万円 ④都市間連絡用車両：1,500 万円 〔例〕車両価格 1,500 万円以上のノンステップバスを購入した場合・・・ 1,500 万円×1/2＝750 万円を、2 年間 375 万円ずつ交付申請できる	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等： https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html がんばる地域応援プロジェクト第 2 回及び第 4 回(フィーダー)： https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/gannbaru/index_2026.html https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/gannbaru/index_2025.html	
エントリー方法	
補助金を受けようとする事業年度の前年度の 6 月末までに、法定協議会による協議を経て、計画認定申請を運輸支局(幹線)、運輸局(フィーダー)あて提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
《令和 9 年度事業(事業期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 1 月 31 日)の場合》 令和 10 年 2 月 10 日まで：補助金交付申請(法定協議会または事業者) 令和 10 年 2 月下旬頃 ：交付決定及び額の決定(国) 令和 10 年 3～4 月 ：補助金振込(国)	
事業の活用実績	
関東運輸局管内では実績なし	
備考	
問い合わせ先	《幹線》 関東運輸局自動車交通部旅客第一課 電話：045-211-7245 《フィーダー》 関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】No.A-1-6

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通確保維持事業 貨客混載導入経費国庫補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●							

事業の概要

人口減少・少子高齢化に伴う輸送需要の減少や自動車運送業の担い手不足により、過疎地域等において生活交通の確保・維持や物流サービスの持続可能性が深刻な課題となっている。このような中で、バス等の運行とあわせて貨物を輸送する「貨客混載」を導入することで、物流サービスの確保とあわせて、バス等の運行に係る生産性向上(収支改善)を図ることができ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現につながる。このため、必要な車両の改造費等を支援することにより、貨客混載の導入を促進し、もってバス等の運行に係る収支改善につなげることをとする。

事業の要件(概要)

- ・補助対象者：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会(以下「法定協議会」という。)
- ・地域公共交通計画に位置づけられた系統の運行の用に供する車両における貨客混載の導入に必要な車両の改造であること
- ・法定計画において貨客混載の導入による収支改善目標を記載すること

支援内容

<対象経費>

車両の改造費用(座席の撤廃、荷物置きと座席の隔壁設置、荷物固定のための柵購入及び設置等の費用)

<補助率・上限額>

1/2

<要綱等詳細情報 URL>

要綱等：https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html

概要：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001633926.pdf>

エントリー方法

補助金を受けようとする事業年度の前年度の6月末までに、法定協議会による協議を経て、計画認定申請を運輸局あて提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

《令和 9 年度事業(事業期間：令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 1 月 31 日)の場合》

令和 10 年 2 月 10 日まで：補助金交付申請(法定協議会または事業者)

令和 10 年 2 月下旬頃 ：交付決定及び額の決定(国)

令和 10 年 3～4 月 ：補助金振込(国)

事業の活用実績

関東運輸局管内では実績なし

備考**問い合わせ先**

関東運輸局交通政策部交通企画課
電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】No.A-2-1

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通バリア解消促進等事業 バリアフリー化設備等整備事業(鉄軌道)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画に基づいて実施される事業

事業の要件(概要)

- 生活交通確保維持改善計画(※)に、次に掲げる事項について具体的に記載する
 - 一 バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
 - 二 バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
 - 三 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
 - 四 バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 計画期間
- バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、一から五の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる

※「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう

※協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、生活交通確保維持改善計画を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない

支援内容

<対象経費>

- (1)鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消及びバリアフリースイアの設置、内方線付き点状ブロック等)
- (2)バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費(情報提供案内板等)
- (3)障害者用ＩＣカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入に要する経費

<補助率・上限額>	
1/3	
<要綱等詳細情報 URL>	
要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html	
エントリー方法	
以下スケジュールにて行う要望調査にエントリー (以下スケジュールは目安であり、状況により、要望調査の時期や回数が異なることがあります)	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
要望調査 上記補助内容中(1)(2)については、補助対象年度の前年度に数回実施 上記補助内容中(3)については、補助対象年度の前年度に実施 3月 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後 1ヶ月以内 実績報告 年度内 額の確定	
事業の活用実績	
令和6年度 6社 令和5年度 3社 令和4年度 3社 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-2-2

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通バリア解消促進等事業 バリアフリー化設備等整備事業(自動車)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●	●	●

事業の概要

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために、生活交通確保維持改善計画に基づいて実施される事業

事業の要件(概要)

- 生活交通確保維持改善計画(※)に、次に掲げる事項について具体的に記載する
 - 一 バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
 - 二 バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
 - 三 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
 - 四 バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 計画期間
 - バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、一から五の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる
- ※「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう
- ※協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、生活交通確保維持改善計画を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない
- 「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」に規定された基準に適合するものであること
 - ユニバーサルデザインタクシーレベル 1 及びレベル準 1 については、以下(ア)から(エ)全ての要件を満たすことを交付決定の条件とする。

(ア) 令和 8 年 4 月 1 日が属する事業年度において対前事業年度比で「給与総額(※1)」7 を 1.5%以上増額させることを計画している者(以下、「賃上げを計画している者」という。)又はこれに車両を貸与する者。ただし、令和 7 年 3 月 31 日が属する事業年度若しくはその前年度のいずれかにおいて又はいずれにおいても営業利益又は経常利益が生じていない者、令和 6 年 3 月 31 日現在で旅客自動車運送事業の許可を受けていなかった者及び旅客自動車運送事業を休止していた者並びにこれらに車両を貸与する者はこの限りではない。賃上げを計画している者が令和 9 年度以降の補助事業に交付申請する場合は賃上げ実績を証明する書類を提出しなければ交付決定の対象外とされる可能性がある(※2)ことに同意する必要がある。

(※1)運転者、車掌、整備員、事務員及びその他の従業員を含む全ての従業員に支給される給与、手当及び賞与の合計額を当該従業員の数で除した額(一人あたりの給与総額)を原則とする。これは、30 両以上の事業者については、要素別原価で出しているものである。

(※2)要素別原価(あるいは旅客自動車運送事業等報告規則に定める一般旅客自動車運送事業人件費明細表)で出している上記(※1)の額が 1.5%を超えているのが原則であるが、個別の事情によって画一的に判断するのが不適切である場合もあることから、「給与総額」について実態を踏まえて、他の適切な方法を用いて算出することも可とすることもあり得る。

(イ) 交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証を受けている者又はこれに車両を貸与する者。ただし、交付申請日において有効な認証を受けていない者又はこれに車両を貸与する者は、令和 8 年 10 月 1 日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに認証を受ける旨の誓約書を提出することで認証に代えることが出来る。この場合、令和 8 年 10 月 1 日又は事業完了実績報告日のいずれか早い時点で有効な認証を受けていない者又はこれに車両を貸与する者は交付決定の取り消しの対象とする。

(ウ) 補助対象車両 1 両につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転者を 2 名以上配置できる者又はこれに車両を貸与する者。ただし、やむを得ない事由により交付申請日において要件を充足できない者は事業完了実績報告までに充足する旨の誓約書を提出することでこれに代えることが出来る。この場合、事業完了実績報告時に充足していない場合は交付決定の取り消しの対象とする。

(エ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8 付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年 2 回以上実施している者又はこれに車両を貸与する者。なお、対象期間は「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日」までの令和 7 年度中又は交付申請時までの直近 1 年間を指します。ただし、やむを得ない事由により交付申請日において要件を充足できない者は事業完了実績報告までに充足する旨の誓約書を提出することでこれに代えることが出来る。この場合、事業完了実績報告時に充足していない場合は交付決定の取り消しの対象とする。

支援内容

<対象経費>

- ① ノンステップバス・リフト付バス(空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く)、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る)を除く)の導入・改造に要する経費のうち車両本体(※)及び車載機器類の価格、改造費

※ ノンステップバス車両の通常車両価格は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7m未満 : 1,340万円

7m以上9m未満 : 1,540万円

9m以上 : 1,880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

- ② 福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費(通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成)
- ③ バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化及び誘導用ブロックの整備等に要する経費(スロープ、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック・点状ブロック)、音声誘導装置、高齢者障害者等対応型便所等)
- ④ バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費(待合施設(待合所、バス停留所上屋及びベンチ等)、ホームページ制作(乗継ぎ・時刻表・運賃検索サイトおよびバリアフリー対応情報提供サイト)等)

注)旅客施設の新設に要する経費及び故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

- ⑤ 障害者用ICカードシステム及び障害者用WEB予約・決済システムの導入に要する経費

【上記の補助対象事業者】

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者)、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者
- ② 一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者
- ③・④ 一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者)、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者
- ⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業者及び同事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者

<補助率・上限額>	
1/3(ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4 又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に 1/2 を乗じて得た額のいずれか少ない額)	
※1 ノンステップバス車両の導入に係る 1 両当たりの補助限度額 140 万円 ※2 福祉タクシー車両の購入(新車に限る)の 1 両当たりの補助限度額 ア. リフトを装備する車両 : 1 両当たり 80 万円 イ. スロープを装備する車両 : 1 両当たり 60 万円 (ユニバーサルデザインタクシーを含む。ただし、ユニバーサルデザインタクシー(レベル準 1)は 1 両当たり 40 万とする。) ウ. 回転シートを装備する車両 : 1 両当たり 60 万円 ※3 福祉タクシー車両の改造の場合の 1 両当たりの補助限度額 ア. リフトを装着するための改造 : 1 両当たり 35 万円 イ. スロープを装着するための改造 : 1 両当たり 25 万円 ウ. 寝台(ストレッチャー)を乗車させるための専用の設備を装着するための改造 : 1 両当たり 55 万円	
<要綱等詳細情報 URL>	
要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html 制度概要 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466574.pdf	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の 4 月～5 月頃に交付申請。 (参考) 令和 8 年度におけるホームページ https://www.kotsu-dxgx-hojo.go.jp/	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4 月頃～5 月頃 交付申請 6 月頃～7 月頃 交付決定 交付決定日～2 月末 事業実施 事業完了後 10 日以内または 2 月末(いずれか早い日) 実績報告 実績報告後～次年度 4 月頃 額の確定→入金	
事業の活用実績	
令和 7 年度 231 件 (バス 31 件、タクシー 200 件) 令和 6 年度 28 件 (バス 14 件、タクシー 14 件) 令和 5 年度 55 件 (バス 5 件、タクシー 50 件) (関東運輸局管内)	
備考	
※類似する事業として「地域における受入環境整備促進事業補助金(交通サービス利便向上促進事業(自動車)個票 No.A-6-2)」があり、予算の状況等によっては上記類似事業の内示となることがあります。	
問い合わせ先	関東運輸局自動車交通部旅客第一課(バス関係) 電話 : 045-211-7245 関東運輸局自動車交通部旅客第二課(タクシー関係) 電話 : 045-211-7246

【支援メニュー個票】No.A-2-3

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通バリア解消促進等事業 利用環境改善促進等事業(BRT)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		●

事業の概要

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、より制約の少ないシステム(L R T、B R T)の導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために、生活交通確保維持改善計画に基づいて実施される事業

※ L R T：低床式路面電車による幹線的な交通システム

※ B R T：連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム

事業の要件(概要)

- ・生活交通確保維持改善計画(※)に、次に掲げる事項について具体的に記載する。
 - 一 利用環境改善促進等事業の目的・必要性
 - 二 利用環境改善促進等事業の定量的な目標及び効果
 - 三 利用環境改善促進等事業の内容と当該事業を実施する事業者
 - 四 利用環境改善促進等事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 計画期間
 - ・利用環境改善促進等事業に限定した計画として策定する場合は、一から五の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる
- ※「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう
- ※協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、生活交通確保維持改善計画を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない
- ・次に掲げる事業(L R Tシステム又はB R Tシステムの整備に係るものに限る。)である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画等の写しを添付する。
 - 一 地域公共交通計画及び利便増進計画に基づいて実施される事業 利便増進計画
 - 二 地域公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画及び都市・地域総合交通戦略の双方に基づいて実施される事業 利便増進計画及び都市交通戦略

三 地域公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画 利便増進計画及び軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画	
支援内容	
＜対象経費＞	
【自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体等)】 BRT システムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域を除く)に要する経費(連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム(PTPS)車載機等)	
＜補助率・上限額＞	
1/3 ただし、下記に該当する場合はそれぞれ補助率をかさ上げ。 ・地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に基づいて実施される事業・・・2/5 ・地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業・・・1/2 ・地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業・・・1/2	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/hojokin.html 制度概要 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001466574.pdf	
エントリー方法	
直近年度は実施なし。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
直近年度は実施なし。	
事業の活用実績	
令和7年度 0件 令和6年度 0件 令和5年度 0件 (関東運輸局管内)	
備考	
※類似する事業として「地域における受入環境整備促進事業(交通サービス利便向上促進事業(自動車)個票 No.A-6-2)」があり、予算の状況等によっては上記類似事業の内示となることがあります。	
問い合わせ先	関東運輸局自動車交通部旅客第一課 電話：045-211-7245

【支援メニュー個票】 No.A-2-4

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通バリア解消促進等事業 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業

事業の要件(概要)

- 生活交通確保維持改善計画(※)に、次に掲げる事項について具体的に記載する。
 - 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の目的・必要性
 - 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の定量的な目標及び効果
 - 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
 - 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 計画期間
- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、一から五の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる

※「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう

- 補助対象事業者：鉄軌道事業者及び鉄軌道事業者に車両を貸与する者(地方公共団体(第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。)、ＪＲ東日本・東海・西日本・貨物、大手民鉄、大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。)

支援内容	
＜対象経費＞	
・車両設備の更新・改良 ・信号保安設備、保安通信設備、防護設備、停車場設備、線路設備、電路設備、変電所設備、車両設備、その他設備(レール、マクラギ、落石等防止設備、A T S、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル等)の設備の修繕に要する経費 ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、上記設備の整備も支援 ・補助対象事業者が鉄軌道事業者(地方公共団体(第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。))JR 東日本・JR 東海・JR 西日本・貨物、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。)に車両を貸与する場合は、車両の導入に限る	
＜補助率・上限額＞	
補助対象経費の 1/3 以内 ※ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況(財政力指数要件)の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1/2 以内	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html 制度概要 https://www.mlit.go.jp/common/001136990.pdf	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の前年度の 4 月頃から要望調査開始	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4 月 要望調査 3 月 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後一ヶ月以内 実績報告 年度内 額の確定	
事業の活用実績	
令和 6 年度 5 社 令和 5 年度 6 社 令和 4 年度 12 社 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-3-1

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査等事業 地域公共交通計画策定事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●							

事業の概要

地域公共交通計画の策定に要する経費を支援。

事業の要件(概要)

- ・補助対象は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会(以下「法定協議会」という。)(計画策定主体は自治体だが、本補助金の補助対象は法定協議会のみであるため注意。)
- ・地域公共交通計画に、地域旅客運送サービスについての利用者数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該達成状況の評価を行うこと。
- ・法定協議会の構成員であって、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定していない市町村にあっては、立地適正化計画の作成を検討すること。

支援内容

<対象経費>

地域公共交通計画の策定に必要な経費(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、法定協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)

<補助率・上限額>

1/2

単独市区町村で計画を策定する場合は、補助上限額 500 万円

単独市区町村で地域公共交通アップデート化推進事業により交通計画を策定する場合は、補助上限額 1,000 万円

複数の市町村を構成員に含む協議会で地域公共交通アップデート化推進事業により交通計画を策定する場合は、補助上限額 2,000 万円

<要綱等詳細情報 URL>

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html

がんばる地域応援プロジェクト 2025(令和7年度)第4回資料

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/gannbaru/index_2025.html

エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の前年度 11 月中旬～12 月上旬に実施する要望調査(事業量調査)にエントリー(関東運輸局交通企画課から管内全自治体へ連絡)	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
12 月：要望調査 3 月：交付決定予定額内示、意向確認 4 月：交付申請 5 月：交付決定 (交付決定通知後)事業の実施 事業完了後 1 ヶ月以内または翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日まで：完了実績報告 4 月中旬～：金額確定通知・入金	
事業の活用実績	
関東運輸局管内、交付決定額 【令和 7 年度】20 法定協議会、57,173 千円 【令和 6 年度】29 法定協議会、44,355 千円 【令和 5 年度】24 法定協議会、52,664 千円 詳細は以下参照 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/kouhu-jisseki.html	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】No.A-3-2

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査等事業 利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業、 共同経営計画策定事業、エリア一括協定運行調査事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●							

事業の概要

- 【利便増進計画策定事業】地域公共交通利便増進実施計画の策定調査に要する経費を支援
- 【運送継続計画策定事業】地域旅客運送サービス継続実施計画の策定調査に要する経費を支援
- 【共同経営計画策定事業】独禁法特例法に基づく共同経営計画の策定調査に要する経費を支援
- 【エリア一括協定運行調査事業】エリア一括協定運行事業の実施にあたっての調査に要する経費を支援

事業の要件(概要)

- 補助対象は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会(以下「法定協議会」という。)(計画策定主体は自治体だが、本補助金の補助対象は法定協議会のみであるため注意。)

(利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業)

- 計画に、地域各事業の効果を定量的に記載し、同計画を公表すること。
- 法定協議会の構成員であって、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定していない市町村にあつては、立地適正化計画の作成を検討すること。

支援内容

＜対象経費＞

(利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業、共同経営計画策定事業)

計画の策定に必要な経費(法定協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用住民・利用者アンケートの実施費用専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等)

(エリア一括協定運行調査事業)

調査に要する費用(路線再編の検討、対象系統の選定、住民への交通ニーズ調査のための費用等)

＜補助率・上限額＞	
【利便増進計画策定事業】補助率 1／2、補助上限額 1,000 万円 【運送継続計画策定事業】補助率 1／2、補助上限額 500 万円 【共同経営計画策定事業】補助率 1／2、補助上限額 1,000 万円 【エリア一括協定運行調査事業】定額、補助上限額 1,500 万円	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html がんばる地域応援プロジェクト 2025(令和 7 年度)第 4 回資料 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/gannbaru/index_2025.html	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の前年度 11 月中旬～12 月上旬に実施する要望調査(事業量調査)にエントリー(関東運輸局交通企画課から管内全自治体へ連絡) ※要望調査時期に限らず、随時ご相談ください	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
12 月：要望調査 3 月：交付決定予定額内示、意向確認 4 月：交付申請 5 月：交付決定 (交付決定通知後)事業の実施 事業完了後 1 ヶ月以内または翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日まで：完了実績報告 4 月中旬～：金額確定通知・入金	
事業の活用実績	
関東運輸局管内、交付決定額 【令和 7 年度】利便増進計画策定事業 4 法定協議会、13,393 千円 【令和 6 年度】利便増進計画策定事業 2 法定協議会、5,650 千円 【令和 5 年度】事例無し ※運送継続計画策定事業、共同経営計画策定事業、エリア一括協定運行調査事業は事例無し 詳細は以下参照 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/kouhu-jisseki.html	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】No.A-3-3

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査等事業 利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●							

事業の概要

【利便増進計画策定事業】国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費を支援

【運送継続計画策定事業】国の認定を受けた地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費を支援

事業の要件(概要)

- ・補助対象は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会(以下「法定協議会」という。)
- ・計画の実施期間中、最大 5 年間(原則、利便増進実施計画／地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受けた年度から起算)

支援内容

<対象経費>

(1)利用促進に係る事業

- ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費
- ・公共交通、乗継情報等の提供に要する経費
- ・割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費(割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない)。
- ・地域におけるワークショップの開催に要する経費
- ・モビリティマネジメントの実施に要する経費

(2)計画の達成状況等の評価に係る事業

- ・効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費
- ・法定協議会開催等の事務費

<補助率・上限額>

1/2

(上限額設定なし)

<要綱等詳細情報 URL>

要綱等

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/hojokin.html

がんばる地域応援プロジェクト 2025(令和 7 年度)第 4 回資料

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/gannbaru/index_2025.html

エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の前年度 11 月中旬～12 月上旬に実施する要望調査(事業量調査)にエントリー(関東運輸局交通企画課から管内全自治体へ連絡) ※要望調査時期に限らず、随時ご相談ください	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
12 月：要望調査 3 月：交付決定予定額内示、意向確認 4 月：交付申請 5 月：交付決定 (交付決定通知後)事業の実施 事業完了後 1 ヶ月以内または翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日まで：完了実績報告 4 月中旬～：金額確定通知・入金	
事業の活用実績	
関東運輸局管内、交付決定額 【令和 7 年度】利便増進計画推進事業 1 法定協議会、3,729 千円 【令和 6 年度】利便増進計画推進事業 2 法定協議会、5,027 千円 【令和 5 年度】利便増進計画推進事業 1 法定協議会、1,141 千円 ※運送継続計画推進事業は事例無し 詳細は以下参照 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/kouhu-jisseki.html	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】No.A-3-4

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査等事業 地域公共交通バリアフリー化調査事業 (移動等円滑化促進方針策定事業、移動等円滑化基本構想策定事業)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
		●	●				

事業の概要

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づく移動等円滑化促進方針／基本構想の策定^(※)に要する調査経費を支援。

(※)地域のニーズに対応した見直しも対象

事業の要件(概要)

- ・補助対象事業者は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針／基本構想の協議を行う協議会の構成員である市町村
- ・基本構想については、公共交通特定事業に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。
- ・協議会の構成員に運輸局を含めること。

支援内容

<対象経費>

地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針／基本構想の策定^(※)に必要な調査経費

- ・協議会開催等の事務費
- ・地域のデータの収集・分析の費用
- ・住民・利用者アンケートの実施費用
- ・専門家の招聘費用
- ・短期間の実証調査のための費用 等

(※)地域のニーズに対応した見直しも対象

<補助率・上限額>

1/2(上限 500 万円) ※予算都合により査定あり

<要綱等詳細情報 URL>

制度詳細

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001351714.pdf>

要綱等

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html

エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の前年度の 12 月頃に実施する要望調査(事業量調査)にエントリー	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
7 月：事業量調査 12 月：要望調査(事業量調査) 3 月：交付決定予定額内示、意向確認 4 月：交付申請 4 月～5 月：交付決定 (交付決定通知後)事業の実施 (事業者との契約締結後)状況報告書を提出 1 月末まで：自己評価(一次評価)を提出 事業完了後 1 ヶ月以内または翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日まで：完了実績報告書を提出 4 月～：金額確定通知・入金	
事業の活用実績	
関東運輸局管内、交付決定額 【令和 7 年度】移動等円滑化基本構想策定事業 6 自治体、22,816 千円 【令和 6 年度】移動等円滑化促進方針策定事業 5 自治体、11,584 千円 移動等円滑化基本構想策定事業 5 自治体、6,145 千円 【令和 5 年度】移動等円滑化促進方針策定事業 4 自治体、10,857 千円 移動等円滑化基本構想策定事業 2 自治体、5,484 千円 詳細は以下参照 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/kouhu-jisseki.html	
備考	
移動等円滑化促進方針及び基本構想の策定事業を同時に行う場合、両方の申請が可能(それぞれ上限 500 万円)。重複する経費については移動等円滑化促進方針の経費として計上する。	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部共生社会推進課 電話：045-211-7268

【支援メニュー個票】No.A-3-5

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査等事業 地域公共交通再構築調査事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●				

事業の概要

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた鉄道事業者、沿線自治体等の関係者が参画する協議の場において、廃止ありき、存続ありきといった前提を置かず、ファクトとデータに基づく議論を重ね、必要な場合には対策案の実効性を検証するため実証事業を実施し、効果的な方針を決定するという合意形成のプロセスを支援。

事業の要件(概要)

鉄道路線の全部又は一部の区間における、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を図るために実施される事業。

補助対象者：事業を行おうとする協議会(※)又は協議会の決定に基づき事業を行おうとする都道府県若しくは市町村

※協議会は、以下のものによって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局
- 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

支援内容

<対象経費>

(1)協議会開催、現状分析に必要な調査等に要する経費

○協議会の運営

- ・協議会の開催に係る費用

○線区評価のための調査事業の支援

- ・パーソントリップ調査の活用
- ・ビッグデータ分析
- ・クロスセクター分析 等

(2)実証事業に要する経費

○対策案の実効性を検証するための、期間を限定して行う以下の取組

◇鉄道輸送の高度化に向けた検証

・増便、接続改善、ダイヤ変更 ・現行の技術・安全規制の検証 ・サイクルトレインの実施 ・駅、駅前広場等の新たな利活用 ・季節運賃・旅行者向け運賃の導入 ・観光列車等の借り入れ、持ち込み ・チケットレスシステムの導入等 ◇バスとの共同運行やバス転換の検証 ・並行路線バスとの共同運行 ・鉄道とバスの乗り換え時における共通・通し運賃の導入 ・一部又は全部の区間における、バス等の新たな輸送サービスの導入 等	
＜補助率・上限額＞	
(1) 1/2(上限額：1,000 万円)	
(2) 1/2(上限額：5,000 万円)	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
制度概要 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001620702.pdf 要綱等(地域公共交通確保維持改善事業) https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html	
エントリー方法	
問い合わせ先へご連絡ください。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
前年度 1～3 月頃から 11 月頃まで随時相談を受け付け(予算の執行状況による)。 各年度 3 月下旬までに補助事業を完了させる必要があります。	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】調査等：1 件、実証事業：4 件 【令和 6 年度】調査等：5 件、実証事業：3 件 【令和 5 年度】調査等：3 件、実証事業：3 件 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部監理課 電話：045-211-7239

【支援メニュー個票】No.A-4-1

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 「交通空白」解消タイプ

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●	●	●	●	●

事業の概要

国土交通省が市区町村を対象に実施する「交通空白」リストアップ調査(「地域の足」)、または観光庁が観光 DMO 等を対象に実施する「交通空白」リストアップ調査(「観光の足」)において、「交通空白」があると自治体等が判断した地域において、その解消を目的とした新たな交通サービスの導入やその実施計画策定等を行う事業を対象に支援する。

(事業等のイメージ例)

以下のような検討段階から地域の合意形成、システム導入から運行までの取組みについて、ワンストップの支援を想定

- ・新たな交通モードを運行する地域
- ・時間帯の特定に向けた調査、利用予測シミュレーション
- ・交通モードの運行に係る実施体制構築
- ・合意形成に向けた地域内調整
- ・交通モードの運行に係る輸送施設の導入
- ・改造、配車アプリ等の導入、運転者募集
- ・交通モードの運行(実証運行を含む)
- ・運利用データの分析・検証
- ・本格運行に向けた住民説明会 等

事業の要件(概要)

○本事業の対象となる事業主体

新たな交通サービスの運行主体である、またはそれを含む以下の①～④に示す者が事業主体であること。

- ① 地方公共団体
- ② 交通事業者
- ③ 道路運送法第 79 条に基づく登録を受けた「公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)」の実施主体である NPO 法人、協議会等
- ④ ①～③のうちいずれかを 1 者以上含み、2 以上の事業者・団体等により構成される連携スキーム

○対象となる事業は、以下の条件すべてを満たすものに限る。

- ・事業主体・運行主体においては、いずれも「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」に加入していること。
- ・事前に実施地域の地方公共団体から推薦を得ていること。
- ・実施地域を管轄する地方運輸局(運輸支局も可)との事前協議を実施していること。
- ・新たな交通サービスの運行を伴い、かつ従前から開始されているサービスの継続ではないこと。
- ・地域公共交通計画に位置づけられていること、又は、位置づける予定であること。
- ・事業実施地域に既存の交通サービスが提供されている場合は、地域交通法に定める法定協議会または道路運送法に定める地域公共交通会議において協議が整っていること。
- ・各自治体または DMO 等において「交通空白」と判断する地域・時間帯において実施することであること。その際、国土交通省または観光庁が市区町村や DMO 等を対象に実施する「交通空白」リストアップ調査に回答し、回答に記載されている地域等に対応して実施されるものとする。

※原則として、過年度事業に採択されたものについては、対象外となります。ただし、過年度事業における課題を明確にし、発展的な変更を加えて取組む事業は補助対象となり得ます。

<過年度事業>

○令和 5 年度「共創モデル実証プロジェクト」

▶実証運行事業

○令和 6 年度「共創・MaaS 実証プロジェクト」

▶共創モデル実証運行事業

○令和 7 年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

▶「交通空白」解消緊急対策事業・共創モデル実証運行事業

支援内容

<対象経費>

- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会開催に要する経費等
- ②サービス提供のために必要となる輸送施設の導入・改造、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入に要する経費
- ③サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
- ④サービス提供に要する経費

<補助率・上限額>

500 万円まで定額、500 万円を超える部分は 2/3(上限 1 億円)とする。

また、商業・福祉・教育等、他分野の関係者が実質的に運行に関わる場合、定額上限を 750 万円とする。ただし、東京 23 区および三大都市圏の政令指定都市で実施する事業については、定額の補助はなく、経費の 1/3 とする。

※車両購入に係る費用については、定額補助の対象外(車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供の為に活用することが出来ない場合に限る。)

<要綱等詳細情報 URL>

要綱等

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html

令和 8 年度公募要領

https://kotsu-kuhaku-r8.jp/assets/documents/kuhaku_r8_outline_v6.pdf

エントリー方法

公募期間中に特設サイトから必要用式をダウンロードし記入の上、事務局に提出

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
〈1 次公募〉 令和 8 年 2 月 27 日～令和 8 年 3 月 27 日 公募受付 交付決定日(令和 8 年 4 月以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日 〈2 次公募〉 令和 8 年 5 月 18 日～令和 8 年 6 月 11 日 公募受付 交付決定日(令和 8 年 7 月以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日 〈3 次公募〉 令和 8 年 7 月 13 日～令和 8 年 8 月 7 日 公募受付 交付決定日(令和 8 年 9 月以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日	
事業の活用実績	
令和 8 年度 全国 1 次公募 217 件 令和 8 年度 全国 2 次公募 32 件 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトのサイト内で過去の採択事例を紹介(類似の補助メニューを含む) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/	
備考	
令和 7 年度「交通空白解消緊急対策事業」をベースに、再編・制度化されたメニュー	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209 (申請手続は受託事務局へ)

【支援メニュー個票】 No.A-4-2

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 共同化・協業化促進タイプ

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●	●	●	●	●

事業の概要

運転者等の担い手不足に伴い減便・廃路線が相次ぐ中、複数の地方公共団体や交通事業者等の共同化・協業化を推進する事業を対象に支援する。

(事業等イメージの例)

2以上の地方公共団体又は交通事業者等が主体となり、それらの共同により路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業の検討段階から地域の合意形成、交通サービスの運行について、ワンストップの支援を想定

- ・路線の休廃止等において、他の交通事業者等が運転及び運行管理業務を提供し、当該路線の維持に取り組む事業
- ・地方公共団体、交通事業者、住民等の地域における関係者が連携し、スクールバスやデマンドバス等の運行管理を一体で行う等、交通サービスの統合により地域旅客運送サービスの維持に取り組む事業
- ・既存交通サービスの転換や新たな交通サービスの導入において、他の交通事業者等と連携し、地域の移動手段の確保に取り組む事業

事業の要件(概要)

○本事業の対象となる事業主体

以下①～④のうち2者以上が交通サービスの運行主体となり(⑤の連携スキームを含む)、運行主体間が連携して事業を実施すること。

※①1者と②～④1者のみの連携によるものは対象外

① 地方公共団体

(市区町村においては、国土交通省または観光庁が実施する「交通空白」リストアップ調査に回答している者に限る)

② 交通事業者

③ 道路運送法第79条に基づく登録を受けた「公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)」の実施主体であるNPO法人、協議会等

④ 交通事業者以外の地域旅客運送サービスの実施主体

(教育・医療・福祉・商業施設等の送迎を行う施設利用者用運送サービス提供者等)

⑤ ①～④を2者以上含み、事業者・団体等により構成される連携スキーム

○対象となる事業は、以下の条件すべてを満たすものに限る。

- ・輸送施設・運転手・システム等の輸送資源を複数主体により共同で活用し サービス提供していること。
- ・事業主体・運行主体においては、いずれも「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」に加入していること。
- ・交通サービスの運行主体が事業主体となり、少なくとも一つの交通サービスの運行を伴う事業であること。
- ・事前に実施地域の地方公共団体(全国で展開する事業や複数の地方公共団体にまたがって実施する事業等はその地方公共団体すべて)から推薦を得ていること。
- ・実施地域を管轄する地方運輸局(運輸支局も可)との事前協議をすること。
- ・実施する事業について、地域公共交通計画に位置づけられていること、又は、位置づける予定であること。
- ・事業実施地域に既存の交通サービスが提供されている場合は、地域交通法に定める法定協議会または道路運送法に定める地域公共交通会議において協議が整っていること。
- ・地方公共団体のうち市区町村が実施するものにおいては、当該市区町村のすべてが「交通空白」リストアップ調査に回答していること。

※原則として、過年度事業に採択されたものについては、対象外となります。ただし、過年度事業における課題を明確にし、発展的な変更を加えて取組む事業は補助対象となり得ます。

＜過年度事業＞

○令和 5 年度「共創モデル実証プロジェクト」

▶実証運行事業

○令和 6 年度「共創・MaaS 実証プロジェクト」

▶共創モデル実証運行事業

○令和 7 年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

▶「交通空白」解消緊急対策事業・共創モデル実証運行事業

支援内容

＜対象経費＞

- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会開催に要する経費等
- ②輸送資源の共同化の体制構築に係る経費(有識者招聘を含む)
- ③共同して使用する輸送施設や配車アプリ・運行管理等のシステムの開発・導入(共同化に伴うシステムの改修・共有化を含む)等に係る経費
- ④サービス提供に際し実施する広報や、運転者募集・研修等に要する経費
- ⑤輸送資源を共同活用するサービス提供に要する経費

＜補助率・上限額＞

1,000 万円まで定額、1,000 万円を超える部分は 2/3(上限 1 億 2 千万円)とする。
また、都道府県の主導のもと、2 以上の地方公共団体が共同でサービスを提供することを予定している場合には、＜対象経費＞の内①及び②について、定額上限を 2,000 万円とする。

＜要綱等詳細情報 URL＞

要綱等

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html

令和 8 年度 公募要領

https://kotsu-kuhaku-r8.jp/assets/documents/kyoudou_r8_outline_v4.pdf

エントリー方法	
公募期間中に特設サイトから必要用式をダウンロードし記入の上、事務局に提出	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
〈1 次公募〉 令和 8 年 2 月 27 日～令和 8 年 3 月 27 日 公募受付 交付決定日(令和 8 年 4 月以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日 〈2 次公募〉 令和 8 年 5 月 18 日～令和 8 年 6 月 11 日 公募受付 交付決定日(令和 8 年 7 月以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日 〈3 次公募〉 令和 8 年 7 月 13 日～令和 8 年 8 月 7 日 公募受付 交付決定日(令和 8 年 9 月以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日	
事業の活用実績	
令和 8 年度 全国 1 次公募 34 件 令和 8 年度 全国 2 次公募 4 件 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトのサイト内で過去の採択事例を紹介(類似の補助メニューを含む) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/	
備考	
令和 7 年度「共創モデル実証運行事業」をベースに、再編・制度化されたメニュー	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209 (申請手続は受託事務局へ)

【支援メニュー個票】No.A-4-3

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト モビリティ人材・組織育成タイプ

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●	●	●	●	●

事業の概要

全国の「交通空白」を解消するとともに、新たに「交通空白」を生み出さない体制を整備するため、効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案を行い、交通事業者や地元住民等との関係者との調整を進める人材・組織の育成等を行う地方公共団体における取組に対して支援を行う。

(事業等のイメージ例)

＜組織構築関連支援＞

- ・組織の立ち上げに関する人材採用経費、業務マニュアルの整備等
- ・住民説明会、関係者との連携体制構築のための会議開催
- ・現地調査、交通関連データベース構築等

＜人材育成関連支援＞

- ・組織の立ち上げに関する初期人件費支援
- ・地方公共団体の人材育成に係るワークショップ運営、教材作成
- ・現地調査活動、説明会参加等のための出張費

事業の要件(概要)

○本事業の対象となる事業主体

以下の①～③に示す者のいずれかとする。

- ① 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」の会員である地方公共団体
- ② ①の地方公共団体を含めた協議会等
- ③ ①の地方公共団体と連携し、当該地方公共団体への知識・スキル等の習得を実施する、「『交通空白』解消・官民連携プラットフォームの会員である」事業者

○対象となる事業は、以下の条件に該当するものに限る。

- ・③が事業主体となる場合は、事前に実施地域の地方公共団体(全国で展開する事業や複数の地方公共団体にまたがって実施する事業等はその地方公共団体すべて)から推薦を得ていること。
- ・実施地域を管轄する地方運輸局(運輸支局も可)との事前協議をすること。
- ・〈対象経費〉5 類型の内、①もしくは②のいずれかを実施すること。

支援内容
＜対象経費＞ ① 組織の立ち上げ支援に関する費用 (例) ・人材の採用経費、立ち上げ期(年度内)の人件費、マニュアル作成費 ・認知度向上のための事業者や住民への周知・ブランディング費 ・一部の初期業務の外部委託費 等 ② 持続的な地域交通の検討に関する費用(地方公共団体または地方公共団体を含めた協議会が発注等を行い導入・実施するものに限る) (例) ・現地調査や交通関連データの購入費といった交通実態調査費用 ・データベース構築・GIS 連携、データ分析・ツール導入費用 等 ③ 人材育成に関する費用(人材育成の対象には、地方公共団体の職員が入っていることを必須とする) (例) ・ワークショップ運営費、講師謝金、教材作成費 等 ④ 関係者との連携体制構築に関する費用 (例) ・アンケート、地域説明会開催等を通じた住民のリテラシー向上、ニーズ調査 ・関係者との会議開催(有識者謝金、会場使用料)経費 等 ⑤ 外部専門人材の費用 (例) ・事業目的・課題解決のために適切なノウハウを有する外部人材登用経費
＜補助率・上限額＞ 補助対象経費を定額補助とする。(上限 3,000 万円)
＜要綱等詳細情報 URL＞ 要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html 令和 8 年度 公募要領 https://kotsu-kuhaku-r8.jp/assets/documents/jinzai_r8_outline_v4.pdf
エントリー方法 公募期間中に特設サイトから必要様式をダウンロードし記入の上、事務局に提出。
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) ＜1 次公募＞ 令和 8 年 2 月 27 日～令和 8 年 3 月 27 日 公募受付 交付決定日(令和 8 年 4 月以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日 ＜2 次公募＞ 令和 8 年 5 月 18 日～令和 8 年 6 月 11 日 公募受付 交付決定日(令和 8 年 7 月以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日

〈3次公募〉 令和8年7月13日～令和8年8月7日 公募受付 交付決定日(令和8年9月以降順次)～令和9年2月26日	
事業の活用実績	
令和8年度 全国 1次公募89件 令和8年度 全国 2次公募34件 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトのサイト内で過去の採択事例を紹介(類似の補助メニューを含む) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/	
備考	
令和7年度「モビリティ人材育成事業」をベースに、再編・制度化されたメニュー	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209 (申請手続は受託事務局へ)

【支援メニュー個票】 No.A-4-4

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 地域交通 DX 推進タイプ

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●	●	●	●	●

事業の概要

事業者・事業種の連携・協働により複数のモビリティ・データの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入など、デジタル技術を活用した高度サービスの実装を推進し、事業者・事業種を横断した DX を加速させることで、事業生産性やサービス品質の向上に資する取組を対象に支援を行う。

事業の要件(概要)

○本事業の対象となる事業主体

都道府県・市町村(以下「地方公共団体」という)・システムベンダー、これらによる共同事業体又はこれらを構成員とする協議会。

○対象となる事業は以下の条件に該当するものに限る。

- ・主たる構成員が「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」に加入していること。
- ・実施地域を管轄する地方運輸局(運輸支局も可)に対して、実施する事業内容について事前連絡をすること。
- ・実施地域の地方公共団体(全国で展開する事業や複数の地方公共団体にまたがって実施する事業等はその地方公共団体すべて)に対して、実施する事業内容について、事前連絡・相談をすること。

- ・以下の①、②、③のいずれかの種類の事業であって、事業生産性やサービス品質の向上に資する事業であること。

① データ統合によるモード横断のデータ活用(協業化)

- 複数の事業者・事業種が連携して、交通モードごと、事業者ごと、決済手段ごとに分断されているデータを統合し、標準データ仕様に準拠したモード横断のデータ活用を実現する事業であること。

② システム統合による業務効率の向上(共同化)

- 標準 API の導入等により、タクシー配車管理システムやデマンドバス配車システムなど多様化するシステムの連携・統合させ、業務効率の向上を図る事業であること。

③ 標準業務モデルの導入によるサービス品質向上(標準化)

- 標準業務モデルに基づくシステムリプレイス及び標準システム導入等により、データ活用等によるオペレーションの高度化などサービス品質向上を図る事業であること。

※本補助事業が定める技術要件に準拠して開発・導入される機能・システム等(以下「補助対象成果物」という。)については、事業完了後も実証環境ではなく本番環境において汎用的に運用すること(本格実装)を求めます。本格実装が認められない場合には、補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

支援内容

<対象経費>

- 1) システム開発に要する経費
 - ・ システム購入、開発、改修等の費用
- 2) 端末整備等に要する経費
 - ・ キャッシュレス端末等の購入、設置に要する費用
- 3) 利用促進費
 - ・ 広告宣伝、利用啓発等に要する費用
- 4) システム利用料
 - ・ ソフトウェア又はクラウドサービス等の利用に要する経費
- 5) 実証運行費
 - ・ 交通サービスの導入及び運行に係る費用(車両費は除く。)
- 6) 交通情報のデータ化に要する費用
 - ・ GTFS-JP シリーズに基づく交通サービスの運行情報に係る標準的なデータ作成に要する経費(本事業により整備されたモビリティ・データはオープンデータとして提供すること。)
 - ・ 国土交通省が定める「乗降実績データ標準仕様書(鉄道・バス)」又は「乗降実績データ標準仕様書(配車アプリ)」に基づく標準的な乗降実績データ作成に要する経費
- 7) その他
 - ・ システムの導入に伴うマニュアル作成費、研修実施費、調査費等

<補助率・上限額>

実施地域の属する地域区分に応じて別表 1 の補助率を乗じた経費を補助とする。

【別表 1】

地域区分	該当地域	補助率・上限額
主に中小都市、過疎地など	人口 10 万人未満の 地方公共団体	補助対象経費 500 万円以下の部分については定額、 500 万円を超える部分は 2/3(上限 1 億円)
主に地方中心都市など	人口 10 万人以上の 地方公共団体	2/3(上限 1 億円)
主に大都市など	東京 23 区 三大都市圏の政令 指定都市	1/2(上限 1 億円)

4<要綱等詳細情報 URL>

要綱等

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html

令和 8 年度 公募要領

https://kotsu-kuhaku-r8.jp/assets/documents/dx_r8_outline_v4.pdf

エントリー方法	
公募期間中に特設サイトから必要様式をダウンロードし記入の上、事務局に提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
〈1 次公募〉 令和 8 年 2 月 13 日～3 月 6 日 公募受付 交付決定日(令和 8 年 4 月以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日 〈2 次公募〉 令和 8 年 6 月 11 日～令和 8 年 9 月 4 日 公募受付 交付決定日(令和 8 年 8 月以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日	
事業の活用実績	
令和 8 年度 全国 1 次公募 28 件	
備考	
令和 8 年度に新設された事業。	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209 (申請手続は受託事務局へ)

【支援メニュー個票】No.A-5-1

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 交通 DX・GX による経営改善支援事業(鉄軌道)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等を行う場合において、補助金を交付する。

事業の要件(概要)

補助対象事業者は、交通DX・GXによる経営改善支援事業を行おうとするときは、次に掲げる事項について、交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画の概要を提出しなければならない。

- 一 公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組
- 二 事業の経営改善に資する新たな取組
- 三 地方公共団体との連携に関する取組
- 四 その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組
- 五 前各号の取組に見込まれる経費

支援内容

<対象経費>

補助対象事業者：鉄軌道事業者(地方公共団体(第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く)、JR各社、大手民鉄及び大手民鉄に準じる大都市周辺の民鉄事業者並びに鋼索鉄道のみを営営する事業者を除く)

- 公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用(遠隔管理システム等)
- デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等(人件費は除く)に要する経費

<補助率・上限額>

1/2(当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額)

<要綱等詳細情報 URL>

要綱等(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/hojokin.html

エントリー方法

以下スケジュールにて行う要望調査にエントリー

(以下スケジュールは目安であり、状況により、要望調査の時期や回数が異なることがあります)

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4 月 要望調査 要望調査後 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後 1 か月以内 実績報告 年度内 額の確定	
事業の活用実績	
令和 6 年度 6 社 令和 5 年度 10 社 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】 No.A-5-2

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 交通 DX・GX による経営改善支援事業(自動車)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●	●	●

事業の概要

地域の交通事業者による地域交通の DX(デジタル・トランスフォーメーション)・GX(グリーン・トランスフォーメーション)等を通じた経営効率化・経営力強化の取組に対する支援措置を講じる。

事業の要件(概要)

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体並びにこれらの者に車両を貸与する者
- ② 一般貸切旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体並びにこれらの者に車両を貸与する者
- ③ 一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体並びにこれらの者に車両を貸与する者

・以下(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。ただし、自家用有償旅客運送者並びに一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体はこの限りではない。なお、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体がクレジット、交通系 IC、二次元コード、その他のキャッシュレス決済機器を交付申請しようとする場合、交付申請をしようとする事業を活用する全ての旅客自動車運送事業者が要件を満たすことを要します。

(ア) 対前事業年度比で「給与総額(※1)」を 1.5%以上増額させることを計画している者(以下、「賃上げを計画している者」という。)又はこれに車両を貸与する者。ただし、営業利益又は経常利益が生じていない者、旅客自動車運送事業の許可を受けていなかった者及び旅客自動車運送事業を休止していた者並びにこれらに車両を貸与する者はこの限りではない。賃上げを計画している者が翌年度以降の補助事業に交付申請する場合は賃上げ実績を証明する書類を提出しなければ交付決定の対象外とされる可能性がある(※2) ことに同意が必要。

(※1) 運転者、車掌、整備員、事務員及びその他の従業員を含む全ての従業員に支給される給与、手当及び賞与の合計額を当該従業員の数で除した額(一人あたりの給与総額)を原則とする。これは、30 両以上の事業者については、要素別原価で出しているものである。

(※2) (ア)の要件について、一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、高速バス、定期観光バス等にかかる収支を除いた営業損益により判定することができる。 (※3) 要素別原価(あるいは旅客自動車運送事業等報告規則に定める一般旅客自動車運送事業人件費明細表)で出している上記(※1)の額が 1.5%を超えているのが原則であるが、個別の事情によって画一的に判断するのが不適切である場合もあることから、「給与総額」について実態を踏まえて、他の適切な方法を用いて算出することも可とすることもあり得る。 (イ) 交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証を受けている者。ただし、交付申請日において有効な認証を受けていない者は、事務局が指定する日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに認証を受ける旨の誓約書を提出することで認証に代えることが出来る。この場合、事務局が指定する日又は事業完了実績報告日のいずれか早い時点で有効な認証を受けていない者は交付決定の取り消しの対象とする。	
支援内容	
<対象経費>	
旅客自動車運送事業者等による DX・GX 等による利便性向上に資する取組に要する経費	
<補助率・上限額>	
1/2(クレジット機器、交通系 IC 決済機器、二次元コード決済機器 その他のキャッシュレス決済機器は 1/3)	
<要綱等詳細情報 URL>	
要綱等(地域公共交通確保維持改善事業費補助金) https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の 4 月～5 月頃に交付申請。 (参考) 令和 8 年度におけるホームページ https://www.kotsu-dxgx-hojo.go.jp/	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4 月頃～5 月頃 交付申請 6 月頃～7 月頃 交付決定 交付決定日～2 月末 事業実施 事業完了後 10 日以内または 2 月末(いずれか早い日) 実績報告 実績報告後～次年度 4 月頃 額の確定→入金	
事業の活用実績	
令和 7 年度 877 件 (バス 175 件、タクシー 702 件) 令和 6 年度 550 件 (バス 126 件、タクシー 424 件) 令和 5 年度 854 件 (バス 226 件、タクシー 628 件) (関東運輸局管内)	
備考	
「旅客自動車運送事業における人材確保支援事業」は令和 8 年度から地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要綱から独立し別途運用。	
問い合わせ先	(バス) 関東運輸局自動車交通部旅客第一課 電話：045-211-7245 (タクシー) 関東運輸局自動車交通部旅客第二課 電話：045-211-7246

【支援メニュー個票】No.A-5-3

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 自動運転社会実装推進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●				●

事業の概要

地方公共団体等を主体として、自動運転技術を活用した地域交通サービスの社会実装を推進する事業に対して支援を行う。レベル 4 自動運転による通年運行の実現を前提に、技術の高度化や安全性の確保、運行体制の構築、収支性の検討等を行うとともに、地域との連携を通じて社会受容性の向上を図り、持続可能なビジネスモデルの確立及び地域における新たな移動サービスの構築を促進する。

事業の要件(概要)

以下の全ての条件を満たす地方公共団体が、社会の受容性を高め、かつ地域に根ざした自動運転の通年運行等の実施、レベル 4 の実現を前提とした技術の磨き上げ、事業性の検討等を通じて、自動運転を活用した地域づくりを推進する取組に係る事業が補助対象事業となります。

- ・レベル 4 自動運転技術を提供するベンダー・交通事業者が参画すること
- ・レベル 4 自動運転技術実装後の中長期収支計画を策定すること
- ・自動運転移動サービスの実現に向け「レベル 4 モビリティ・地域コミティ」※を設置すること
- ・地域公共交通計画に位置付けられた路線を対象とすること

※「レベル 4 モビリティ・地域コミティ」：地方公共団体・関係行政機関・事業者による綿密な連携体制を構築することで、地域の受容性醸成を図りつつ、手続きの透明性・公平性を確保し、各地のレベル 4 自動運転サービスの実現を加速するために設置する会議体

支援内容

<対象経費>

(1) 重点支援事業及び一般支援事業

自動運転車の購入、リース、改造等に要する経費、車両整備等の運行に要する経費、運転者や保安要員等の自動運転を活用した地域交通サービスに携わる者の人件費、その他自動運転を活用した地域交通サービスの社会実装に真に要する経費が本事業の補助対象経費となります。

ただし、車両のリース費及び車両の展示会やシンポジウム等のイベント開催経費等のレベル 4 実装や通年運行に直接的な関連が少ないものや、レベル 4 実装済みのルートにおける経費は対象外となります。

(2) 省人化支援事業

レベル 4 実装済みのルートに対する、車両開発費、システム関連費、労務費、その他自動運転を活用した地域交通サービスの社会実装のため、社内無人化等の省人化に向けた技術的課題解決に真に要する経費が本事業の補助対象経費となります。

ただし、車両の展示会やシンポジウム等のイベント開催経費等の社内無人化等に向けた技術的課題解決や通年運行に直接的な関連が少ないものは対象外となります。

<補助率・上限額>

別表 1 の補助率を乗じた経費を補助とする。

【別表 1】

事業区分	内容	補助率・補助上限
重点支援事業	地域公共交通の先駆的・優事例として横展開できる事業	4/5(補助上限 4 億円)
一般支援事業	重点支援事業には該当しないものの、早期のレベル 4 実装が見込まれる事業	4/5(補助上限 2 億円)
省人化支援事業	レベル 4 実装済みで、省人化向上に資する技術的課題解決に取り組む事業	2/5(補助上限 0.2 億円)

<要綱等詳細情報 URL>

公募開始プレスリリース

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000553.html

令和 8 年度受託事務局による公募案内サイト

<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2026/autonomous-car-implementation2602.html>

エントリー方法

公募説明会に参加のうえ、様式に必要事項を記載し、応募書類を事務局に提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

(令和 8 年度事業)

公募期間：令和 8 年 3 月 27 日～4 月 30 日

採択通知：5 月末頃より順次

以後順次、交付申請→交付決定→事業実施(～2 月末)

中間検査：12 月～1 月頃

確定検査：2 月下旬～3 月上旬頃

実績報告書提出、補助金支払い：3 月

事業の活用実績

(全国、採択件数)

令和 8 年度執行事業(自動運転社会実装推進事業)37 件(うち重点支援は 5 件)

<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2025/autonomous-car-investigation2607.html>

令和 7 年度執行事業(自動運転社会実装推進事業)67 件(うち重点支援は 13 件)

<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2025/autonomous-car-investigation2506.html>

令和 6 年度執行事業(自動運転社会実装推進事業)99 件

<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/autonomous-car-investigation2407.html>

備考

問い合わせ先

関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209
(申請手続きは受託事務局へ)

【支援メニュー個票】No.A-5-4

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 危険なバス停対策事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		●

事業の概要

全国における交通安全上問題のあるバス停について安全対策を行う取組を支援

事業の要件(概要)

補助対象は一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体等

支援内容

<対象経費>

交通安全上問題のあるバス停留所(※)の安全対策に要する費用

※路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について(令和元年12月13日付け国自旅第210号)により抽出されたバス停留所

<補助率・上限額>

1/2

<要綱等詳細情報 URL>

要綱等(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)

https://www.wtb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html

エントリー方法

補助金を活用しようとする年度の前年度の3月頃に実施する要望調査にエントリー。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

3月頃 要望調査

5月頃 内示

6月頃～翌年2月頃 交付申請→交付決定

8月～翌年2月 事業実施

3月頃 実績報告

3月頃～4月 額の確定→入金

事業の活用実績

令和7年度 5件

令和6年度 9件

令和5年度 14件

(関東運輸局管内)

備考

問い合わせ先	関東運輸局自動車交通部旅客第一課 電話：045-211-7245
--------	----------------------------------

【支援メニュー個票】No.A-5-5

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (先進車両導入支援事業) 地域公共交通関連技術研究開発費補助金 (先進車両導入支援試験実証事業)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●				

事業の概要

鉄軌道・バスに係るEV車両、GX/DX車両、自動運転車両など先進的な車両の導入や、その機能改良・高度化についての実証研究等を支援することにより、より持続可能で利便性・生産性の高い地域交通ネットワークへと再構築を図る。

※「先進車両」とは、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークの再構築を実現するため、鉄軌道・バスに係るEV車両・GX/DX車両・自動運転車両等の運行効率化・経営効率化・環境負荷の低減等に資する先進的な車両をいう。

※「先進車両導入支援事業」とは、地域におけるまちづくり及び観光の振興に関する施策と連携して取り組む地域公共交通ネットワークの形成に必要な先進車両の導入(新設だけではなく、既存車両の先進車両への改良(同時に実施する安全性の向上に資する車両設備の整備を含む))の支援に関する事業をいう。

※「先進車両導入支援試験実証事業」とは、地域におけるまちづくり及び観光の振興に関する施策と連携して取り組む地域公共交通ネットワークの形成に必要な先進車両の導入並びに鉄道事業及び一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両の機能改良・高度化のための実証研究等の支援に関する事業をいう。

事業の要件(概要)

- ・補助対象事業者である地方公共団体が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画又は再構築方針を作成していること。
- ・次のイ～ホのいずれかの地域公共交通特定事業実施計画の認定を受けていること。
 - イ 軌道運送高度化実施計画
 - ロ 道路運送高度化実施計画
 - ハ 鉄道事業再構築実施計画
 - ニ 地域旅客運送サービス継続実施計画
 - ホ 地域公共交通利便増進実施計画
- ・補助対象事業者である地方公共団体が、都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画その他のまちづくり又は観光の振興に関する計画を作成しているものであって、まちづくり計画等において、当該地域公共交通ネットワークの活用についての実効性ある取組が具体的に記載されていること。

・地域公共交通特定事業の実施計画において、次のイ～ハに掲げる事項に関する目標が記載されていること。 - イ 当該地域公共交通の利用者数 - ロ 当該地域公共交通の事業収支 - ハ 当該地域公共交通に対する国又は地方公共団体の支出額 ・地域公共交通特定事業の実施計画において、当該地域公共交通に関する利用促進施策に関する事項が具体的に記載されていること。 ※補助対象事業がバスに係る先進車両の導入に関する事業である場合にあっては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統・地域内フィーダー系統)の交付を受けている運行系統に係る補助対象事業者に関する先進車両の導入に限る。		
支援内容		
<対象経費>		
先進的な車両の導入、機能改良・高度化の実証研究に関する経費		
<補助率・上限額>		
地方公共団体が補助対象事業に要した本工事費(資産の購入を含む。)の1/2 ※JR 本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限(1/3は事業者の自己負担)とする。 ※地方負担分について、第三種鉄道事業者(地方公共団体)又は第三セクター鉄道(地方公共団体の出資が50%以上)の場合、地方債充当率100%、うち45%について普通交付税措置あり。中小鉄道又は第三セクター鉄道等(上記以外)の場合、特別交付税措置あり。		
<要綱等詳細情報 URL>		
先進車両導入支援事業 交付要綱 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001715669.pdf 先進車両導入支援試験実証事業 交付要綱 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001715684.pdf		
エントリー方法		
問い合わせ先へご連絡ください。		
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)		
実績なし		
事業の活用実績		
令和6年度 0件 令和5年度 0件 (関東運輸局管内)		
備考		
社総交との併用を想定しているが単独でも活用可。ただし、対象経費を重複して受けてはならない。 ※類似する事業として「地域における受入環境整備促進事業補助金(インバウンド先進車両導入支援事業)(個票 No.A-6-5)」があり。		
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 関東運輸局鉄道部監理課、計画課 関東運輸局自動車交通部旅客第一課	電話：045-211-7209 電話：045-211-7239 電話：045-211-7245

【支援メニュー個票】No.A-5-6

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	旅客自動車運送事業における人材確保支援事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●	●	●

事業の概要

地域の日常生活・社会経済活動の基盤となるバス・タクシー事業が行う人手不足対策の取組に対して支援を行うことにより、地域の公共交通の維持を図る。

事業の要件(概要)

- (1) 交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証を受けている者。ただし、交付申請日において有効な認証を受けていない者は、事務局が指定する日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに認証を受ける旨の誓約書を提出することで認証に代えることが出来る。この場合、事務局が指定する日又は事業完了実績報告日のいずれか早い時点で有効な認証を受けていない者は交付決定の取り消しの対象とする。
- (2) 補助事業により第二種運転免許を取得した者を3か月以上運転者として雇用すること。補助事業により教習を受講した者が第二種運転免許を取得しなかった場合及び第二種運転免許を取得した者が3ヶ月未満で解雇された若しくは退職(死亡による退職を除く)した場合又は運転者の任を解かれた場合は交付決定の取り消しの対象とし補助金の返還を請求する。
- (3) 補助対象である二次免許取得予定者が、厚生労働省の人材開発 支援助成金及び教育訓練給付制度の受給要件に該当しないこと。

支援内容

<対象経費>

旅客自動車運送事業者等による人材確保に資する取組に要する経費(人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、二種免許取得に関する経費、女性運転者等の職場環境改善に資する設備の設置経費、カスタマーハラスメント対策に要する経費等)

<補助率・上限額>

1/3(運転者職場環境良好度認証制度による一つ星の認証を受けている者)または1/2(運転者職場環境良好度認証制度による二つ星又は三つ星の認証を受けている者)。

なお、一つ星の認証を受けている者が二つ星又は三つ星の認証を受けている者の補助率を希望する場合は事務局の指定する日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに変動予定後の星の認証を取得する旨の誓約を行うとともに、変動予定後の星の数に基づく金額で交付申請を行うことも可能である。ただし、事務局の指定する日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに変動予定後の星の認証を取得できなかった場合は補助率1/3を適用する。

また、「自家用有償旅客運送者」及び「一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体」が申請主体となる場合は補助率 1/2 を適用する。	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等(旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金) https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の 4 月～5 月頃に交付申請。 (参考) 令和 8 年度におけるホームページ https://www.kotsu-dxgx-hojo.go.jp/	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4 月頃～5 月頃 交付申請 6 月頃～7 月頃 交付決定 交付決定日～2 月末 事業実施 事業完了後 10 日以内または 2 月末(いずれか早い日) 実績報告 実績報告後～次年度 4 月頃 額の確定→入金	
事業の活用実績	
備考	
令和 8 年度から地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要綱から独立し別途運用。	
問い合わせ先	(バス) 関東運輸局自動車交通部旅客第一課 電話：045-211-7245 (タクシー) 関東運輸局自動車交通部旅客第二課 電話：045-211-7246

【支援メニュー個票】 No.A-6-1

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域における受入環境整備促進事業補助金 交通サービス利便向上促進事業(鉄軌道)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業

事業の要件(概要)

補助対象事業者：以下＜対象経費＞に記載のとおり

支援内容

＜対象経費＞

(1)鉄軌道事業者(JR 本州 3 社は除く。大手民鉄・準大手民鉄は東京駅及び大阪駅から半径 50km・名古屋駅から半径 40km 以内の範囲の路線を除く)

- ①無料公衆無線 LAN 環境の整備に要する経費
- ②案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ等の多言語表記、案内放送の多言語化、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入に要する経費
- ③非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費
- ④クレジットカード等の利用又は QR コード決済を可能とするシステムの導入及び企画乗車船券の IC カード化に要する経費
- ⑤車両における荷物置き場の設置に要する経費
- ⑥観光列車、サイクルトレインの導入、改造に要する経費

(2)鉄軌道事業者

- ①全国相互利用可能な交通系 IC カードの利用を可能にするシステム、ロケーションシステムの導入その他 IT システム等の高度化に要する経費
- ②鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(エレベーター等)
- ③LRT 整備計画に基づき実施される LRT システムの整備に要する経費(低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等)

＜補助率・上限額＞

上記＜対象経費＞欄の番号に対応。

(1)1/3(多言語拡声装置の導入、非常用電源装置、携帯電話充電器等の整備は 1/2)

(2) 1/3(③のうち、公共交通計画及び利便増進計画に基づいて実施される事業は 2/5、公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業、公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業は 1/2)	
<要綱等詳細情報 URL>	
要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html	
エントリー方法	
以下スケジュールにて行う要望調査にエントリー (以下スケジュールは目安であり、状況により、要望調査の時期や回数が異なることがあります)	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
上記<対象経費>中(2)②については、補助対象年度の前年度に数回実施 それ以外については、補助対象年度の前年度の 4 月に実施 3 月 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後 1 ヶ月以内 実績報告 年度内 額の確定	
事業の活用実績	
令和 6 年度 7 社 令和 5 年度 7 社 令和 4 年度 9 社 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-6-2

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域における受入環境整備促進事業 交通サービス利便向上促進事業(自動車)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●		●	●	●

事業の概要

全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に資する取組を集中的に支援。

事業の要件(概要)

(1) ジャンボタクシーの導入については、導入しようとする車両が以下(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 交通アクセス又は観光周遊に使用するものであること。

(イ) 車内にクレジットカード等のキャッシュレス決済機器を搭載すること。

(2) クレジット、交通系ＩＣ、二次元コード、その他のキャッシュレス決済機器を導入する場合は以下(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。ただし、自家用有償旅客運送者並びに一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体はこの限りではない。なお、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体が交付申請しようとする場合、交付申請をしようとする事業を活用する全ての旅客自動車運送事業者が要件を満たすことを要します。また、レンタカー事業者は要件(ア)のみを対象とし、要件(イ)は不要です。

(ア) 対前事業年度比で「給与総額(※1)」を1.5%以上増額させることを計画している者(以下、「賃上げを計画している者」という。)又はこれに車両を貸与する者。ただし、営業利益又は経常利益が生じていない者、旅客自動車運送事業の許可を受けていなかった者及び旅客自動車運送事業を休止していた者並びにこれらに車両を貸与する者はこの限りではない。賃上げを計画している者が翌年度以降の補助事業に交付申請する場合は賃上げ実績を証明する書類を提出しなければ交付決定の対象外とされる可能性がある(※2)ことに同意が必要。

(※1) 運転者、車掌、整備員、事務員及びその他の従業員を含む全ての従業員に支給される給与、手当及び賞与の合計額を当該従業員の数で除した額(一人あたりの給与総額)を原則とする。これは、30 両以上の事業者については、要素別原価で出しているものである。

(※2) (ア)の要件について、一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、高速バス、定期観光バス等にかかる収支を除いた営業損益により判定することができる。

(※3) 要素別原価(あるいは旅客自動車運送事業等報告規則に定める一般旅客自動車運送事業人件費明細表)で出している上記(※1)の額が1.5%を超えているのが原則であるが、個別の事情

によって画一的に判断するのが不適切である場合もあることから、「給与総額」について実態を踏まえて、他の適切な方法を用いて算出することも可とすることもあり得る。

- (イ) 交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証を受けている者。ただし、交付申請日において有効な認証を受けていない者は、事務局が指定する日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに認証を受ける旨の誓約書を提出することで認証に代えることが出来ます。この場合、事務局が指定する日又は事業完了実績報告日のいずれか早い時点で有効な認証を受けていない者は交付決定の取り消しの対象とする。

支援内容

<対象経費>

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、レンタカー事業者、自家用有償旅客運送者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者

- ① 無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費
- ② 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ(PC又はスマートフォン等から利用できるものとして、経路検索又は予約システムを提供する物に限る。)等の多言語表記等、案内放送の多言語化、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入並びにスタッフのための外国語接遇等の研修(人件費は除く)に要する経費
- ③ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費
- ④ 公共車両優先システム(P T P S)に係る車載器の整備(空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものに限る。)に要する経費
- ⑤ 全国相互利用可能な交通系 IC カード、クレジットカード等の利用、QR コード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券の IC カード化、レンタカーの ETC カード対応
- ※1、バスロケーションシステムの導入その他 IT システム等の高度化に要する経費
- ⑥ バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費
- ⑦ レンタカーの外国人ドライバー支援に要する経費

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者

- ① バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限り一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの(ノンステップバス及びリフト付バス)及びユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)
- ② ジャンボタクシーの導入・改造(空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費
- ③ サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バス等の導入、改造に要する経費

(3) 地方公共団体、民間事業者(法人格を有するもの)、協議会(地方公共団体、民間事業者等により構成される合議体をいう。)及びこれらの者に車両を貸与する者

- ① 超小型モビリティの導入(観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費

(4) 一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体等

①バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。))及び多機能トイレの設置等に要する経費

(5)一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体及びこれらの者に車両を貸与する者等

①BRTシステムの整備(訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。)に要する経費(連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム(PTPS)車載器)

※故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみは補助対象としない。

※1 ETC 車載器を除くカードリーダーやプリンターの導入等を補助対象とする。

<補助率・上限額>

(1)1/3(多言語拡声装置の導入並びに非常用電源装置及び携帯電話充電器等の整備に要する経費は1/2)

(2)1/3(ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2(空港アクセスに使用するリフト付きバスは2/3)を乗じていずれか少ない額)

(3)10/10又は別途定める上限額のいずれか少ない額

(4)1/3

(5)1/3(公共交通計画及び利便増進計画に基づいて実施される事業は2/5、公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業、公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業は1/2)

<要綱等詳細情報 URL>

要綱等

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/hojokin.html

エントリー方法

補助金を活用しようとする年度の4月～5月頃に交付申請。

(参考)令和8年度におけるホームページ

<https://www.kotsu-dxgx-hojo.go.jp/>

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

4月頃～5月頃 交付申請

6月頃～7月頃 交付決定

交付決定日～2月末 事業実施

事業完了後10日以内または2月末(いずれか早い日) 実績報告

実績報告後～次年度4月頃 額の確定→入金

事業の活用実績

令和7年度 104件(バス30件、タクシー74件)
 令和6年度 567件(バス71件、タクシー496件)
 令和5年度 589件(バス84件、タクシー505件)
 (関東運輸局管内)

※補助メニュー毎の数値の合計となるため、同一事業者が複数メニューを活用している場合は重複して件数がカウントされております。

備考

※類似する事業として「地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業(自動車)個票 No. A-2-2)、(利用環境改善促進等事業(BRT)個票 No. A-2-3))」や「地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (交通DX・GXによる経営改善支援事業(自動車)個票 No. A-5-2)」があり、予算の状況等によっては上記類似事業の内示となることがあります。

問い合わせ先

関東運輸局自動車交通部旅客第一課(バス関係)
 電話：045-211-7245
 関東運輸局自動車交通部旅客第二課(タクシー関係)
 電話：045-211-7246

【支援メニュー個票】 No.A-6-3

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域における受入環境整備促進事業補助金 インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業

事業の要件(概要)

補助対象事業者：旅客輸送を行う鉄軌道事業者及び鉄軌道事業者に車両を貸与する者(地方公共団体(第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。)、JR東日本・東海・西日本、大手民鉄、大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者を除く。)

支援内容

<対象経費>

- ・訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備(車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化)の整備等
- ・案内表示装置(車内)、車内放送装置、行先・車両種別表示(車外)等については、新設だけでなく、サービス提供区域・路線・車両の拡大等、機能の明確な向上を伴う場合にも補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。
また、車両内において次停車駅に関して多言語で情報提供を行うこととする。車両設備の整備には、安全性の向上に資する車両(冷暖房化を除く。)、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備を含む。
なお、車両設備の整備等の「等」とは、大規模修繕(車両検査を含み、単なる部品交換や点検等あるいは全般検査等と一体に行わない小規模なもの(車両削正等)を除く。)とする。
ただし、安全性の向上に資する車両(冷暖房化を除く。)、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備及び大規模修繕については、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を併せて実施する場合(既に実施されている場合を含む。)に限り補助対象とする。
- ・補助対象事業者が鉄軌道事業者(地方公共団体(第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。))JR東日本・JR東海・JR西日本・貨物、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者を除く。)に車両を貸与する者の場合は、車両の導入に限る

＜補助率・上限額＞	
補助対象経費の 1／3 以内 ※ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況(財政力指数要件)の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1／2 以内(鉄道事業再構築事業実施計画に訪日外国人旅行者を含む観光誘客の取組が位置付けられているものに限る。)	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の前年度の 4 月頃から要望調査開始	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4 月 要望調査 3 月 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後一ヶ月以内 実績報告 年度内 額の確定	
事業の活用実績	
令和 6 年度 13 社 令和 5 年度 11 社 令和 4 年度 3 社 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-6-4

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域における受入環境整備促進事業補助金 交通サービス調査事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●				

事業の概要

次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業

ロ 訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業

事業の要件(概要)

- ・ 補助対象事業者は、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村。

支援内容

<対象経費>

(1) 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。)：調査に要する費用(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、訪日外国人旅行者を含む利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、訪日外国人旅行者等への周知事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)

(2)-①利用促進に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。)

- ・ 公共交通マップ、総合時刻表等の作成(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費
- ・ 公共交通・乗継情報等の提供(訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)に要する経費
- ・ 訪日外国人旅行者等の割引運賃設定、企画乗車券発行等に要する経費(割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。)
- ・ 地域におけるワークショップの開催に要する経費

(2)-②利用促進の効果等の評価に係る事業(二次交通対策に係るものに限る。)

- ・ 効果検証のための起終点(OD)調査や満足度調査等のフォローアップ調査費
- ・ 協議会開催等の事務費

<補助率・上限額>

(1) 1/2 上限 1,000 万円

(2) 1/2

＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html	
エントリー方法	
補助金を受けようとする年度の前年度 2 月頃に実施する要望調査にエントリー	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
2 月 要望調査 3 月 内示 以降順次、交付申請→交付決定→事業実施 ～3 月 実績報告→額の確定→入金	
事業の活用実績	
関東運輸局管内では実績無し	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】NO.A-6-5

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域における受入環境整備促進事業補助金 インバウンド先進車両導入支援事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●				

事業の概要

地域づくりの一環として、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現するため、地域におけるまちづくり及び観光の振興に関する施策と連携して取り組む地域公共交通ネットワークの形成に必要な鉄軌道・バスに係るEV車両・GX/DX車両・自動運転車両等の先進的な車両であって、訪日外国人旅行者等の利便性の向上又は観光コンテンツとしてのインバウンドの魅力向上に資する「インバウンド先進車両」の導入を支援する。

事業の要件(概要)

- ・補助対象事業者である地方公共団体が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画又は再構築方針を作成していること。
- ・次のイ～ホのいずれかの地域公共交通特定事業実施計画の認定を受けていること。
 - イ 軌道運送高度化実施計画
 - ロ 道路運送高度化実施計画
 - ハ 鉄道事業再構築実施計画
 - ニ 地域旅客運送サービス継続実施計画
 - ホ 地域公共交通利便増進実施計画
- ・補助対象事業者である地方公共団体が、都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画その他のまちづくり又は観光の振興に関する計画を作成しているものであって、まちづくり計画等において、当該地域公共交通ネットワークの活用についての実効性ある取組が具体的に記載されていること。
- ・地域公共交通特定事業の実施計画において、次のイ～ハに掲げる事項に関する目標が記載されていること。
 - イ 当該地域公共交通の利用者数
 - ロ 当該地域公共交通の事業収支
 - ハ 当該地域公共交通に対する国又は地方公共団体の支出額
- ・地域公共交通特定事業の実施計画において、当該地域公共交通に関する利用促進施策に関する事項が具体的に記載されていること。
- ・インバウンド先進車両には、車両案内表示、車両案内放送又は車体の行先表示の多言語化を実施するものとする。

支援内容		
＜対象経費＞		
先進的な車両の導入に関する経費		
＜補助率・上限額＞		
補助対象経費の 1/2		
※JR 本州 3 社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の 2/3 を(1/3 は事業者の自己負担)補助対象経費とし、これに補助率 1/2 を乗じて得た額以内の額とする。 ※地方負担分について、第三種鉄道事業者(地方公共団体)又は第三セクター鉄道(地方公共団体の出資が 50%以上)の場合、地方債充当率 100%、うち 45%について普通交付税措置あり。中小鉄道又は第三セクター鉄道等(上記以外)の場合、特別交付税措置あり。		
＜要綱等詳細情報 URL＞		
要綱等		
https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html		
エントリー方法		
問い合わせ先へご連絡ください。		
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)		
実績なし		
事業の活用実績		
令和 6 年度 0 件		
令和 5 年度 0 件		
(関東運輸局管内)		
備考		
社総交との併用を想定しているが単独でも活用可。ただし、対象経費を重複して受けてはならない。 ※類似する事業として「地域公共交通確保維持改善事業補助金(先進車両導入支援事業)(個票 No.A-5-5)」があり、予算の状況等によっては上記類似事業の内示となることがあります。		
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課	電話：045-211-7209
	関東運輸局鉄道部監理課、計画課	電話：045-211-7239
	関東運輸局自動車交通部旅客第一課	電話：045-211-7245

【支援メニュー個票】No.A-6-6

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	地域における受入環境整備促進事業補助金 地方ゲートウェイの刷新事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●		●	●	●

事業の概要

二次交通への円滑なアクセスに資する乗場環境の整備・改善に資する以下の取組に対して支援。

- ・アプリ専用乗り場の設置等二次交通への円滑なアクセスに資する乗り場の設置
- ・既存の乗場の改良等二次交通への円滑なアクセスを目的とした乗り場環境の改善・整備
- ・乗場の混雑状況確認のための監視カメラの設置
- ・乗場の混雑状況を表示するためのサイネージの設置 等

事業の要件(概要)

支援内容

<対象経費>

※令和 8 年度公募要領より抜粋

① 二次交通への円滑なアクセスに資する乗場の設置

- ・新たな乗場の設置に要した費用。
- ・新たな乗場の設置とは、新たな乗場を設定し乗車ポイント標柱を設置する場合を含む。
- ・1 つの乗場につき、補助対象経費の上限は 1,000 万円とする。

② 二次交通への円滑なアクセスを目的とした乗場環境の整備・改善

- ・既存の乗場の移設に要した費用、既存の乗場の区画を整理するために要した費用(路面のラインの引き直し等を含む)、既存の乗場に上屋・ベンチ等を設置しまたはそれらを修繕するために要した費用を補助対象経費とし、1 つの乗場につき補助対象経費の上限は 1,000 万円とする。
- ・既存の乗場に上屋・ベンチ等を設置する際には、上屋やベンチの本来的機能を果たすために必要最低限の機能・性能を有する程度のものとし、高度な機能や性能を備えたものは補助の対象外とする。

③ WEB カメラの設置・導入

- ・タクシープールの車両の状況、タクシー乗場における乗客の待ち列の状況、タクシー乗場の配車状況等を確認するための WEB カメラ及びその設置のための機器や器具(ルーター機器や無線 LAN 機器を含む)、WEB カメラの映像を映すためのモニターの購入に要した費用。
- ・WEB カメラ及びモニターの設置工事のために要した費用。

• WEB カメラの購入に要する費用は 1 台につき 50 万円を限度とする。ただし、設置のための機器や器具の購入に要した費用は含まない。 • モニターの購入に要する費用は 1 台につき 50 万円を限度とする。ただし、設置のための機器や器具の購入に要した費用は含まない。	
④ サイネージの設置・導入	
• 乗場の混雑状況を表示するためのデジタルサイネージの購入に要した費用及び設置工事に要した費用。 • サイネージの購入に要する費用は 1 台につき 50 万円を限度とする。ただし、設置のための機器や器具の購入に要した費用は含まない。	
⑥ 二次交通への円滑なアクセスに資する乗場環境の整備・改善のためのその他機器の設置・導入	
• 乗場の標識及び乗場案内看板(デジタルサイネージを含む)の購入及び設置に要した費用。 • 既存の乗車における乗場の利便性向上を目的とした乗車標識の修繕及び移設、既設の乗場案内看板(デジタルサイネージを含む)の移設に要した費用を補助対象経費とする。ただし、単に既存の乗場における乗車標識の修繕を行った場合の費用は、含まない。	
<補助率・上限額>	
1/3	
<要綱等詳細情報 URL>	
要綱等： https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の 4 月～5 月頃に交付申請。 (参考)令和 8 年度におけるホームページ https://www.kotsu-dxgx-hojo.go.jp/	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和 8 年 4 月～5 月 交付申請 6 月頃～7 月頃 交付決定 交付決定日～2 月末 事業実施 事業完了後 10 日以内または 2 月末(いずれか早い日) 実績報告 実績報告後～次年度 4 月頃 額の確定→入金	
事業の活用実績	
令和 7 年度 6 件(バス 4 件、タクシー 2 件) (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局自動車交通部旅客第一課(バス関係) 電話：045-211-7245 関東運輸局自動車交通部旅客第二課(タクシー関係) 電話：045-211-7246

【支援メニュー個票】No.A-6-7

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	観光振興事業費補助金 公共交通利用環境の革新等事業(鉄軌道)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪の見込みがある市区町村に係る観光地(以下「特定観光地」)に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。)の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業

事業の要件(概要)

「公共交通利用環境刷新計画」を策定し、認定を受けること。

支援内容

<対象経費>

(対象モード：鉄軌道、索道※鉄軌道と索道とで補助可能なメニューは異なります。詳細は要綱をご参照ください)

以下①～④のメニューを3つ以上実施(実施済みのメニューが3つ以上ある場合は、当該メニュー以外の全てのメニューを実施)する。

- ①多言語対応(事故・災害時等を含む)
- ②無料Wi-Fiサービス
- ③トイレの洋式化(バリアフリートイレの設置を含む)
- ④キャッシュレス決済対応

※現状、③については、補助対象外です。

以下の⑤から⑧までのメニューについては、①から④までのメニューを3つ以上実施(実施済みのメニューがある場合は、当該メニュー以外から3つ以上のメニューを実施(実施済みのメニューが3つ以上ある場合は、当該メニュー以外の全てのメニューを実施)する場合(通常整備が想定されない場合を除く。))に支援することができる。

- ⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保
- ⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上
 - 旅客施設の移動円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等))
 - LRTシステムの整備に要する経費(低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等)
 - 車両における荷物置き場の設置

⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応 ● 観光列車、サイクルトレイン、その他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人向け車両等の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費等 ⑦ 地方ゲートウェイの刷新 ● 二次交通への円滑かつ快適なアクセスに資する乗場環境又は待合環境の整備に要する経費のうち、本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)	
<補助率・上限額> ・ 1/2(必須メニュー①～④を全て実施する場合) ・ 1/3(必須メニュー①～④のうち実施済がある場合。ただし、「⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保」は必須メニューを全て実施しない場合でも補助率 1/2)	
<要綱等詳細情報 URL> 要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html	
エントリー方法 以下スケジュールにて行う要望調査にエントリー (以下スケジュールは目安であり、状況により、要望調査の時期や回数が異なることがあります)	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) 補助対象年度の前年度の 4 月に実施 3 月 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後 1 ヶ月以内 実績報告 年度内 額の確定	
事業の活用実績 令和 6 年度 2 社 令和 5 年度 0 社 令和 4 年度 1 社 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-6-8

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	観光振興事業費補助金 公共交通利用環境の革新等事業(自動車)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●		●	●	●

事業の概要

我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪の見込みがある市区町村に係る観光地(以下「特定観光地」)に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。)の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業

事業の要件(概要)

- ・「公共交通利用環境刷新計画」を策定し、認定を受けること。

支援内容

<対象経費>

(対象モード：バス、タクシー、自家用有償運送)

以下①～④のメニューを3つ以上実施(実施済みのメニューが3つ以上ある場合は、当該メニュー以外の全てのメニューを実施)する。

- ①多言語対応(事故・災害時等を含む)
- ②無料 Wi-Fi サービス
- ③トイレの洋式化(バリアフリートイレの設置を含む)
- ④キャッシュレス決済対応

以下の⑤から⑨までのメニューについては、①から④までのメニューを3つ以上実施(実施済みのメニューがある場合は、当該メニュー以外から3つ以上のメニューを実施(実施済みのメニューが3つ以上ある場合は、当該メニュー以外の全てのメニューを実施))する場合(通常整備が想定されない場合を除く。)に支援することができる。

- ⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保
- ⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上
 - 旅客施設の移動円滑化に要する経費(段差の解消(エレベーター、スロープ等に限る。))
 - インバウンド対応型バス・タクシー車両の移動等円滑化(BRT システムにより運行するインバウンド対応型バスについては、連節車両本体及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム(P T P S)車載器)
 - 車両における荷物置き場の設置

⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応 ● 観光列車、サイクルトレイン、サイクルバス、オープントップバス、水陸両用バスその他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人向け車両等の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費等) ⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等 ● オンデマンド交通等のシステム構築経費 ● 自家用有償旅客運送の運転者の育成経費 ⑧ 地方ゲートウェイの刷新 ● 二次交通への円滑かつ快適なアクセスに資する乗場環境又は待合環境の整備に要する経費のうち、本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。)※地域における受入環境整備促進事業補助金(地方ゲートウェイの刷新事業)と同様の事業。	
＜補助率・上限額＞	
・ 1/2(必須メニュー①～④を全て実施する場合) ・ 1/3(必須メニュー①～④のうち実施済がある場合。ただし、「⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保」は必須メニューを全て実施しない場合でも補助率 1/2)	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の前年度の 2 月頃実施する要望調査にエントリー	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
2 月頃 要望調査 5 月頃 内示 10 月頃～翌年 1 月頃 交付申請→交付決定 11 月頃～翌年 3 月 事業実施 翌年 1 月頃～3 月頃 実績報告 翌年 3 月頃～4 月頃 額の確定→入金	
事業の活用実績	
令和 5 年度 0 件(バスのみ) 令和 4 年度 2 件(バスのみ) 令和 3 年度 5 件(バスのみ) (関東運輸局管内)	
備考	
要綱上は「レンタカー」「超小型モビリティ」「シェアサイクル又はマイクロモビリティ」も補助対象となっていますが、近年は募集をしておりません。 ※令和 6 年度以降は、執行予定なし	
問い合わせ先	(バス) 関東運輸局自動車交通部旅客第一課 電話：045-211-7245 (タクシー) 関東運輸局自動車交通部旅客第二課 電話：045-211-7246

【支援メニュー個票】 No.A-6-9

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	観光振興事業費補助金 地域内観光フィーダー系統補助事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●							

事業の概要

オーバートーリズムや交通空白等の課題解決を通じた持続可能な観光の推進に向けて、主要交通結節点と観光地を結ぶ二次交通及び観光地内周遊交通としての役割が期待される地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援。

事業の要件(概要)

【補助対象者】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会(以下「法定協議会」という)。

【補助対象となる系統の要件】

- ・地域内観光フィーダー系統補助事業により運行する系統の地域の公共交通及び観光政策における位置付け・役割、補助事業の必要性、運行系統に係る事業及び実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法の記載があること。
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者による運行。
- ・国土交通省がリストアップする主要交通結節点及び国際観光振興法に定める指定区間のいずれにも接続すること(通称：接続性)。
- ・新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること(通称：新規性)。
- ・補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行されるものであること。
- ・1回当たりの乗車人数が2人以上であること(定時定路線型の場合に限る)。
- ・計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統。

※ 利便増進計画・運送継続計画の認定を受けている場合は特例で要件緩和あり

支援内容

<対象経費>

補助対象系統に係る補助対象経常費用(運行事業者の費用単価×実績)と経常収益の差額

<補助率・上限額>

1/2 以内

＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等： https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html がんばる地域応援プロジェクト第 2 回 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/gannbaru/index_2026.html	
エントリー方法	
補助金を受けようとする事業年度の前年度の 6 月末までに、法定協議会による協議を経て、計画認定申請を運輸局あて提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
<<令和 9 年度の補助対象期間＝令和 8 年 10 月～9 年 9 月末>> 8 年 6 月 計画認定申請を提出 8 年 9 月 計画認定 8 月 10 月～9 年 9 月末 計画通り運行を実施 9 年 11 月 交付申請 10 年 1 月 事業評価提出 10 年 3 月頃 交付決定及び額の確定 10 年 4 月頃 入金	
事業の活用実績	
・令和 8 年度に新設された事業のため実績なし。	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】No.A-6-10

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	観光振興事業費補助金 ローカル鉄道観光資源活用促進事業

対象者							
協議会	地方公共団体 ※鉄道事業再構築実施計画に基づき 補助対象事業を行う者に限る			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●	●			

事業の概要

インバウンド旅客の地方誘客を推進するため、ローカル鉄道を「地域の足」「観光の足」として持続可能性を高めるとともに、観光資源そのものとして活用した地域ぐるみでの取組を支援する事業

事業の要件(概要)

次に掲げる事項を記載したローカル鉄道観光資源活用促進計画を策定しなければならない。
(鉄道事業再構築実施計画に基づき補助対象事業を行う地方公共団体(鉄軌道事業者を除く。)
である場合はこの限りではない。)

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要なローカル鉄道観光資源活用促進事業
- 五 ローカル鉄道観光資源活用促進事業の効果の把握及び評価に関する事項
- 六 その他必要な事項

補助対象事業者：

- ・鉄軌道事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社並びに大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては地方交通線に限る。また、地方公共団体(第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。)を除く。)
- ・鉄軌道事業者に車両を貸与する者
- ・鉄道事業再構築実施計画に基づき補助対象事業を行う地方公共団体(鉄軌道事業者を除く。)

支援内容	
＜対象経費＞	
①インバウンド誘致のために地域と連携して実施する取組に係る経費： ・インバウンド施策の検討・開発に係る委託費 ・乗車券、利用案内等の多言語への翻訳費、システム改修費 ・インバウンド施策の実施にかかる広告宣伝費 ②インバウンドの受入に対応した設備等の整備に関する経費： ・観光資源化に資する施設・設備等の整備・改良にかかる設計費、本工事費(既存施設の移転を要する場合はその補償費を含む。) ・インバウンド対応型車両(新造、改良)にかかる設計費、本工事費(鉄軌道事業者であって他の鉄軌道事業者の事業に係る路線(補助対象事業者に含まれる路線に限る。)にインバウンド対応型車両を運行させるために、自らが保有する鉄軌道車両の導入・改造等(導入・改造等後の鉄軌道車両がインバウンド対応型車両である場合に限る。)を行うものを含む。)	
＜補助率・上限額＞	
上記 ①1／2(JR 本州三社又は大手民鉄等が運行する路線に係る事業にあっては、1／3) (当該補助対象経費が 400 万以下の部分については定額) ②1／2(JR 本州三社又は大手民鉄等が運行する路線に係る事業にあっては、1／3)	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
エントリー方法	
以下スケジュールにて行う要望調査にエントリー (以下スケジュールは目安であり、状況により、要望調査の時期や回数が異なることがあります。)	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
補助対象年度の前年度の 4 月に実施 3 月 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後 1 ヶ月以内 実績報告 年度内 額の確定	
事業の活用実績	
令和 8 年度からの事業	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-6-11

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	観光振興事業費補助金 パーク&レールライドによる観光地の混雑緩和事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●				●			

事業の概要

「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、大量輸送機関である鉄道を活用したパーク&レールライドによる自動車の観光地への流入抑制を支援する事業

事業の要件(概要)

次に掲げる事項を記載したパーク&レールライドによる観光地の混雑緩和計画を策定しなければならない。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要なパーク&レールライドによる観光地の混雑緩和事業
- 五 パーク&レールライドによる観光地の混雑緩和事業の効果の把握及び評価に関する事項
- 六 その他必要な事項

- ・補助対象事業者：鉄軌道事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除く。)、協議会(活性化法法定協議会、地方公共団体と鉄軌道事業者等が、本事業を実施するために組成した団体)

支援内容

<対象経費>

下記の①又は②のメニューを実施する(実施に当たって、補助対象事業者の費用負担が生じない場合を含む)場合に③又は④のメニューを支援することが出来る。

- ①駐車場の整備(必須メニュー)：パーク&レールライド駐車場の新設・増設等
- ②利用促進の取組(必須メニュー)：パーク&レールライド駐車場の利用促進のための企画乗車券の造成・販売、プロモーション等
- ③駅の改修等(選択メニュー)：改札口の拡充やキャッシュレス決済対応機器の導入、待機用スペースの確保等、駅における混雑緩和に資する設備等の導入
- ④車両の増結・増便等(選択メニュー)：輸送力の向上や警備員(旅客案内・誘導含む)による入場規制等、混雑を見据えた対策

<補助率・上限額> 上記 ① 1/2(補助上限 20 百万円※複数の地方公共 団体がパーク&レールライドに協力して取り組む場合は補助上限 100 百万円) ② 1/2(補助上限 10 百万円) ③ 1/2(補助上限 100 百万円) ④ 1/2(補助上限 50 百万円) <要綱等詳細情報 URL>	
エントリー方法 以下スケジュールにて行う要望調査にエントリー (以下スケジュールは目安であり、状況により、要望調査の時期や回数が異なることがあります)	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) 補助対象年度の前年度の 4 月に実施 3 月 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後 1 ヶ月以内 実績報告 年度内 額の確定	
事業の活用実績 令和 8 年度からの事業	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-6-12

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	観光振興事業費補助金 観光二次交通高度化事業 公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの導入

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●				●

事業の概要

インバウンドが円滑に移動できる環境を整備するため、観光地における二次交通の充実に資する日本版ライドシェア・公共ライドシェアの導入を支援。

事業の要件(概要)

- ① 公共ライドシェアの導入
 - ・地方自治体、NPO 団体等が運行主体となって、運行区域に特定観光地を含む地域において公共ライドシェアを新たに導入するものであること。
 - ・既に公共ライドシェアを導入している区域(区域を拡大する場合を含む)において新たに 車両等を導入する場合は対象外。ただし、同一自治体内の別の区域において新たに公共ライドシェアを導入する場合は補助対象とする。
- ② 日本版ライドシェアの導入
 - ・タクシー事業者が営業区域に特定観光地を含む地域において日本版ライドシェアを新たに開始するものであること。
 - ・既に日本版ライドシェアを導入している地域において時間帯等を拡充する場合は対象外とする。

支援内容

<対象経費>

- ① 自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業を新たに導入する場合における車両導入に要する経費。
※車両を購入する場合は 4 両を上限とする。また、車両の持ち込みによる運用を基本とし、車両の購入は持ち込みが困難である等やむを得ない場合に限る。
- ② 自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業における配車をデジタル管理するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーションの購入・開発費
- ③ 自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業で使用する車両であることを示す車体標示等の導入に要する経費
- ④ インバウンド対応に要する多言語対応機能等の端末、デジタルサイネージ又はシステム等の購入・開発費・設置費
- ⑤ 自家用有償旅客運送又は自家用車活用事業を新たに導入する場合における運転者の募集に要する経費

<補助率・上限額>	
2/3	
<要綱等詳細情報 URL>	
要綱等： https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/hojokin.html	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の4月～5月頃に交付申請。 (参考) 令和8年度におけるホームページ https://www.kotsu-dxgx-hojo.go.jp/	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和8年4月～5月 交付申請 6月頃～7月頃 交付決定 交付決定日～2月末 事業実施 事業完了後10日以内または2月末(いずれか早い日) 実績報告 実績報告後～次年度4月頃 額の確定→入金	
事業の活用実績	
令和7年度 6件(公共ライドシェア4件、日本版ライドシェア2件) (関東運輸局管内)	
備考	
・令和7年度に新設された事業。	
問い合わせ先	関東運輸局自動車交通部旅客第一課(公共ライドシェア) 電話：045-211-7245 関東運輸局自動車交通部旅客第二課(日本版ライドシェア) 電話：045-211-7246

【支援メニュー個票】No.A-6-13

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	観光振興事業費補助金 観光二次交通高度化事業 レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●				●

事業の概要

駅・空港等の交通結節点にて、訪日観光客がレンタカーや、地域の施設送迎車両等を活用してシームレスに観光地にアクセスできる環境を整備し、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策等、地域の観光における課題の解決に寄与することを目的として、レンタカーや送迎車両等の地域における既存の輸送資源を有効活用するシステム・機器等の導入を支援。

事業の要件(概要)

- ・補助対象事業の事業主体は、地方公共団体、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする団体。
- ・補助対象は、以下の①、②のいずれかに該当する事業。

① レンタカー等の活用

レンタカーの貸出／返却に必要な手続の省人化・無人化を図る以下のいずれかの施策を実施することで、インバウンドに係るサービスの利便性向上を図り、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等の観光施策を推進する事業であること

- ア) スマートフォンのカメラ、スキャナー等を活用した国際免許証／パスポート等の遠隔地またはシステムによる有効性確認
- イ) 駅・空港等の敷地内における顔認証システムを活用したセルフチェックイン端末の設置等による有人受付を介さない本人確認
- ウ) スマートフォンやキーボックス等を用いた有人受付を介さない車両の鍵の貸出／返却
- エ) スマートフォンのカメラ等を活用した車両の状態確認
- オ) ウェブサイト等を用いた利用予約、免責保障の加入、貸渡証／利用規約／契約書の交付、決済等の必要な手続の実施
- カ) 車載機器、ウェブサイト等と連携した燃料／走行距離等の使用実績報告
- キ) ウェブサイトや店頭端末等を活用した有人受付を介さない交通標識・交通ルールに関する安全説明、注意喚起

② 施設送迎車両等の活用

宿泊、観光、福祉、教育等の施設利用に係る運送サービスの車両等を地域の輸送資源として活用し、施設等の送迎や観光地への立寄輸送を効率的に実施するための以下の施策を一体的に実施することで、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等の観光施策を推進する事業であること。

ア) デジタル技術を活用した複数の施設管理者等による施設送迎用の車両の共同管理・運行 イ) WEB／アプリ等を活用した予約、送迎ルート策定、ドライバーへの情報連携 ウ) 位置情報、車両情報、予約状況等を考慮したシステムによる効率的な配車計画の策定	
支援内容	
<対象経費>	
① 車両の購入・改造等に要する経費 ② システム開発に要する経費・システム購入、開発、改修等の費用 ③ 端末・機器整備に要する経費・端末購入、設置等の費用 ④ 利用促進費・広告宣伝、利用啓発等に要する費用 ⑤ システム利用料・ソフトウェア又はクラウドサービス等の利用(※)に要する費用 ※ クラウドサービスの利用に要する費用は実証に係る費用を対象(本格運行時は対象外)。 ⑥ 実証運行費・サービスの導入及び運行に係る費用 ⑦ その他・マニュアル作成費、研修実施費	
<補助率・上限額>	
2/3	
<要綱等詳細情報 URL>	
要綱：https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/hojokin.html 公募要領：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001990540.pdf	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の前年度の3月頃に実施する公募にエントリー。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和8年3月24日～4月17日 公募 5月頃 内示 5月頃～6月頃 交付申請→交付決定 交付決定日～3月頃 事業実施 事業完了後10日以内または3月頃(いずれか早い日) 実績報告 実績報告後～次年度4月頃 額の確定→入金	
事業の活用実績	
令和7年度 2件 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局自動車交通部旅客第一課 電話：045-211-7245

【支援メニュー個票】No.A-6-14

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	観光振興事業費補助金 観光二次交通高度化事業 観光促進型 MaaS の推進

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●	●	●	●	●

事業の概要

複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供する MaaS を活用して、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策に資する取組を対象に支援を行う。

事業の要件(概要)

・本事業の対象となる事業主体

都道府県若しくは市町村(以下「地方公共団体」という。)、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会。

・補助対象となる事業は、以下のすべての条件に該当するものに限る。

① マルチモーダルかつシームレスな移動体験の提供

複数の交通事業者が連携して、以下の機能を持つアプリケーション(Web アプリも含む。以下「MaaS アプリ」という。)を一般ユーザーに提供する事業であること。

ア)交通機関(鉄道、路線バス、旅客船、航空、タクシー等の公共交通機関)の経路検索機能

イ)交通機関の乗車券(シングルライド乗車券又はデジタルチケットとして発行される企画乗車券)の予約又は購入及びこれらの電子決済機能

ウ)交通機関の乗車券認証(チケッティング)機能

②モビリティ・データの取得と活用

MaaS アプリ又は MaaS アプリのサービス範囲に含まれる交通機関の決済システム等から取得した移動関連データ(乗降数、OD データ、決済情報、利用者情報等)を活用し、地域交通の現状分析、課題可視化、将来予測等のデータ分析を行ったうえで、自治体又は事業者の観光政策又は交通施策に反映することで、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策等の観光施策を推進する事業であること。

③エンドコンテンツとの連携

前記①と連携し、宿泊、観光、飲食等の商業サービス、医療・福祉サービス、行政サービス、交通サービス(公共ライドシェア、日本版ライドシェア、オンデマンド交通、交通シェアリングサービス、交通レンタルサービス、自動運転サービス等)等のサービスの検索、予約、購入、クーポン利用、レコメンデーション等を行うことで、観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策等の観光施策を推進する事業であること。

支援内容	
＜対象経費＞	
① システム開発に要する経費 ・システム購入、開発、改修等の費用 ・GTFS 形式データ等の標準的なモビリティ・データの作成又は当該データの出力機能を有するシステム購入、開発又は改修等の交通サービスの連携に必要なデータ整備に要する費用(本事業により整備されたモビリティ・データはオープンデータとして提供すること。) ② 端末整備等に要する経費 ・端末購入、設置等の費用 ③ 利用促進費 ・広告宣伝、利用啓発等に要する費用 ④ システム利用料 ・ソフトウェア又はクラウドサービス等の利用に要する経費 ⑤ 実証運行費 ・交通サービス等の運行に係る費用(車両費は除く。) ・シェアサイクル、マイクロモビリティ等の導入に係る費用 ⑥ その他 ・MaaS の導入に伴うマニュアル作成費、研修実施費、調査費等	
＜補助率・上限額＞	
2/3	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
要綱等 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html 令和 8 年度 公募要領 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001981604.pdf	
エントリー方法	
問い合わせ先へご連絡ください。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和 8 年 2 月 13 日～3 月 6 日 公募受付	
交付決定日(令和 8 年 4 月上旬以降順次)～令和 9 年 2 月 26 日	
事業の活用実績	
R8 9 事業(全国) R7 18 事業(全国) R6 3 事業(全国) 日本版 MaaS 推進・支援事業の過去の活用実績については以下を参照 (国土交通省 日本版 MaaS 推進・支援事業の実施について HP) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000160.html	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

【支援メニュー個票】No.A-7-1

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	都市鉄道整備事業費補助 地下高速鉄道整備事業費補助

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				● 地下鉄事業者に限る			

事業の概要

大都市及びその周辺において通勤・通学輸送を目的として、主として地下に建設される鉄道の整備を促進するため、その整備を行う地方公共団体等の事業者に対して、建設費及び大規模改良工事費等の一部を補助する。

事業の要件(概要)

地下高速鉄道事業者の建設する地下高速鉄道であって、あらかじめ当該路線の許可または特許に際して補助対象として選定された路線の建設に必要な経費のうち、補助金交付の対象として国土交通大臣が認める経費

＜補助対象事業者＞

- ・公営地下鉄事業者(札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、福岡市)
- ・東京地下鉄(株)
- ・準公営地下鉄事業者(大阪市高速電気軌道(株)、関西高速鉄道(株))

支援内容

＜対象経費＞

- 新線建設
 - ・新線建設を推進
- 耐震対策工事
 - ・地下鉄利用者の安全確保のため、駅・高架橋等の耐震対策工事を推進
- 浸水対策工事
 - ・浸水被害が想定される地下駅等(出入口、トンネル等)について、止水板や防水ゲート等による浸水対策を推進
- 駅施設の大規模改良工事
 - ・エレベーター等の整備によりバリアフリー化を推進
 - ・接触転落事故等に対応するため、可動式ホーム柵の設置を推進
 - ・平面交差箇所の立体交差化、ホーム・コンコースの拡充等により列車運行の円滑化を図る

＜補助率・上限額＞

補助対象建設費の35%以内
(地方公共団体の補助の金額の範囲内)

＜要綱等詳細情報 URL＞	
エントリー方法	
国土交通省鉄道局都市鉄道政策課までお問い合わせください。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
国土交通省鉄道局都市鉄道政策課までお問い合わせください。	
事業の活用実績	
○新線建設 ・関西高速鉄道(株) なにわ筋線整備事業(大阪～JR 難波／南海新今宮) ・東京地下鉄(株) 有楽町線の延伸事業(豊洲～住吉) ・東京地下鉄(株) 南北線の延伸事業(品川～白金高輪) ○耐震対策工事 ・名古屋市 ○浸水対策工事 ・京都市 ○駅施設の大規模改良工事 ・札幌市 ・東京都 ・横浜市 ・名古屋市 ・神戸市	
備考	
問い合わせ先	国土交通省鉄道局都市鉄道政策課 電話：03-5253-8111(代表) 関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-7-2

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	鉄道駅総合改善事業費補助

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

鉄道利用者の利便性、円滑性及び安全性の向上等を図ることを目的として、地方公共団体、鉄軌道事業者、地方運輸局等で組織される協議会において策定された整備計画に基づき、ホーム・コンコースの拡幅や跨線橋・人工地盤の整備等の駅改良及び駅改良と併せて行うバリアフリー施設の整備を行う事業。

事業の要件(概要)

- (1) 地方自治体、鉄軌道事業者、地方運輸局等からなる協議会において整備計画を策定
- (2) 整備計画に基づき、鉄軌道事業者が、以下の事業を実施
 - ① 駅改良事業：駅改良(橋上駅舎化、改札口・通路新設等の乗換利便性向上、ホーム・コンコース拡幅等の利便性向上等)＋バリアフリー施設
※地方公共団体の策定する地域公共交通計画等に位置づけがある駅かつ鉄道ネットワークの安定性等の向上に資する事業であること。
 - ② バリアフリー化事業：駅改良(跨線橋、人工地盤等バリアフリー施設の整備に必要な改良)＋バリアフリー施設

※三大都市圏の JR 本州 3 社(JR 東日本・JR 東海・JR 西日本) および大手民鉄の駅は補助対象外

※駅改良事業においては、利用者数が 15 万／日以上駅または駅前地区において民間投資の促進が特に期待される駅は補助対象外

支援内容

<対象経費>

「補助事業の要件(概要)」記載の①または②の施設整備に要する費用(本工事費、付帯工事費、用地費)

※鉄道駅バリアフリー料金制度の活用によるバリアフリー施設の整備は補助対象外

<補助率・上限額>

補助対象経費の 1/3 以内(地方公共団体と協調)

※バリアフリー事業においては、バリアフリー基本構想の生活関連施設に位置づけられた鉄道駅のバリアフリー施設整備については、補助率 1/2 以内

※所在する市区町村の直近の財政力指数が 1.0 以上の駅や、バリアフリー化事業において利用者数 3 万人／日以上駅は補助率が異なる

＜要綱等詳細情報 URL＞	
制度概要 https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/001710586.pdf#page=10	
エントリー方法	
以下スケジュールにて行う要望調査にエントリー (以下スケジュールは目安であり、状況により、要望調査の時期や回数が異なることがあります)	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
要望調査 補助対象年度の前年度に複数回実施 3 月 内示 4 月以降 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後 実績報告 実績報告提出後 額の確定	
事業の活用実績	
令和 6 年度 4 社 令和 5 年度 4 社 令和 4 年度 4 社 (関東運輸局管内の採択事業者数)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】 No.A-7-3

所管官庁／都県名		事業名称					
国土交通省		鉄道施設総合安全対策事業費補助 老朽化対策事業					
対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			
事業の概要							
鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を超えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっている。 このため、人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、初期費用はかかるものの、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良に要する経費の一部を補助する。							
事業の要件(概要)							
補助対象事業者：地方の鉄軌道事業者（ＪＲ東日本・東海・西日本・貨物・大手民鉄・準大手民鉄・公営を除く）							
支援内容							
＜対象経費＞							
橋りょうやトンネル等の土木構造物の長寿命化に資する補強・改良に要する経費							
＜補助率・上限額＞							
補助対象経費の 1/3 以内							
＜要綱等詳細情報 URL＞							
エントリー方法							
補助金を活用しようとする年度の前年度の 4 月頃から要望調査開始							
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)							
4 月 要望調査 12 月 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後一ヶ月以内 実績報告 年度内 額の確定							
事業の活用実績							
令和 7 年度 3 社 令和 6 年度 2 社 令和 5 年度 3 社 (関東運輸局管内)							

備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部技術・防災第一課 電話：045-211-7241

【支援メニュー個票】No.A-7-4

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	鉄道施設総合安全対策事業費補助 耐震対策事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、地震時における、より多くの鉄道利用者の安全確保や、社会・経済的影響の軽減を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進するため、鉄軌道事業者が実施する主要な鉄道駅の耐震補強に要する経費の一部を補助する。

事業の要件(概要)

補助対象事業者：鉄軌道事業者（ＪＲ東日本・東海・西日本を除く）

支援内容

<対象経費>

I 鉄道駅耐震補強事業

乗降客数が一日一万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、駅の建築物の安全性の向上のための耐震補強、及び駅の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強に要する経費。

II 鉄道施設緊急耐震対策事業

橋りょうのうち、地方自治体が指定する緊急輸送道路及び津波避難路(以下「緊急輸送道路等」という。)と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路等の機能維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震補強に要する経費。

III 首都直下地震・南海トラフ地震対策事業

その全部又は一部が首都直下地震若しくは南海トラフ地震で震度６強以上が想定される地域内にある、片道断面輸送量が一日一万人以上の路線であって、ピーク時間帯あたりの片道列車本数十本以上の区間又は空港アクセス線上にある区間の橋りょう及びトンネルの安全性の向上のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震補強を行う事業並びに乗降客一日一万人以上の駅(地平駅を除く。)において、駅の建築物の安全性の向上のための耐震補強、及び駅の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強に要する経費。

IV 首都直下地震・南海トラフ地震早期復旧対策事業

その全部又は一部が首都直下地震又は南海トラフ地震で震度６強以上が想定される地域内にある、片道断面輸送量が一日五万人以上の路線において、橋りょうの復旧性の向上のために柱、基礎等の補強により耐震補強に要する経費。

＜補助率・上限額＞	
補助対象経費の 1／3 以内	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする前年度の 4 月頃から要望調査開始	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4 月 要望調査 12 月 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後一ヶ月以内 実績報告 年度内 額の確定	
事業の活用実績	
令和 7 年度 6 社 令和 6 年度 7 社 令和 5 年度 8 社 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部技術・防災第一課 電話：045-211-7241

【支援メニュー個票】No.A-7-5

所管官庁／都県名		事業名称					
国土交通省		鉄道施設総合安全対策事業費補助 浸水対策事業					
対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			
事業の概要							
大都市圏では地下駅等の地下空間が数多く存在し、豪雨等による河川の氾濫や大地震に伴う津波等が発生すれば深刻な浸水被害が懸念されるため、各地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等について、鉄軌道事業者が実施する出入口、トンネル等の浸水対策に要する経費の一部を補助する。							
事業の要件(概要)							
補助対象事業者：地下駅を有する鉄軌道事業者（ＪＲ東日本・東海・西日本を除く）							
支援内容							
＜対象経費＞							
出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内において、止水板、防水扉、浸水防止機等の整備に要する経費							
＜補助率・上限額＞							
補助対象経費の 1／3 以内(地方公共団体による補助以内の額)							
＜要綱等詳細情報 URL＞							
エントリー方法							
補助金を活用しようとする前年度の 4 月頃から要望調査開始							
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)							
4 月 要望調査							
12 月 内示							
内示後 交付申請→交付決定							
交付決定後 事業実施							
事業完了後一ヶ月以内 実績報告							
年度内 額の確定							
事業の活用実績							
令和 7 年度 1 社							
令和 6 年度 0 社							
令和 5 年度 1 社							
(関東運輸局管内)							

備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部技術・防災第一課 電話：045-211-7241

【支援メニュー個票】 No.A-7-6

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	鉄道施設総合安全対策事業費補助 踏切保安設備整備事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

「踏切道改良促進法」に基づき指定された踏切道を対象に、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的として、整備費用の一部を補助する。

事業の要件(概要)

補助対象事業者

- ・地方公共団体以外の鉄軌道事業者：鉄軌道事業の損益計算において欠損もしくは営業損失を生じ、又は事業用固定資産営業利益率が7%以下であり、かつ、全事業の損益計算において欠損もしくは営業損失を生じ、又は事業用固定資産営業利益が10%以下であること。
- ・地方公共団体である鉄軌道事業者：鉄軌道事業の損益計算において欠損を生じていること。

支援内容

<対象経費>

踏切遮断機、踏切警報機(全方位型の増設を含む)、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置、踏切支障報知装置(障害物検知装置の新設又は踏切障害物検知装置の高規格のものへの更新及び操作装置の設置(増設を含む。))及び踏切監視用カメラ(AI等を活用した画像解析装置を備えるものであって、踏切道内の支障物を自動検知し、列車等に知らせることができるもの)の設置に要する経費

<補助率・上限額>

補助対象経費の1/2(地方公共団体又は鉄軌道事業の損益計算において経常利益を生じている場合は1/3)以内

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法

補助金を活用しようとする年度の前年度の4月頃から要望調査開始

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

4月 要望調査

3月 内示

内示後次年度

法指定

法指定～2月末 事業完了

事業完了後～年度内 交付申請・実績報告・交付決定・額の確定

事業の活用実績	
令和 6 年度 5 社 令和 5 年度 9 社 令和 4 年度 5 社 (関東運輸局管内)	
備考	
・当該補助金の交付を受けた鉄軌道事業者に対して、地方公共団体は、整備に要する費用の 1／3 以内を補助することができる。	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-7-7

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	鉄道施設総合安全対策事業費補助 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

鉄道および軌道による輸送の安全を確保するために生活交通改善事業計画に基づいて実施される事業

事業の要件(概要)

- ・生活交通改善事業計画(※)に、次に掲げる事項について具体的に記載する。
- 一 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の目的・必要性
- 二 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間

※「生活交通改善事業計画」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会(以下「協議会」という。)又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する鉄道及び軌道による輸送の安全を図るための取組についての計画をいう。

・補助対象事業者：鉄道事業者又は軌道経営者(地方公共団体(第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。)、ＪＲ東日本・東海・西日本・貨物、大手民鉄、大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。)

支援内容

<対象経費>

- ・信号保安設備、保安通信設備、防護設備、停車場設備、線路設備、電路設備、変電所設備、その他設備(レール、マクラギ、落石等防止設備、ＡＴＳ、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル等)の設備の整備等に要する経費

<補助率・上限額>

補助対象経費の 1/3 以内

※ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況(財政力指数要件)の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1/2 以内

＜要綱等詳細情報 URL＞	
制度概要	
https://www.mlit.go.jp/common/001136990.pdf	
エントリー方法	
補助金を活用しようとする年度の前年度の 4 月頃から要望調査開始	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4 月 要望調査 3 月 内示 内示後 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後一ヶ月以内 実績報告 年度内 額の確定	
事業の活用実績	
令和 6 年度 18 件 令和 5 年度 19 件 令和 4 年度 17 件 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】 No.A-7-8

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	鉄道施設総合安全対策事業費補助 豪雨対策事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

近年、頻発化・激甚化する豪雨災害に適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策等について、鉄軌道事業者が実施する橋りょう補強、斜面对策等の豪雨対策に要する経費の一部を補助する。

事業の要件(概要)

補助対象事業者：鉄軌道事業者（ＪＲ東日本・東海・西日本は貨物列車が運行する片道断面輸送量１日１万人未満の路線に限る）

支援内容

<対象経費>

Ⅰ 鉄道河川橋りょう対策事業

片道断面輸送量が１日１万人以上１５万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線にある、河川に架かる鉄道橋りょうにおいて、橋脚・橋台の基礎部分の補強、橋りょうの架替え、異常検知システムの導入に要する経費

Ⅱ 鉄道斜面对策事業

片面断面輸送量が１日１万人以上１５万人未満の路線又は優等列車若しくは貨物列車の運行する路線に隣接する斜面において、法面防護工、落石防護工等の整備に要する経費

<補助率・上限額>

補助対象経費の１／３以内（ただし、ＪＲ東日本・東海・西日本の補助率は１／４以内）

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法

補助金を活用しようとする前年度の４月頃から要望調査開始

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

４月 要望調査

１２月 内示

内示後 交付申請→交付決定

交付決定後 事業実施

事業完了後一ヶ月以内 実績報告

年度内 額の確定

事業の活用実績	
令和 7 年度 3 社 令和 6 年度 4 社 令和 5 年度 2 社 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部技術・防災第一課 電話：045-211-7241

【支援メニュー個票】No.A-7-9

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	鉄道施設総合安全対策事業費補助 ホームドア整備事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

鉄道利用者のホームにおける安全性の向上を図るため、鉄軌道駅においてホームドア又は可動式ホーム柵の整備を行う事業

事業の要件(概要)

補助対象事業者：鉄道事業者又は軌道経営者

支援内容

<対象経費>

ホームドア又は可動式ホーム柵の整備に要する経費(本工事費、附帯工事費、補償費、事務費)

<補助率・上限額>

補助対象経費の 1/3 以内

※バリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅は 1/2 以内

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法

以下スケジュールにて行う要望調査にエントリー

(以下スケジュールは目安であり、状況により、要望調査の時期や回数が異なることがあります)

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

要望調査

補助対象年度の前年度に数回実施

3月 内示

内示後 交付申請→交付決定

交付決定後 事業実施

事業完了後 1ヶ月以内 実績報告

年度内 額の確定

事業の活用実績	
令和 6 年度 1 社 令和 5 年度 2 社 令和 4 年度 6 社 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-7-10

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	鉄道施設総合安全対策事業費補助 第4種踏切道の緊急対策推進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道事業者	バス事業者	タクシー事業者	
				●			

事業の概要
歩行者等の一旦停止、左右確認を促し直前横断を防ぐことで、第4種踏切の安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備整備を支援し、第4種踏切道の緊急対策を推進する。
事業の要件(概要)
補助対象事業者：鉄軌道事業者
支援内容
<対象経費>
第4種踏切道における歩行者等の直前横断等を抑止するため、踏切通行者の物理的な一旦停止を促すゲートや柵等の整備にかかる経費。
<補助率・上限額>
補助対象経費の1/2(地方公共団体又は鉄軌道事業の損益計算において経常利益を生じている場合は1/3)以内
<要綱等詳細情報 URL>
エントリー方法
補助金を活用しようとする年度の前年度の4月頃から要望調査開始
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)
要望調査 補助対象年度の前年度 4月 要望調査 3月 内示 4月以降 交付申請→交付決定 交付決定後 事業実施 事業完了後 実績報告 実績報告提出後 額の確定
事業の活用実績
令和6年度 2社 (関東運輸局管内)

備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部計画課 電話：045-211-7243

【支援メニュー個票】No.A-7-11

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	鉄道施設総合安全対策事業費補助 地域鉄道メンテナンス体制強化事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

近年、地方ローカル鉄道は、経営体力の低下、不十分な技術継承、人材不足等により技術力低下が課題となっている。

このため、持続的・効率的なインフラメンテナンスの実現に向けて、事業者の技術力向上、検査業務体制等の再構築を推進し、鉄道輸送の安全・安定輸送を確保することを目的として、中小鉄軌道事業者が、高い技術力・専門的知識を有する鉄軌道事業者や第三者と連携して行う、保守実施計画策定、業務体制再構築(技術指導含む)等に要する経費の一部を補助する。
※ただし、当該鉄軌道事業者以外の鉄軌道事業者及び第三者と連携して実施する事業に限る。

事業の要件(概要)

補助対象事業者：地方の鉄軌道事業者(JR東日本・東海・西日本・貨物・大手民鉄・準大手民鉄・公営を除く)

支援内容

<対象経費>

「老朽化対策事業、耐震対策事業、浸水対策事業、踏切保安設備整備事業、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、豪雨対策事業、ホームドア整備事業及び第4種踏切道の緊急対策推進事業」を実施するための鉄軌道事業者の保守実施計画策定や業務体制の再構築を行う事業に要する経費

<補助率・上限額>

補助対象経費の2/5以内

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法

補助金を活用しようとする年度の前年度の4月頃から要望調査開始

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

4月 要望調査

12月 内示

内示後 交付申請→交付決定

交付決定後 事業実施

事業完了後一ヶ月以内 実績報告

年度内 額の確定

事業の活用実績	
令和 7 年度 1 件 令和 6 年度 5 件 (関東運輸局管内)	
備考	
問い合わせ先	関東運輸局鉄道部技術・防災第一課 電話：045-211-7241

【支援メニュー個票】No.A-8-1

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省 (鉄道・運輸機構)	交通事業者の持続可能性を高めるための DX・GX 投資に対する金融支援(財政投融资)(鉄軌道・自動車)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●	●	●	● (交通事業者と連 携して取り組 む事業者)

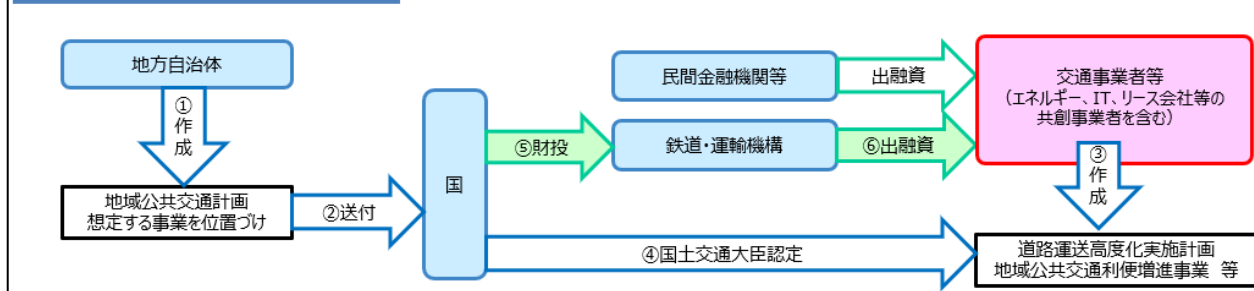
事業の概要

交通事業者は、従来からの厳しい経営環境に加え、コロナ禍による需要減、燃料費の高騰・不安定化等によって危機に瀕しており、加えて、カーボンニュートラル(CN)への対応等の厳しい課題に直面している。

こうした状況を打開するためには、DX や GX を通じたサービスの効率化・高度化による利便性の向上と、事業者の生産性の向上による経営力の強化が不可欠であるが、それらの投資は長期、多額、大規模にもなり得、民間金融のみでは資金を賄うことが困難。

このため、財政投融资を活用し、投資の促進を図る((独)鉄道・運輸機構を通じた金融支援の実施)。

地域交通法に基づく財投支援スキーム



事業の要件(概要)

- ・事業実施エリアの自治体の地域公共交通計画に地域公共交通特定事業(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、地域公共交通利便増進事業 等)を位置付けること
- ・地域公共交通特定事業(軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、地域公共交通利便増進事業 等)の実施計画を策定し大臣認定を受けること
- ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構による金融審査
- ・本事業については、政策的意義の高い長期、多額、大規模な投資を支援するという財政投融资の性質上、まとまった規模のものが対象

支援内容
<対象経費> ●鉄軌道事業者等の行う DX・GX 投資により利便性向上と経営力強化を図る事業 ・鉄道 DX：最新のデジタル技術を活用した、自動運転型車両や新たな運行システムの導入、非接触型クレジットカード決済手法やQRコード決済手法の導入 等 ・鉄道 GX：省エネ、省 CO2 車両や燃料電池車両の導入、駅等を活用した太陽光パネル等の発電設備の導入、駅の拠点性を活かした蓄電池などエネルギー貯蔵設備の導入 等 ●バス事業について、定時性、速達性、快適性等の向上を図る事業 ・BRT (Bus Rapid Transit) の導入 ・バス路線の再編 ・路線やダイヤの見直しによるサービス改善 ●バス及びタクシーの DX・GX による利便性向上と経営力強化を図る事業 ・交通 DX：効率的なルート決定が可能となる AI オンデマンド交通の導入、非接触型クレジットカード決済や QR コード決済の大規模導入と定期券購入のオンライン化 等 ・交通 GX：EV 車両の大規模導入と、その運用を可能にするための運行管理システムに充電管理を一体的に実施する機能を加えたエネルギーマネジメントシステムの構築 等 ●自動車地域旅客運送サービス再構築事業 ・乗合バス、タクシー等の営業区域の全部又は一部の休廃止、もしくはそのおそれがあるものにおける運送を、運送種別・態様いかににかかわらず再び実施、継続する事業 ・車両、車庫その他輸送施設への設備投資 ・DX・GX に限らず、地域交通の維持・再構築に必要な車両導入(ディーゼルバスを含む)や設備投資 等
<補助率・上限額> 出資・貸付であり補助金ではありません。貸付金利は以下財務省ホームページを参照。 https://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/flf_interest_rate/ ・地方自治体からの補助など(いわゆる裏負担)は不要 ・国の補助金や自治体の補助金と併用して、財投を活用することも可能 ・本制度の出資・貸付対象は交通事業者に限らず、交通事業者と連携して取り組む事業者(例：IT 事業者、車両リース会社、自治体等)も対象
<要綱等詳細情報 URL> 鉄道・運輸機構(JRTT)公式 HP https://www.jrtt.go.jp/
エントリー方法
下記問い合わせ先に随時ご相談ください。
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)
随時受付。

事業の活用実績

- ・茨城交通㈱ 同社運行の全路線バス(約 400 台)にクレジットカードのタッチ決済、QR コード決済機能を新たに加えるとともに、定期券等の Web 決済サービスの導入・拡充を実施するにあたり、道路運送高度化実施計画の認定(R5.11.30)を受け、鉄道運輸機構の財政投融资を活用

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001711491.pdf>

備考

問い合わせ先

関東運輸局交通政策部交通企画課
電話：045－211－7209

【支援メニュー個票】 No.A-8-2

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省 (各市区町村)	EV バス導入に係る税制特例 (固定資産税・都市計画税の減免)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

地域公共交通の確保に取り組む乗合バス事業者が、カーボンニュートラル等への対応としてEVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地(当該充電設備等による充電時に要する土地を含む。)に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置(R5 税制改正で新設)。

事業の要件(概要)

- ・電気自動車が入る営業所において運行する路線の沿線自治体(都県または市区町村)の地域公共交通計画へ道路運送高度化事業について記載
- ・令和5年7月1日以降に取得された充電設備及び変電設備が対象
- ・道路運送高度化事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業者が車内における静穏を確保し、及び車内における安全性を向上させるために行う事業
- ・道路運送高度化実施計画(交通事業者が作成)の認定を受けること

～道路運送高度化実施計画記載事項～

①事業を実施する区域

地域公共交通計画の区域内であること

②事業の内容

- ・充電設備、変電設備及びEVバス車両等を配置する営業所の所在情報
- ・充電設備、変電設備及び充電時の駐車スペースの配置や面積がわかる営業所の見取り図
- ・充電設備及び変電設備の情報(数量、口数)
- ・EVバス等の導入が予定されるバス路線の情報、上記営業所が管轄する路線の情報
- ・EVバス等の台数、車両情報(大型車、中型車、小型車の車両区分)及び調達元の名称
- ・充電設備、変電設備及びEVバス車両等の導入に係るスケジュール

③事業の実施予定期間

地域公共交通計画の期間内であること

④事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

- ・全体事業費及び内訳(自己資金、国・自治体の補助金の活用状況、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による出資又は貸付けを活用する場合には、出資又は貸付けを受ける旨及びその具体的金額)、償却資産及びEVバス車両等の取得額
- ・税制特例を受ける場合は、減税見込額、充電設備及び変電設備のリースの有無、リース元の名称、リースの場合で賃料の減額を受ける場合は見込額

⑤事業の効果

車内における静穏の確保による利用者の利便性の向上、脱炭素化による地域の環境の低減、車内における安全性の向上、静穏を活かして観光地等における魅力の向上などの法及び基本方針の趣旨を満たす効果

注)EV バス車両が導入される営業所において運行する路線を、計画期間において継続して運行することを道路運送高度化実施計画に記載し、認定を受けることが必要です。計画どおりの路線の維持ができない場合は勧告等の対象となり、最終的には認定の取消しもあり得ます。

支援内容

<対象経費>

(対象資産)

EV バスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地(当該充電設備等による充電時に要する土地(駐車スペース)を含む。)

<補助率・上限額>

(特例率) 1/3

※道路運送高度化実施計画認定後の翌年度から 5 年間

<要綱等詳細情報 URL>

概要

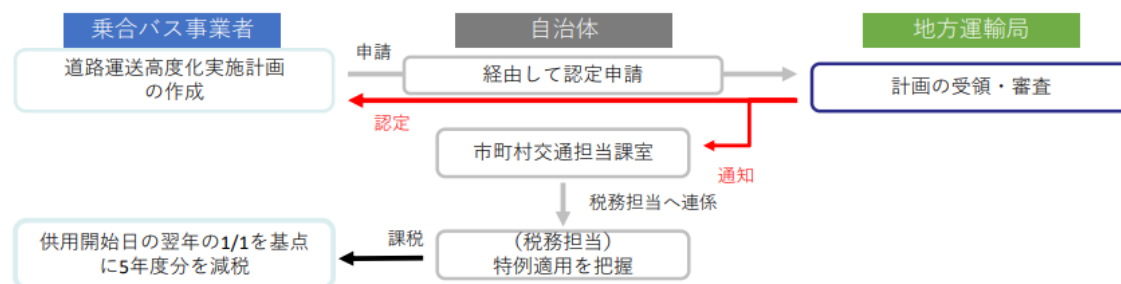
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001881328.pdf>

エントリー方法

随時受け付けております。

道路運送高度化実施計画の認定申請の提出は、関係する自治体を経由してご提出ください。

- ・道路運送高度化実施計画は、乗合バス事業者が作成します。
- ・自治体は、道路運送高度化実施計画が地域公共計画に沿ったものになっているか確認の上、運輸局に申請します。



スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

実績なし。

事業の活用実績

令和 7 年度 0 件

令和 6 年度 0 件

令和 5 年度 0 件

(関東運輸局管内)

備考

適用期限：令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(5 年間)

問い合わせ先

関東運輸局自動車交通部旅客第一課
電話：045-211-7245

【支援メニュー個票】 No.A-9

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	物流効率化等推進事業費補助金 (総合効率化計画策定事業) (ラストワンマイル配送効率化推進事業)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●							

事業の概要

物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流効率化法の枠組みの下、荷主・物流事業者を中心とする多様な関係者と連携したモーダルシフト等を推進。

モーダルシフト等の物流効率化の取組について、物流効率化法に基づく「総合効率化計画」の策定経費(協議会の開催等)や、「認定総合効率化計画」に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化(幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等)に関する事業の初年度の運行経費に対して支援。

(ここでは、旅客運送事業に関係する「総合効率化計画策定事業」及び「ラストワンマイル配送効率化推進事業」のみを抜粋して記載。)

事業の要件(概要)

貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が、物資の流通の効率化に関する法律(平成 17 年法律第 85 号)第 6 条第 1 項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業及び同項による認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業であって、ラストワンマイル配送の効率化により、走行車両台数及び CO2 排出量の削減を図ること等を目的として実施する事業。

支援内容

<対象経費>

(ア) 総合効率化計画策定事業

物資の流通の効率化に関する法律第 6 条第 1 項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業

- ① 計画策定のための調査に要する費用(協議会開催等の事務費、データの収集・分析費用、アンケート実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査に係るトライアル輸送の費用等)
- ② 総合効率化計画策定事業において、流通業務(輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工)の省人化・自動化に資する機器の導入等を計画した場合に要する費用(データの収集・分析の費用、短期間の実証調査のための費用等)

(イ) ラストワンマイル配送効率化推進事業 認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、ラストワンマイル配送の効率化により、走行車両台数及びCO2 排出量の削減を図ることを目的として実施する事業 ①・貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約化して、積載率を向上させて配送する場合にかかる運行経費 ・旅客自動車運送事業者が貨物を運送する場合にかかる運行経費(例：路線バスや鉄道等を活用した貨客混載) ※ただし、いずれも最終配送拠点から目的地までの配送区間を対象とする。 ②ラストワンマイル配送効率化推進事業の実施に当たり、流通業務(輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工)の省人化・自動化に資する機器を用いた場合に係る当該機器のリース・レンタル経費
<補助率・上限額>
(ア) 総合効率化計画策定事業 ①定額 ※ただし、200 万円を上限とする。 ②1/2 ※補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、300 万円を上限とする。 ※①+②=上限総額 500 万円。 (イ) ラストワンマイル配送効率化推進事業 ①1/2 ②2/3 ※補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、500 万円を上限とする。 ※①+②=上限総額 1,000 万円。
<要綱等詳細情報 URL>
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html
エントリー方法
応募受付期間中に事業計画と補助金交付申請書を運輸局あて提出。
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)
4 月～6 月：事業計画と補助金交付申請書を運輸局あて提出。 8 月：評価委員会等の評価を踏まえ、採択案件の決定後、補助金の交付決定 (交付決定後随時)：毎月の輸送実績を報告 ※総合効率化計画策定事業は中間報告を 12 月 15 日までに提出 事業完了後 30 日を経過した日又は 3 月 15 日のいずれか早い日まで：事業の完了実績報告書を提出 4 月：支払い 補助事業終了後：一定期間の流通業務総合効率化事業の実施状況の報告
事業の活用実績
関東運輸局管内、「総合効率化計画策定事業(貨客混載等)」及び「ラストワンマイル配送効率化推進事業」 【令和 7 年度】0 件 【令和 6 年度】0 件 【令和 5 年度】0 件

備考	
問い合わせ先	関東運輸局交通政策部環境・物流課 電話：045-211-7210

【支援メニュー個票】No.A-10-1

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	社会資本整備総合交付金 地域公共交通再構築事業(鉄軌道)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●				

事業の概要

地域づくりの一環として、地域公共交通ネットワークの再構築に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、地域公共交通計画及び立地適正化計画その他のまちづくり・観光計画において中長期的に必要なネットワーク(鉄道・バス路線)を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

事業の要件(概要)

次の(1)～(5)の要件を全て満たすもの

- (1) 本事業を実施する地方公共団体が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画又は再構築方針を作成していること。
- (2) 地域公共交通特定事業の実施計画(鉄道事業再構築実施計画、軌道運送高度化実施計画等)の認定を受けていること。

※鉄道事業再構築事業：大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間における旅客鉄道事業による輸送の維持を図るための事業であって、当該区間に係る旅客鉄道事業について、地方公共団体等の支援を受けつつ事業構造の変更(例；公有民営、上下分離、事業譲渡、重要な資産の自治体への譲渡)を行うとともに、利用者の利便を確保するもの(鉄道再生事業に該当するものを除く。)をいう。

※鉄道については、再構築協議会等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線(原則輸送密度 4,000 人未満の線区)が対象

- (3) 関係地方公共団体が、立地適正化計画その他のまちづくり又は観光の振興に関する計画を作成しているものであって、まちづくり計画等において、本事業の実施に関連する当該地域公共交通ネットワークの活用についての実効性ある取組が具体的に記載されていること。
- (4) 地域公共交通特定事業の実施計画において、次のイからハまでに掲げる事項に関する目標が記載されていること。

イ 本事業の実施に関連する当該地域公共交通の利用者数

ロ 本事業の実施に関連する当該地域公共交通の事業収支

ハ 本事業の実施に関連する当該地域公共交通に対する国又は地方公共団体の支出額

- (5) 地域公共交通特定事業の実施計画において、本事業の実施に関連する施設整備を含め、当該地域公共交通に関する利用促進施策に関する事項が具体的に記載されていること。

支援内容
<対象経費> (1) 地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからホまでに掲げる鉄道施設の整備等(当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。)に関する事業 - イ 駅施設 - ロ 線路設備 - ハ 電路設備 - ニ 信号保安設備 - ホ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設、設備等 (2) 鉄道からBRT、バス若しくは軌道に転換する場合又は軌道からBRT若しくはバスに転換する場合における地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからチまでに掲げる施設の整備(当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。)に関する事業 - イ 停留所 - ロ 車庫・営業所 - ハ バスロケーションシステム関連設備 - ニ EVバスに関する充電・蓄電・発電・変電設備 - ホ 線路設備 - ヘ 電路設備 - ト 信号保安設備 - チ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設又は設備 (3) 整備計画の作成等に関する事業 ※上記とあわせて、効果促進事業(地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途)で、車両(EV車両、自動運転車両、GX/DX車両などの先進的な車両に限る)の導入も支援
<補助率・上限額> 自治体が実施する事業：1/2 自治体の間接補助事業：事業費の1/2を上限として、自治体補助額の1/2 ※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限(1/3は事業者の自己負担) ※地方負担分について、第三種鉄道事業者(地方公共団体)又は第三セクター鉄道(地方公共団体の出資が50%以上)の場合、地方債充当率100%、うち45%について普通交付税措置あり。中小鉄道又は第三セクター鉄道等(上記以外)の場合、特別交付税措置あり。
<要綱等詳細情報 URL> 要綱等 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html 社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)概要パンフレット https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001750192.pdf
エントリー方法 交付金を活用しようとする年度の前年度の5月頃に運輸局から各自治体に対して行う要望調査にエントリー

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

前年度 5 月頃 概算要望

～12 月頃までに交通計画及びまちづくり／観光等に関する計画への位置づけ、特定事業実施計画の認定を受ける

12 月 本要望、整備計画の提出

3 月 予算配賦

4 月～ 交付申請、実施に関する計画・事前評価の提出→交付決定

～事業実施～

3 月 完了実績報告／年度終了実績報告

事業の活用実績

関東運輸局管内では実績なし(令和 6 年度末現在)。

《他局事例》

近江鉄道(滋賀県)：R6～R10 年度

- ・ 駅改良
- ・ 電力設備改良
- ・ 車両更新
- ・ PC 枕木化

※鉄道事業再構築実施計画の全国における認定事例

https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk5_000001.html#1234

備考

車両購入については「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(先進車両導入支援事業)地域公共交通関連技術研究開発費補助金(先進車両導入支援試験実証事業)(個票 No. A-5-5)」及び「地域における受入環境整備促進事業補助金(インバウンド先進車両導入支援事業)(個票 No.A-6-5)」の併用も可能。ただし、対象経費を重複して受けてはならない。

問い合わせ先

関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209

関東運輸局鉄道部監理課、計画課 電話：045-211-7239

【支援メニュー個票】No.A-10-2

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	社会資本整備総合交付金 地域公共交通再構築事業(BRT・バス)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●				

事業の概要

地域づくりの一環として、地域公共交通ネットワークの再構築に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、地域公共交通計画及び立地適正化計画その他のまちづくり・観光計画において中長期的に必要なネットワーク(鉄道・バス路線)を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

事業の要件(概要)

次の(1)～(5)の要件を全て満たすもの

- (1) 本事業を実施する地方公共団体が、地域公共交通計画又は地域交通法第29条の8第1項に規定する再構築方針を作成していること。
- (2) 道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画または地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けていること。
- (3) 関係地方公共団体が、立地適正化計画その他のまちづくり又は観光の振興に関する計画を作成しているものであって、まちづくり計画等において、本事業の実施に関連する当該地域公共交通ネットワークの活用についての実効性ある取組が具体的に記載されていること。
- (4) 地域公共交通特定事業の実施計画において、次のイからハまでに掲げる事項に関する目標が記載されていること。
 - イ 本事業の実施に関連する当該地域公共交通の利用者数
 - ロ 本事業の実施に関連する当該地域公共交通の事業収支
 - ハ 本事業の実施に関連する当該地域公共交通に対する国又は地方公共団体の支出額
- (5) 地域公共交通特定事業の実施計画において、本事業の実施に関連する施設整備を含め、当該地域公共交通に関する利用促進施策に関する事項が具体的に記載されていること。

支援内容

<対象経費>

- (1) 鉄道からBRT、バス若しくは軌道に転換する場合又は軌道からBRT若しくはバスに転換する場合における地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからチまでに掲げる施設の整備等(当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。)に関する事業
 - イ 停留所
 - ロ 車庫・営業所
 - ハ バスロケーションシステム関連設備
 - ニ EVバスに関する充電・蓄電・発電・変電設備
 - ホ 線路設備

ヘ 電路設備 ト 信号保安設備 チ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設、設備等 (2) 地域公共交通特定事業の実施計画に定められた次のイからホまでに掲げるバス施設(地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助の交付を受けている運行系統に係る補助対象事業者に関するものに限る。)の整備(当該整備と併せて行う既存施設の撤去を含む。)に関する事業 イ 停留所 ロ 車庫・営業所 ハ バスロケーションシステム関連設備 ニ EVバスに関する充電・蓄電・発電・変電設備 ホ その他地域公共交通特定事業の実施に当たって必要となる施設又は設備 (3) 整備計画の作成等に関する事業 ※上記とあわせて、効果促進事業(地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業の全体事業費の20%を目途)で、車両(EV車両、自動運転車両、GX/DX車両などの先進的な車両に限る)の導入も支援
＜補助率・上限額＞ 自治体が実施する事業：1/2 自治体の間接補助事業：事業費の1/2を上限として、自治体補助額の1/2
＜要綱等詳細情報 URL＞ 要綱等 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html 社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)概要パンフレット https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001750192.pdf
エントリー方法 交付金を活用しようとする年度の前年度の6月頃に運輸局から各自治体に対して行う要望調査にエントリー
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) 前年度6月頃 概算要望 ～12月頃までに交通計画及びまちづくり／観光等に関する計画への位置づけ、特定事業実施計画の認定を受ける 12月 本要望、整備計画の提出 3月 予算配賦 4月～ 交付申請、実施に関する計画・事前評価の提出→交付決定 ～事業実施～ 3月 完了実績報告／年度終了実績報告

事業の活用実績

関東運輸局管内では実績なし。

《他局事例》

日田彦山線 BRT(福岡県東峰村)：R5～R6 年度

- BRT 駅舎及び周辺施設の整備
- BRT からの二次アクセスの整備

伊予鉄バス川内線(愛媛県松山市～東温市)：R5 年度

- EV バス充電器設置
- EV バス充電用駐車場の整備

備考

車両購入については「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(先進車両導入支援事業)、地域公共交通関連技術研究開発費補助金(先進車両導入支援試験実証事業)(個票 No. A-5-5)」及び「地域における受入環境整備促進事業補助金(インバウンド先進車両導入支援事業)(個票 No. A-6-5)」の併用も可能。ただし、対象経費を重複して受けてはならない。

問い合わせ先

関東運輸局交通政策部交通企画課 電話：045-211-7209
関東運輸局自動車交通部旅客第一課 電話：045-211-7245

【支援メニュー個票】No.A-10-3

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	社会資本整備総合交付金 バリアフリー環境整備促進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
(●) 地方公共団体を 通じた間接補助	●	●	●	(●) 地方公共団体を通 じた間接補助	(●) 地方公共団体を通 じた間接補助	(●) 地方公共団体を通 じた間接補助	(●) 地方公共団体を通 じた間接補助

事業の概要

バリアフリー法(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

事業の要件(概要)

【対象地域】

1) 次の①～④に掲げるいずれかの区域内にあること。

- ① 三大都市圏の既成市街地等
- ② 人口5万人以上の市
- ③ 都市機能誘導区域の駅周辺
- ④ 基本構想、移動円滑化促進方針又はバリアフリー条例の区域

2) 公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設が整備され、又は整備される予定のある区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域

※認定特定建築物等整備及び既存建築物バリアフリー改修事業については、上記 1) の区域

【補助対象者】

地方公共団体、民間事業者、協議会等

※民間事業者や協議会等が補助を受ける場合は、間接補助となるため、事業地区の地方公共団体が社会資本総合整備計画においてバリアフリー環境整備計画を定め、当該補助制度を整備している必要があります。

支援内容

<対象経費>

○基本構想等の策定(バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。)

○移動システム等整備事業 ・屋外の移動システム整備(スロープ、エレベーター等) ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備(市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。) ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等)等 ○認定特定建築物整備事業 ・屋外の移動システム整備(建築物敷地内の平面経路に限る。) ・屋内の一定の移動システム整備(商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。) ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等 ○既存建築物バリアフリー改修事業 【対象建築物】 ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(規模要件なし) ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物 【補助対象】 バリアフリー改修工事に要する費用	
＜補助率・上限額＞	
直接 1/3、間接 1/3(ただし地方公共団体が補助する額の 1/2 が上限)	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
制度概要 https://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/sumai/city_park_sumai00000018.html 社会資本整備総合交付金 要綱等 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	
エントリー方法	
活用を希望する地方公共団体は、関東地方整備局へご相談ください(市区町村の場合は都県経由)。なお、事業者が活用を希望する場合は、事業地区の地方公共団体(市区町村)へ相談してください。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
随時相談可能	
事業の活用実績	
【関東地方整備局管内】 令和 7 年度 2 件(埼玉県：1 件、東京都：1 件) 令和 6 年度 4 件(神奈川県：1 件、東京都：3 件) 令和 5 年度 4 件(栃木県：1 件、神奈川県：2 件、東京都：1 件)	
備考	
問い合わせ先	関東地方整備局建政部住宅整備課 電話：048-600-1908

【支援メニュー個票】No.A-10-4

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	都市・地域交通戦略推進事業 (社会資本整備総合交付金／補助金)

対象者
交付金-地方公共団体(地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も実施可能) 補助金-法定協議会(正に計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象) 都市再生推進法人 認定地域来訪者等利便増進活動団体 独立行政法人都市再生機構

事業の概要
人口減少、少子高齢化への対応や、集約型都市構造への再編に向けたまちづくりの取組として、多様な交通モードの連携による持続可能なコンパクトシティへの対応を図るため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な施策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

事業の要件(概要)
次のいずれかに該当する地域であること。 ○都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画を策定している区域又は都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域 (1)基幹市町村が立地適正化計画において基幹市町村における拠点に位置付けられた区域 (2)基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において連携市町村における拠点に位置付けられた区域 (3)基幹市町村が作成した立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想において拠点に位置付けられた区域 (4)基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域 ○基幹市町村における都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを含む区域。ただし、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害等を受けて復興計画等(任意計画。以下同じ)を作成した市町村は、以下の①②の要件を満たす場合に限り、立地適正化計画を策定している区域に関する整備地区要件について、立地適正化計画を策定することが確実と見込まれる区域と読み替えることができることとする。 ①当該市町村が作成した復興計画等に、都市機能や居住の立地・誘導に関する方針が記載されていること ②当該市町村が、被災した年度の次年度から起算して2年以内に立地適正化計画の作成に着手し、かつ、立地適正化計画の作成に着手した年度の次年度から起算して2年以内に立地適正化計画を策定することが確実であること ○都市・地域の将来像実現のための都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略を策定している区域、策定することが確実と見込まれる区域

支援内容
<対象経費> イ 整備計画の作成等に関する事業 (1) 整備計画の作成に関する事業 (2) 交通まちづくり活動推進事業 (3) スマートシティの推進に資する社会実験 ロ 公共的空間等の整備に関する事業 (1) 公共的空間等が整備される敷地の整備 (2) 公共的空間の整備 (3) 歩行空間の整備 (4) 駐車場の整備 (5) 駐車場有効利用システムの整備 (6) 観光バス駐車場の整備 (7) 荷捌き駐車施設の整備 (8) 自転車駐車場の整備 (9) バリアフリー交通施設の整備 (10) シェアモビリティ設備の整備 (11) 分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備 (12) LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備 (13) (1)から(10)までの施設の代替となる又は(1)から(12)までと一体となった鉄道施設等の整備 ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業 (1) 都市情報提供システムの整備 (2) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備 (3) 歩行活動の増加に資する施設の整備 (4) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備 (5) 案内標識の整備 (6) スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備 (7) こども連れ環境施設の整備
<補助率・上限額> 1/3 1/2(立地適正化計画に位置付けられた事業※要件有り、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する基本構想で定められる区域で行われるバリアフリー交通施設の整備)
<要綱等詳細情報 URL> https://www.mlit.go.jp/toshi/content/002001267.pdf(事業概要) https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001995141.pdf(制度要綱・交付要綱)
エントリー方法
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

事業の活用実績	
備考	
補助活用を検討する際は国土交通省 HP より最新の要綱をご確認ください。	
問い合わせ先	関東地方整備局 建政部都市整備課 電話：048-600-1907

【支援メニュー個票】No.A-10-5

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	まちなかウォークブル推進事業 (社会資本整備総合交付金／補助金)

対象者
(交付金)市町村、市町村都市再生協議会 (補助金)都道府県、民間事業者等

事業の概要

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業の要件(概要)

【施行地区】

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域(当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む)

- (1) 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径 1 kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径 500m の範囲内の区域
- (2) 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- (3) 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置付けられた都市計画区域外の地域生活拠点

※ ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。

支援内容

<対象経費>

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※ 等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目的・指標をしてした場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業(提案に基づくソフト事業・ハード事業)

<公共交通に関する具体例(一部)>

- ・駅前広場の整備
- ・自動運転モビリティ社会実験

＜補助率・上限額＞	
1／2	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000092.html	
エントリー方法	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
事業の活用実績	
備考	
補助活用を検討する際は国土交通省 HP より最新の要綱をご確認ください。	
問い合わせ先	関東地方整備局 建政部都市整備課 電話：048-600-1907

【支援メニュー個票】No.A-10-6

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	都市構造再編集集中支援事業
対象者	
地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等	
事業の概要	
「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。	
事業の要件(概要)	
【施工地区】 ○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)」等	
支援内容	
＜対象経費＞	
(1)市町村、市町村都市再生協議会 都市再生整備計画に基づき実施される次の事業等のうち、立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。 【基幹事業】道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等)、誘導施設※・広域連携誘導施設(医療、社会福祉、教育文化施設等)、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等 【提案事業】事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(提案に基づく事業) 【居住誘導促進事業】住居移転支援、元地の適正管理 等 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。 (2)民間事業者等、都道府県等(複数市町村もしくは都道府県が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限る。) 都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備 ＜公共交通政策に関連する具体例(一部)＞ ・駅前広場の整備 ・駅周辺地区への公共施設の移設	

＜補助率・上限額＞	
1／2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等) ※1／2(基幹事業：こどもまんなかまちづくり事業)	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
制度概要・要綱等 https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html	
エントリー方法	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
事業の活用実績	
備考	
補助活用を検討する際は国土交通省 HP より最新の要綱をご確認ください。	
問い合わせ先	関東地方整備局 建政部都市整備課 電話：048-600-1907

【支援メニュー個票】No.A-10-7

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	都市再生整備計画事業 (社会資本整備総合交付金)
対象者	
市町村、市町村都市再生協議会	
事業の概要	
市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。	
事業の要件(概要)	
【施工地区】 次のいずれかの要件に該当する地区 要件①：コンパクトなまちづくりの推進 要件②：観光等地域資源の活用 要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成 要件④：産業・物流機能の強化 ※詳細は国土交通省 HP よりご確認ください。	
支援内容	
＜対象経費＞ 市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画 (都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業等 【基幹事業】 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター等)、誘導施設相当施設(医療、社会福祉、教育文化施設等)、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等 【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業) ＜公共交通政策に関連する具体例(一部)＞ ・駅前広場の整備 ・駅周辺地区への公共施設の移設	
＜補助率・上限額＞ 40%	
＜要綱等詳細情報 URL＞ 制度概要・要綱等 https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html	

エントリー方法	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
事業の活用実績	
備考	
補助活用を検討する際は国土交通省 HP より最新の要綱をご確認ください。	
問い合わせ先	関東地方整備局 建政部都市整備課 電話：048-600-1907

【支援メニュー個票】No. A-10-8

所管官庁／都県名	事業名称
国土交通省	道路に関する新たな取り組みの現地実証実験(社会実験)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●				

※民間企業が現地実証実験を行いたい場合は、一緒に取り組む地方公共団体と協議会等を組織し、地方公共団体が申請することが可能

事業の概要

社会的に影響を与える可能性のある道路施策の導入に先立って、関係行政機関、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価し、もって新たな施策の展開と円滑に事業を執行することを目的とするもの。

国土交通省道路局が社会実験として検証したい「道路局指定型」を公募(令和8年度)

- ・脱炭素社会に向けたネットワーク型モビリティ・ハブ構築に関する社会実験
- ・道路空間の時間的・空間的な役割分担による有効活用に関する社会実験
- ・道路空間におけるペロブスカイト太陽電池の活用に関する社会実験
- ・道路におけるネイチャーポジティブの新規施策に関する社会実験
- ・その他(道路脱炭素化に資する道路空間活用の取組)

事業の要件(概要)

●要件

次の要件1及び要件2を満たすこと

要件1 以下のいずれかに該当すること。

- ・現地での社会実験を通じて効果の検証、課題の抽出、制度設計の見直し、事例の積み重ね等を行うことにより、道路の構造、占用等に関する法令、基準、通達、事務連絡等の見直し(運用に関する場合を含む)に結びつく可能性があるもの(見直しの対象となる法令等とその改善提案内容を申請書に必ず記載)
- ・現地での社会実験を通じて新規施策の導入・実施に結びつき、全国的に周知・推奨すべき取組となる可能性があるもの

要件2 以下のいずれにも該当しないこと。

- ・既存の制度を単純に適用することで、現地実証実験を行わなくても実施が可能となるような事業
- ・催事やイベントを目的としたものや料金施策に関する実験
- ・道路局で別途実施している社会実験に関する実験(公募要領別紙3を参照)

●実施期間

①単年度②2か年度

●実施体制 実験の実施に当たっては、関係者からなる協議会等(以下、「協議会等」)を組織すること。その際、協議会等には、申請者のほか、関連する地方公共団体及び国土交通省(国道事務所または地方整備局等)が構成員(オブザーバーである場合も含む)に含まれることが必要。 ●関係機関との調整 申請に先立ち、国道事務所または地方整備局等との事前相談を必須。また、地元住民、関係行政機関等とも十分な調整、特に、交通規制や道路の使用許可を要する場合については、あらかじめ所管の警察と十分な調整をすること。	
支援内容	
＜対象経費＞	
国土交通省が負担する費用は、実施計画の策定のための費用、実施の準備・仮設のための費用、実施・運営のための費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用。 恒久的な施設整備のための費用及び催事・イベントに係る経費については対象外。	
＜補助率・上限額＞	
限度額は、実施期間が単年度または2か年度のいずれの場合でも、2,000万円程度	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
https://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/offer.html	
エントリー方法	
実験を実施する地域を管轄する地方整備局等において申請書類を提出	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
公募申請の受付期間：令和8年3月6日(金)～令和8年5月11日(月)。	
事業の活用実績	
令和7年度社会実験実施結果 芳賀・宇都宮 LRT を基軸とした公共交通の利用促進(交通結節機能の高度化)による道路ストックを有効活用する社会実験(栃木県・栃木県芳賀町) JR 武蔵野線沿い道路の時間的役割分担による活用可能性に係る実証実験(埼玉県朝霞市)	
備考	
実験内容は、令和8年度の内容であり、令和9年度以降の実施内容未定。	
問い合わせ先	関東地方整備局 道路部 道路計画第二課(※関東地方整備局管内の場合) 電話：048-600-1342

【支援メニュー個票】No.B-1

所管官庁／都県名	事業名称
内閣府	地域未来交付金 地域未来推進型

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都道府県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●				●

※その他：一部事務組合もしくは広域連合

事業の概要

公共事業や拠点整備事業やソフト事業を組み合わせた一体的な事業を支援する。(旧デジ田交付金の旧地方創生推進タイプと旧地方創成拠点整備タイプを一体化したもの。地域再生法に基づく法律補助の交付金)

- ① 地方の暮らしの安定を実現し、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することにつながるような、地方公共団体の地域独自の取組を支援
- ② ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援
- ③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画

事業の要件(概要)

まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体が策定した地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業であること。

※先導的な事業とは、目指す将来像及び課題の設定等、KPI の設定の適切性に加え、自立性、デジタル社会の形成への寄与、官民協働、地域間連携、政策・施策間連携等の要素を有する事業。

事業計画期間

- ・ソフト事業・拠点整備事業 原則 3 か年度以内(最長 5 か年度)
- ・インフラ整備事業 原則 5 か年度以内(最長 7 か年度)

支援内容

<対象経費>

- ・ソフト事業は、新たな取組に向けた構想・企画段階、具体化に向けた事業主体の組成段階、事業主体組成後の事業実施段階に要する、ソフト事業を中心とした経費を支援対象とする。具体的には、事業推進主体組成経費(協議会の設立等)、事業構想・計画立案経費、外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費(人材マッチング等)、試作・実証経費(ただし、事業期間内に実装を伴うものに限る。)、広報・PR 経費、プロモーション経費(販売促進イベント、展示会等)、市場調査経費(テストマーケティング等)、施設整備経費、事業設備・備品経費等。
- ・拠点整備事業が対象とする施設は、地方創生の充実・強化に向けて効果の発現を期待できる、建築基準法「建築物」及び「建築物以外の施設(設備整備・用地造成等)」に該当するもの。

・インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業と組合せて実施されるインフラの整備を支援するもの(インフラ整備事業単独では不可)。	
＜補助率・上限額＞	
・ソフト事業・拠点整備事業 1 自治体当たり国費 都道府県：15 億円／年度、中枢中核：15 億円／年度、市区町村：10 億円／年度 補助率：1／2 ・インフラ整備事業 1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50 億円（単年度目安 10 億円）、中枢中核：20 億円（単年度目安 4 億円）、市区町村：10 億円（単年度目安 2 億円）補助率：1／2 等（各省庁の交付要綱に従う） （注1） 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。 （注2） 拠点整備事業の 1 事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は 15 億円、市区町村は 10 億円を目安とする。	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
内閣官房・内閣府総合サイト(地域未来交付金＞地域未来推進型) https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html	
エントリー方法	
地方自治体から国へ申請	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
前年度 1 月 事前相談 2 月 実施計画本申請 3～4 月 内示、公表、交付決定	
事業の活用実績	
(交通関連事業・関東管内) 【令和8年度】※()内は令和8年度採択額(国費ベース) ＜新規・単独事業分＞ ・茨城県(20,000,000 円) 「いばらきモビリティ再編支援事業」 ＜継続・単独事業分＞ ・千葉県(100,000,000 円) 「地域公共交通「リ・デザイン」推進事業」 ・千葉県勝浦市(13,391,000 円) 「暮らしを支える地域モビリティ・ミックス推進事業」	
備考	
問い合わせ先	内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 電話：03-6257-1416

【支援メニュー個票】 No.B-2

所管官庁／都県名	事業名称
内閣府	地域未来交付金 デジタル実装型

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●				●

※その他：一部事務組合もしくは広域連合

事業の概要

デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。当年度中に速やかに実装可能な事業に取り組む地方公共団体に対し、その事業の立ち上げにかかる費用を実施計画期間に限り支援する。

- ・TYPEA(地域住民等利用推進型)：地域住民等がデジタルサービスを利用することで、デジタルサービスの効果をより実感できる取組を支援。
- ・TYPEV(先進的デジタル公共財活用型)：デジタル公共財又は、振興型デジタル公共財を複数の地方公共団体で共同調達・共同利用し、社会課題の解決に活用する地方公共団体の取組を支援。
- ・TYPES(デジタル行財政改革特化型)：「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組を支援。

事業の要件(概要)

TYPEA・TYPEV 共通

- ・デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること
- ・コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立されているものであること。

TYPEV

- ・複数の自治体が必要なツールを共同で調達・利用する取組であって、デジタル庁が地方公共団体に提供又は推奨するシステム又はサービス(デジタル公共財)を活用して行われる取組又は地方創生に資する、将来的にデジタル公共財としてのポテンシャルを持つツール（振興型デジタル公共財）を活用したデジタル庁が先駆的と認める取組であること。

TYPES

- ・「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組について、プロジェクト推進に要する経費を支援。
- ・具体的な分野及びサービスは、デジタル行財政改革事務局が主な改革分野として指定する分野から、社会変革につながるような取組を補助対象とする。

支援内容
<対象経費> ・デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を支援。 ・事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。 ・サービス実装に向けたシステム構築費等に止まらず、普及・定着に向けた周知広報や、改善に向けた調査等も対象。 ※本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域や暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみにとどまる事業の経費は補助対象外である。 ※本交付金は、サービス実装の立ち上げに係る費用を単年度に限って支援するものであり、実装後のランニングコストは申請者自身で確保すること。
<補助率・上限額> TYPEA：補助率 1/2、上限 1 億円 TYPEV：補助率 2/3、上限 4 億円 TYPES：補助率 3/4、上限 2.25 億円＋標準仕様策定等支援
<要綱等詳細情報 URL> 内閣官房・内閣府総合サイト(地域未来交付金 デジタル実装型) https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/digital/index.html
エントリー方法
地方自治体から国へ申請
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)
前年度 12 月～1 月 事前相談 2 月 実施計画本申請 3 月 内示、公表 4 月 交付決定
事業の活用実績
TYPEA 【令和 7 年度補正予算・交通関連・関東運輸局管内】 茨城県：稲敷市 AI オンデマンド交通導入事業 群馬県：桐生市 AI オンデマンド型配車システム導入事業 埼玉県：戸田市 バスロケーションシステム導入・運用補助事業（美笹循環） 千葉県：市原市 マイナンバーカードを活用したタクシー等運賃助成資格確認等システム構築事業 東京都：瑞穂町 瑞穂町コミュニティバス バスロケーションシステム導入事業 神奈川県：鎌倉市 妊産婦のためのオンデマンドバス市内全域運行サービス TYPES 【令和 7 年度補正予算・交通関連】 広島県：地域の交通サービスを不断に再構築していくためのモビリティデータ連携・活用基盤の整備

TYPE1 【令和 6 年度補正予算・交通関連・関東運輸局管内】

茨城県：東海村 新たな足の確保に繋がる福祉介護・共同送迎サービスによるデイサービス共同送迎事業

栃木県：小山市 AI オンデマンド交通システム導入事業

野木町 AI デマンド交通システム導入事業

群馬県：安中市 安中市公共交通 DX 事業

みどり市 デマンドバスのシステムを用いた DX 推進事業

埼玉県：熊谷市 AI オンデマンド交通導入事業

日高市 地域公共交通活性化推進事業

越谷市 越谷市新モビリティサービス(越谷市M a a S)事業

千葉県：鎌ケ谷市 バスロケーションシステムの導入

東京都：－ スクールバス乗降管理システム

調布市 駅前広場スマートバス停・総合交通案内板導入事業

神奈川県：相模原市 中山間地域の交通モード再編(AI オンデマンド交通導入)

山梨県：山梨市 AI デマンド型交通事業

TYPEV 【令和 6 年度補正予算・交通関連】

岡山県：備前市／吉備中央町 オンデマンド交通・健康事業

TYPES 【令和 6 年度補正予算・交通関連】

広島県：地域の交通サービスを不断に再構築していくためのモビリティデータ連携・活用基盤の整備

備考

問い合わせ先	<地域未来交付金 デジタル実装型 制度全般についての問合せ> 内閣府地方創生推進室／内閣官房 地域未来戦略本部事務局 電話：03-6257-3889 E メール：digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp <地域未来交付金 デジタル実装型 TYPES> デジタル庁戦略・組織グループ AI デジタル改革推進会議総括地域未来交付金 デジタル実装型 TYPES 担当 E メール：types.h8m@digital.go.jp
---------------	---

【支援メニュー個票】 No.B-3

所管官庁／都県名	事業名称
内閣府	未来技術社会実装事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●				

事業の概要

AI、IoT や自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の社会実装に向けた現地支援体制(地域実装協議会)を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う事業。

事業の要件(概要)

対象者：都道府県、市区町村(※共同提案も可とする。)

- (1) 未来技術を活用し、地域課題を解決する(地方創生に寄与する)事業であること。
- (2) 先導性があり、かつ、将来の横展開・本格普及にふさわしい事業であり、具体的には以下のア及びイの要件に該当する事業であること。
 - ア 次の①又は②の技術の実装に関する事業であること。
 - ① 以下のいずれかに当てはまる未来技術
 - ・ AI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ
 - 自動運転、ロボット(ドローン含む)、VR/AR
 - キャッシュレス・ブロックチェーン、次世代エアモビリティ
 - ・ その他(上記に該当しないが未来技術として考えられるもの)
 - ② 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等の研究開発成果を活用する技術
 - イ 多くの地域に共通する地域課題の解決を目指す取組や技術的に他地域への普及が可能な取組等で、取組の成果が他の地域へ広がる蓋然性が認められる事業であること。
- (3) 今後 3 年間で実装(一部でも可)が見込まれ、5 年間で本格実装(恒常的なサービス提供)される事業であること。
- (4) 省庁横断的な支援を必要とする事業であること。

支援内容

<対象経費>

本事業による財政面の措置はなく、実証実験等の実施においては、地域未来交付金等の各種交付金、補助金等の活用を想定している。

<補助率・上限額>

なし

＜要綱等詳細情報 URL＞	
内閣官房・内閣府総合サイト(未来技術社会実装事業) https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html 未来技術社会実装事業の概要 https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/pdf/r8miraigaiyou.pdf 令和 8 年度未来技術社会実装事業募集要領 https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/pdf/r8bosyuuyouryou.pdf	
エントリー方法	
募集期間中に、必要書類をメールで提出する。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
募集期間：令和 8 年 1 月 26 日～令和 8 年 2 月 20 日	
選定結果公表：令和 8 年 3 月 23 日	
事業の活用実績	
(交通関連事業) 令和 8 年度：東京都足立区(「持続可能な公共交通を実現する未来都市・あだち」へ向けた自動運転実装事業) 令和 7 年度：大阪府東大阪市(自動運転バスの完全！民間事業による商業運行化プロジェクト) 令和 5 年度：福島県須賀川市(自動運転を活用した翠ヶ丘公園の利便性、快適性の向上と賑わいの創出)※備考に記載の自動運転サービス導入支援事業対象事業	
備考	
問い合わせ先	内閣府 地方創生推進事務局 未来技術実装担当 電話：03-6206-6175

【支援メニュー個票】 No.C-1

所管官庁／都県名	事業名称
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
							●

※過疎地域をはじめとした条件不利地域内の地域運営組織等

事業の概要

- ・過疎地域等の集落において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を支援。

事業の要件(概要)

- ・事業実施主体は、交付金の趣旨に沿った事業を実施する地域運営組織等。
- ・対象地域は、法律に基づく過疎地域等を含む地域において、複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域で、医療・福祉対策、日常生活における交通の確保、地域産業・生業の振興、地域の伝統文化の継承・振興等の集落機能の維持及び活性化の取組を共同で行う地域(以下「集落ネットワーク圏」という。)とする。
- ・集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が住民や各種団体との話合いの結果に基づき作成した、地域の目指すべき将来像とその実現に向けた方策に係る計画(活性化プラン)に基づき取り組む事業(主にソフト事業)を交付の対象とする。

支援内容

<対象経費>

- ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費。ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。
 - ア 産業振興(特産品の開発・販売促進 PR 事業等)
 - イ 生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等)
 - ウ 都市と地域の交流・移住促進対策
 - エ 地域文化伝承対策
 - オ その他適当と認められるもの

※当該経費に対する市町村の補助に必要な経費が交付対象経費。

<補助率・上限額>

補助率 1/1。

上限 15,000 千円。ただし、事業実施に当たって、外部の専門人材を活用する場合にあっては 20,000 千円、ICT 等技術を活用する場合にあっては 25,000 千円、外部の専門人材と ICT 等技術を併用する場合にあっては 30,000 千円。

＜要綱等詳細情報 URL＞	
総務省 募集 HP https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c- gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	
実施要綱 https://www.soumu.go.jp/main_content/000986514.pdf	
エントリー方法	
様式に必要な事項を記入の上、市町村の過疎対策担当課で取りまとめ、各都道府県を通じて提出する。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
【令和 8 年度】 1 月 15 日 募集通知発出 (※令和 8 年度政府予算(案)に基づく募集。成立した予算内容に応じ変更する場合あり。) 2 月 12 日 募集提出〆切 3 月 有識者による評価 ・有識者による事業内容の評価 5 月 22 日 選定・内示 ・総務省自治行政局過疎対策室において、評価委員の評価に基づき、事業を選定し、団体に通知(内示) 6 月 5 日 交付申請・交付決定 ・選定された応募団体は、交付申請書類(過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱に基づく書類等)を提出 交付決定後～ 事業実施 ・選定された応募団体による事業の実施 11 月ごろ 進捗状況調査 令和 9 年 3 月(実績報告等) ・事業終了後に速やかに実績報告書を提出 ※報告後の取組についてフォローアップ調査等を実施します。	
事業の活用実績	
・誰ひとり取り残さない支えあいの地域づくり事業(山形県川西町吉島地区、R3 交付金活用額 11,085 千円)(移動支援、人材育成、システム集約化) ・地域資源を活用した住み心地の良いまちづくり事業(山形県長井市、R7 交付金活用額 17,756 千円)(移動支援、特産品開発、移住促進)	
備考	
問い合わせ先	総務省自治行政局過疎対策室 電話：03-5253-5536

【支援メニュー個票】 No.C-2

所管官庁／都県名	事業名称
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金 過疎地域持続的発展支援事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●				

※過疎法による過疎地域を有する市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等並びに都道府県。(都道府県は人材育成事業のみ対象。)

事業の概要

過疎地域におけるICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業を支援。

事業の要件(概要)

- ・過疎地域持続的発展市町村計画(都道府県の場合は、過疎地域持続的発展都道府県計画)に基づき当該年度に実施する事業であること。
- ・ICT等技術活用事業にあっては、その目的が次の(ア)～(カ)のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 産業振興(スモールビジネス振興)
 - (イ) 生活の安心・安全確保対策
 - (ウ) 集落の維持・活性化対策
 - (エ) 移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進
 - (オ) 地域文化伝承対策
 - (カ) 環境貢献施策の推進
- ・人材育成事業のうち都道府県が行うものの場合は、主として過疎地域市町村等の住民を対象として市町村等と連携して実施するものであること。また、市町村等が行うものの場合は、都道府県が実施する事業(予定を含む。)と事業内容が重複しないこと。

支援内容

<対象経費>

- ・ICT等技術活用事業費
 - (1)ICT等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費
 - ア 産業振興(特産品の開発・販売促進PR事業等)
 - イ 生活の安全・安心確保対策(コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等)
 - ウ 集落の維持・活性化対策(集落の見守り活動、住民との話し合い等)
 - エ 移住・交流・若者の定住促進対策(空き家バンクの創設費用、交流イベント等)
 - オ 地域文化伝承対策
 - カ 環境貢献施策の推進
 - キ その他適当と認められるもの
 - (2)ICT等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費
- ・人材育成事業費：過疎地域の持続的発展に必要な人材を育成する事業に要する経費

・市町村等事務費：ICT 等技術活用事業又は人材育成事業の実施に要する職員旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等)その他の事務的経費 ※ただし、食糧費は除く。 ※施設整備費は除くが、当該事業の実施につき必要となる固定資産の購入費に限り、交付対象経費に含むことができる。
＜補助率・上限額＞ 補助率：市町村等 1／1、都道府県 1／2 または 6／10 上限額：2, 000 万円、 ※ただし、人材育成事業における一事業当たりの固定資産購入費に対して交付できる額は、市町村等が実施する場合にあっては、交付限度額の 1／2 以内の額、交付対象経費の総額が交付限度額に満たない事業の場合は、当該交付対象経費総額の 1／2 以内の額。都道府県が実施する場合にあっては、交付対象経費の 1／2 以内の額。
＜要綱等詳細情報 URL＞ 総務省 募集 HP https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c- gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm 交付要綱 https://www.soumu.go.jp/main_content/000986513.pdf
エントリー方法 様式に必要事項を記入の上、市町村の過疎対策担当課で取りまとめ、各都道府県を通じて提出する。
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) 【令和 8 年度】 1 月 13 日 募集通知発出 (※令和 8 年度政府予算(案)に基づく募集。成立した予算内容に応じ変更する場合あり。) 2 月 12 日 募集提出〆切 3 月 有識者による評価 ・有識者による事業内容の評価 5 月 22 日 選定・内示 ・総務省自治行政局過疎対策室において、評価委員の評価に基づき、事業を選定し、団体に通知(内示) 6 月 5 日 交付申請・交付決定 ・選定された応募団体は、交付申請書類(過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱に基づく書類等)を提出 交付決定後～ 事業実施 ・選定された応募団体による事業の実施 11 月ごろ 進捗状況調査 令和 9 年 3 月(実績報告等) ・事業終了後に速やかに実績報告書を提出 ※報告後の取組についてフォローアップ調査等を実施します。

事業の活用実績

- ・ A I オンデマンド交通実証運行事業(千葉県鋸南町、R5 交付金活用額 12,053 千円)
- ・ デマンド交通実証事業(長崎県東彼杵町、R5 交付金活用額 7,702 千円)
- ・ A I オンデマンド交通実証運行事業(新潟県魚沼市、R6 交付金活用額 20,000 千円)
- ・ 市街地 AI デマンド交通運行事業(青森県五所川原市、R7 交付金活用額 18,665 千円)

備考

問い合わせ先

総務省自治行政局過疎対策室
電話：03-5253-5536

【支援メニュー個票】 No.C-3

所管官庁／都県名	事業名称
総務省	地域社会 DX 推進パッケージ事業 (実証事業・補助事業)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●	●	●	●	●

事業の概要

ICT 技術を活用した強い地方経済の実現のため、デジタル技術の実装を通じた地域社会課題の解決を総合的に支援。

【1-1. 実証事業(先進的通信システム活用タイプ)】

新しい通信技術(ローカル 5 G、Wi-Fi HaLow /7、衛星直接通信、APN、HAPS 等)を活用して地域課題の解決を図る先進的ソリューションの実用化に向けた社会実証を支援。

【1-2. 実証事業(自動運転レベル 4 検証タイプ)】

地域限定型の無人自動運転サービス(限定地域レベル 4)の実装・横展開に当たって課題となる遠隔監視システムその他の安全な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保等に関する検証を実施。

【2. 補助事業】

通信インフラ(ローカル 5 G、Wi-Fi、LPWA など)の整備を伴う、デジタル技術による地域課題解決の取組を支援。

事業の要件(概要)

【1-1. 実証事業(先進的通信システム活用タイプ)】

衛星通信やオール光ネットワークをはじめとする新しい通信技術を活用した、次の社会実証を支援。

- a) 全国の各地域が共通に抱える地域課題の解決に資する先進的なソリューション
- b) 特に地域の人材不足に起因する課題解決のための、地場企業の事業活動の効率化・合理化に資する先進的なソリューション

＜実施主体＞

地方公共団体、企業・団体など

＜対象となる通信技術＞

衛星直接通信、ローカル 5G、Wi-Fi HaLow/7、APN、HAPS などのワイヤレス通信技術(通信技術については個別相談可)

【1-2. 実証事業(自動運転レベル 4 検証タイプ)】

＜実施主体＞

地方公共団体、企業・団体など※地方公共団体を 1 以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となる。

【2. 補助事業】

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなど（ローカル 5 G/LPWA など）の整備費用を補助。

＜対象＞

地方公共団体、企業・団体など

※企業・団体などが実施主体となる場合には、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に、地方公共団体を 1 以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となる。

支援内容

＜対象経費＞

【1-1. 実証事業(先進的通信システム活用タイプ)】

＜支援対象経費＞

- ・ネットワーク/ソリューション機器など実証に必要な物品のリース経費(機器のサブスク型サービスを含む)
- ・取得単価が税込 10 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満の物品の購入経費
- ・リースなどで調達できないネットワーク/ソリューション機器の購入経費
- ・役務費
- ・その他(実証に係る通信運搬費・光熱費・旅費など)

※原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外

※実証終了後における購入物品の取扱いについては、一次請負事業者と協議の上、実証団体において適切に管理・活用すること。

【1-2. 実証事業(自動運転レベル 4 検証タイプ)】

＜支援対象経費＞

- ・物品費(設備物品費、借料、消耗品費)
- ・人件費
- ・謝金
- ・旅費、交通費
- ・その他(工事費、通信運搬費、光熱水料等)

※物品については原則リース対応、車両本体の購入費は対象外

【2. 補助事業】

＜補助対象＞

① 無線ネットワーク設備(ローカル 5G、Wi-Fi、LPWA など)

② ①に接続するソリューション機器及びこれらと不可分な設備・機器・ソフトウェア

※地域課題の解決のために、①と②を組み合わせたシステムを整備することが要件となる。
(インターネット接続サービスの提供やソリューション機器のみの整備や都市 OS は非該当)

※通信装置レンタル料やクラウドサービス利用料については、複数年度分を一括して事業整備年度に費用計上及び支払い完了できる場合に限り、5 か年分を上限として補助対象とする。

＜補助率・上限額＞

【1-1. 実証事業(先進的通信システム活用タイプ)】

請負(定額)

＜事業規模の目安＞

税込 1 千万～8 千万円程度

【1-2. 実証事業(自動運転レベル 4 検証タイプ)】

請負(定額)

<事業規模の上限> 1.5 億円程度 【2. 補助事業】 ・補助対象経費の 1/2(下限額は原則 1,000 万円。補助金額に上限は定めないが、提案の内容を踏まえて、事業規模の妥当性を審査) ・地方公共団体が補助事業の実施主体となる場合の負担分(1/2)については、地方債を起債することが可能
<要綱等詳細情報 URL> 総務省 HP「地域社会 DX 推進パッケージ事業」 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyon/digital_kiban/index.html
エントリー方法
公募期間中に事業サイトから必要様式をダウンロードし記入の上、事務局に提出。
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)
【1-1. 実証事業(先進的通信システム活用タイプ)】 (1 次公募) 応募期間：令和 8 年 2 月 27 日～3 月 26 日(木)12 時まで 採択案件の決定：令和 8 年 4 月 22 日 支援期間：令和 8 年 5 月～令和 9 年 3 月頃 (2 次公募) 応募期間：令和 8 年 5 月 15 日～6 月 4 日(木)12 時まで 採択案件の決定：令和 8 年 7 月 3 日 支援期間：令和 8 年 8 月～令和 9 年 3 月頃 【1-2. 実証事業(自動運転レベル 4 検証タイプ)】 ・応募期間：令和 8 年 3 月 6 日～3 月 27 日 17 時まで ・選定結果：令和 8 年 4 月 15 日 ・支援期間：令和 8 年 5 月～令和 9 年 3 月頃 【2. 補助事業】 (1 次公募) ・応募期間：令和 8 年 1 月 30 日～令和 8 年 2 月 27 日正午 ・選定結果：令和 8 年 4 月 1 日 ・支援期間：選定結果公表後の正式交付決定～令和 9 年 3 月頃 (2 次公募) ・応募期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 5 月 29 日正午 ・選定結果：令和 8 年 7 月 3 日 (3 次公募) ・応募期間：令和 8 年 8 月 4 日～令和 8 年 9 月 30 日正午 ・選定結果：令和 8 年 10 月下旬頃(予定) ・支援期間：選定結果公表後の正式交付決定～令和 9 年 3 月頃
事業の活用実績
【令和 7 年度 地域社会 DX 推進パッケージ事業】 ●実証事業(先進無線システム活用タイプ) https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyon/digital_kiban/seika_02.html#c03

●実証事業(自動運転レベル 4 検証タイプ)

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/seika.html

【令和 6 年度 地域デジタル基盤活用推進事業】

●実証事業(先進無線システム活用タイプ)

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/seika_03.html#c09

04 ローカル 5G と地域イントラネット利活用による地域移送サービスの効率化

15 Wi-Fi 6E・AI 等を活用した共同創出型鉄道デジタルイノベーションの実現

●実証事業(自動運転レベル 4 検証タイプ)

https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/rcsad-info/index.html

●補助事業

https://www.soumu.go.jp/main_content/000964162.pdf

＜交通分野での活用事例＞

04 IoT・AI 共創ラボ施設・エリア整備等による地域課題解決事業

【令和 5 年度 地域デジタル基盤活用推進事業】

●実証事業

https://www.soumu.go.jp/main_content/000917709.pdf

＜交通分野での活用事例＞

02 複数鉄道駅における ローカル 5G を活用した鉄道事業者共有型ソリューションの実現

03 空港制限区域内における遠隔型自動運転バス(レベル 4 相当)の実装に向けた実証

●補助事業

https://www.soumu.go.jp/main_content/000927669.pdf

＜交通分野での活用事例＞

11 太田市における LoRaWAN 通信網を活用した地域課題解決事業(市営の公共バスに GPS センサーを設置)

備考

報道資料

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000484.html

問い合わせ先	総務省 情報流通行政局 参事官室 (自動運転レベル 4 検証タイプ) shinki-jigyoku@ml.soumu.go.jp 03-5253-5758 (先進的通信システム活用タイプ) dx_tsushin@ml.soumu.go.jp 03-5253-5757 (補助事業) ict-town@ml.soumu.go.jp 03-5253-5756
--------	--

【支援メニュー個票】 No.D-1

所管官庁／都県名	事業名称
環境省	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 商用車等の電動化促進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●		●	●	●

事業の概要

トラック・タクシー・バス事業者等が二酸化炭素排出削減効果を有するトラック・タクシー・バス等の電気自動車等を導入する事業に要する経費を補助する。

事業の要件(概要)

商用車(トラック・タクシー・バス)及び建機の電動化(BEV、PHEV、FCV 等 ※)のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、脱炭素に意欲的に取り組む事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

また、GX 建機※の普及状況を踏まえ、今後、公共工事で GX 建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX 建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※GX 建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。

- (1)トラック
- (2)タクシー
- (3)バス
- (4)建設機械
- (5)充電設備(1～4と一体的に導入するものに限る。)

支援内容

<対象経費>

車両

・車両(BEV、PHEV、FCV 等)の導入を行う事業に必要な経費で執行団体が承認した経費

充電設備

・機器本体価格及び工事費用等

<補助率・上限額>

補助額：標準車両(ディーゼル車両等)との差額、安全・安心のための取組状況等を考慮して、車種ごとに定額 等

上限：車両(一部上限あり)、充電設備(上限あり)

＜要綱等詳細情報 URL＞	
○トラック 令和 7 年度補正予算執行団体(一般財団法人環境優良車普及機構) 公募 HP https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan-7/ ○タクシー・バス 令和 7 年度補正予算執行団体(日本自動車輸送技術協会) 公募 HP https://ataj.or.jp/index_taxibus.html ○建機 令和 7 年度補正予算執行団体(一般社団法人日本建設機械施工協会) https://jcmanet.or.jp/hojojigyo_r7_hosei_1/	
エントリー方法	
電子申請システムにより提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
○トラック 申請受付：令和 8 年 4 月 24 日(金)～令和 9 年 1 月 15 日(金) ○タクシー・バス 申請受付：令和 8 年 4 月 24 日(金)～令和 9 年 1 月 29 日(金) ○建機 申請受付：令和 8 年 3 月 19 日(木)～令和 9 年 1 月 29 日(金)	
事業の活用実績	
令和 7 年度 514 台(タクシー+バス) トラック 3,338 台 令和 6 年度 392 台(タクシー+バス) トラック 4,081 台 令和 5 年度 265 台(タクシーのみ) トラック 2,525 台	
備考	
問い合わせ先	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

【支援メニュー個票】 No.D-2

所管官庁／都県名	事業名称
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業 (ハイブリッド連節バス導入支援事業を除く)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●		●		●

※バス又はトラック事業者及び貸渡し(リース)を業とする者に限る

事業の概要

トラック又はバスの運行における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的として、ハイブリッド及び天然ガストラック・バスを導入する事業者に対して補助金を交付する事業

事業の要件(概要)

(1)事業者が次に掲げるトラック又はバスであって継続的に製造され市場において販売することが予定されているもの(以下「ハイブリッド及び天然ガストラック」又は「ハイブリッド及び天然ガスバス」という。)を導入する事業を対象。なお、ハイブリッド及び天然ガスバスについては定員 11 人以上。ハイブリッド及び天然ガストラック・バスのいずれも、トラック又はバスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車(トラックの場合は、積載があるものに限る。)も含むものとします。

① ハイブリッド自動車(エンジンとモーターを組合せた動力源を持つ自動車。ただしプラグインハイブリッドを除く。)

② 天然ガス自動車

なお、①～②に該当する車両は、財団ホームページに事前登録情報として掲載。

(2)補助対象車両は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日(補助対象車両を購入後に交付申請する場合は令和 9 年 1 月 29 日)までに新車として新規に登録する(された)車両であること。(割賦販売による所有権留保は認められません。)

支援内容

<対象経費>

補助対象となるハイブリッド及び天然ガス自動車と同クラスの標準的燃費基準自動車との価格の差額

<補助率・上限額>

2 分の 1

<要綱等詳細情報 URL>

https://www.heco-hojo.jp/yR08/trkbus/trkbus_kohbo.html

エントリー方法	
電子申請システム等により提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
申請受付：令和 8 年 7 月 17 日～令和 9 年 1 月 29 日 ・申請に係る審査は申し込み順に行い、予算額の残額が 2 割程度に達した場合は、申請受付期間を当該日付から 1 か月 (30 日) 後までとする。なお、予算残額を超える申請があった場合は、当該日付以降の申請については書類審査の後、抽選等により補助事業者を決定。	
事業の活用実績	
令和 7 年度：HV196 台、NGV2 台 令和 6 年度：HV208 台 令和 5 年度：EV 5 台、HV 222 台、NGV 8 台	
備考	
問い合わせ先	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301 (申請手続きは受託事務局へ)

【支援メニュー個票】 No.D-3

所管官庁／都県名	事業名称
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 ハイブリッド連節バス導入支援事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●		●		●

事業の概要

バスの運行における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的として、ハイブリッド連節バスを導入する事業者に対して補助金を交付する事業

事業の要件(概要)

(1)事業者がハイブリッド自動車(エンジンとモーターを組合せた動力源を持つ自動車。ただしプラグインハイブリッドを除く。)の連節バスであって、継続的に製造され市場において販売することが予定されているもの(以下「ハイブリッド連節バス」という。)を導入する事業を対象。なお、ハイブリッド連節バスについては定員 11 人以上とします。また、ハイブリッド連節バスは、バスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとします。なお、該当する車両は、財団ホームページに事前登録情報として掲載。

(2)補助対象車両は、令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 9 年 2 月 26 日(金)(補助対象車両を購入後に交付申請する場合は令和 8 年 9 月 30 日(水))までに新車として新規に登録する(された)車両であること。(割賦販売による所有権留保は認められません。)

支援内容

<対象経費>

・ハイブリッド連節バスの導入に必要な経費で財団が承認した経費

<補助率・上限額>

補助対象となるハイブリッド連節バスの導入に必要な経費で財団が承認した経費に 1/3 以下(代替燃料を利用する場合は 1/2 以下。複数年度計画の事業の場合は採択時点の補助率(令和 7 年度採択事業の場合は 1/2 以下))を乗じて得た額とする。

なお、車両本体に対する値引額に対する値引額がある場合は、1 台当たりの補助対象経費支出予定額と 1 台当たりの値引額との差額に補助率を乗じた額を補助金所要額とする。

<要綱等詳細情報 URL>

https://www.heco-hojo.jp/yR08/trkbus/renbus_kohbo.html

エントリー方法

電子申請システム等により提出

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

申請受付：令和 8 年 7 月 17 日～令和 8 年 9 月 30 日 18 時必着

事業の活用実績	
令和7年度：3件 令和6年度：1件 令和5年度：2件	
備考	
問い合わせ先	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301 (申請手続きは受託事務局へ)

【支援メニュー個票】 No.D-4

所管官庁／都県名	事業名称
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 グリーンスローモビリティ等導入促進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●				●

事業の概要

地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ等の導入に係る車両等の導入支援を行うもの。

事業の要件(概要)

補助金の交付の対象となる事業は、以下に示すすべての要件を満たすもの

(ア) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減効果が定量的に示されており、かつ算出根拠が明確かつ妥当性が認められること。

(イ) 地域交通の脱炭素化のみならず、地域交通の維持・確保、高齢化対策、観光振興等の、他の地域課題を同時解決する事業であること。

(ウ) 走行経路に公道が含まれること。

(エ) 設備導入時及び導入後における、持続的な運営体制と維持管理等が明確であること。

なお、車両設備導入時には当該車両に関する安全走行教育を受けているまたはその予定があること。

(オ) グリーンスローモビリティ等の車両の運行・運用に関し、当該区域での公道の走行、乗降場所等について、所管の警察署・地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む)・道路管理者へ情報提供し、意見・助言を受けているまたはその見込みがあること。

※遅くとも交付決定までには上記関係者の調整を終えていることが必要。

(カ) グリーンスローモビリティ等の車両の運行における危機管理体制(事故の際の早急な対応や情報収集等の体制)が整えられていること。

(キ) 原則として、登録車両の諸元から逸脱する改造をしないこと。ただし、脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備はこの限りではない。

支援内容

<対象経費>

- ・補助対象設備：車両、エンクロージャー、レインガード、レインカバー、充電設備、脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備等
- ・事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が認めた経費

<補助率・上限額>

補助率 1/2 以下。ただし車両本体の購入に係る補助金交付額の上限は 1 台あたり 200 万円

<要綱等詳細情報 URL>	
https://rcespa.jp/r08-gurisuro/r08-gurisuro-no2	
エントリー方法	
電子申請システム等により提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
申請受付：令和 8 年 7 月 10 日(金)から令和 8 年 8 月 25 日(火)まで(17 時必着)	
事業の活用実績	
令和 7 年度：2 事業	
令和 6 年度：4 事業	
令和 5 年度：4 事業	
備考	
問い合わせ先	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301 (申請手続きは受託事務局へ)

【支援メニュー個票】 No.D-5

所管官庁／都県名	事業名称
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●	●			●

※鉄軌道事業者以外においては、設備等を鉄軌道事業者に対し、リース等により提供する者に限る

事業の概要

車両の省エネ化や鉄道車両が減速時に発生させる回生電力の有効活用をバランス良く組み合わせることにより、鉄道システムの省 CO2 化を推進することを目的とし、以下に示す事業区分で採択を行う。

1. 車両の省エネ化に資する設備導入促進事業
 - ①軽量化等により 40%以上の CO2 削減効果が見込まれる車両新造
(令和7年度以前に採択した複数年計画の事業に限るため、新規公募なし。)
 - ②車両への省エネ設備の導入により 40%以上の CO2 削減効果が見込まれる車両の改修
2. 回生電力の有効活用に資する設備等の省 CO2 効果の高い先進的な設備・システムの導入を実施する事業
 - ①回生電力の有効活用に資する設備の導入
 - ②省 CO2 効果の高い先進的な設備・システムの導入

事業の要件(概要)

事業区分及び主要な設備等と申請可能な者との対応

区分	1 車両の省エネ化に資する設備導入促進事業		2 回生電力の有効活用に資する設備等の省CO2効果の高い先進的な設備・システムの導入を実施する事業			
	②車両への省エネ設備の導入 【車両省エネ】		①回生電力の有効活用に 資する設備導入 【回生電力】	②省CO2効果の高い先進的な設備・システムの導入 【先進省エネ】		
	V V V F (S i C、 ハイブリッド S i C) モーター：指定なし	V V V F (I G B T) モーター：同期電動機	駅舎補助電源装置、 上下き電一括化、 回生電力貯蔵装置等	ディーゼルハイブリッド車両に 係る蓄電池等の 特有用設備・システム	モーター (永久磁石同期電動機) ※従来品との差額	モーター (同期リラクタンスモーター) ※従来品との差額
J R、大手民鉄	×	×	×	○	○	○
準大手、公営、大阪 市高速電気軌道株式 会社	○	×	○	○	○	○
中小事業者	○	○	○	○	○	○

注1：鉄軌道事業者一覧（国土交通省公表）に基づく分類。中小事業者は、J R・大手民鉄・準大手・公営事業者・大阪市高速電気軌道株式会社以外の鉄軌道事業者とする。

注2：鉄軌道事業者以外が申請者となる場合、設備を使用する鉄軌道事業者の「区分」とする。

支援内容

<対象経費>

補助対象経費のうち事業を行うために必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるもの(具体的費目等については、公募要領の別表第1を参照。)

<補助率・上限額>

1. ②車両への省エネ設備の導入により40%以上のCO2削減効果が見込まれる車両の改修
・補助対象経費の上限：補助対象経費の上限は以下の計算式のとおりとします。

補助対象経費の額 $\leq$ 120,000 円/t-CO2 $\times$ CO2 削減量(t-CO2/年) $\times$ 法定耐用年数(年)

・補助率：補助対象経費に対して、それぞれ以下のとおりとします。

中小事業者、準大手、公営事業者、大阪市高速電気軌道株式会社 1 / 2 以下

2. ①回生電力の有効活用に資する設備の導入

補助対象経費の上限：補助対象経費の上限は以下の計算式のとおりとします。

補助対象経費の額 $\leq$ 100,000 円/t-CO2 $\times$ CO2 削減量(t-CO2/年) $\times$ 法定耐用年数(年)

補助率：補助対象経費に対して、それぞれ以下のとおりとします。

a. 中小事業者 1 / 2 以下

b. 準大手、公営事業者、大阪市高速電気軌道株式会社 1 / 3 以下

2. ②省CO2効果の高い先進的な設備・システムの導入

補助対象経費は従来品との差額とし、その差額に対し、以下の補助率を適用して算出するものとします。

a. 中小事業者 1 / 2 以下

b. 準大手、公営事業者、大阪市高速電気軌道株式会社 1 / 3 以下

c. J R、大手民鉄 1 / 4 以下

<要綱等詳細情報 URL>

<https://rcespa.jp/r08-kotsu/r08-kotsu-no1>

<https://rcespa.jp/r08-kotsu/r08-kotsu-no2>

エントリー方法	
電子申請システム等により提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
申請受付：1 次公募 令和 8 年 6 月 23 日(火) ～ 令和 8 年 7 月 21 日(火) 17 時必着 2 次公募 令和 8 年 8 月 17 日(月) ～ 令和 8 年 9 月 14 日(月) 17 時必着	
事業の活用実績	
令和 7 年度：1.① 2 件、1.② 3 件、2.① 1 件 令和 6 年度：1.① 2 件、1.② 3 件、2.① 5 件 令和 5 年度：1.① 3 件、2.① 1 件	
備考	
問い合わせ先	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301 (申請手続きは受託事務局へ)

【支援メニュー個票】 No.E-1

所管官庁／都県名	事業名称
経済産業省	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充てん設備等導入促進補助金 水素充てん設備整備事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●	●	●	●	●	●	●

事業の概要

【設備補助】

民間団体、地方公共団体、個人事業主等が燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備の整備費用の一部を補助する。

【活動補助】

民間団体、地方公共団体、個人事業主等が、燃料電池自動車等に水素を供給するために必要な設備において、燃料電池自動車等の需要を喚起するための新規需要創出活動費用の一部を補助する。

事業の要件(概要)

【設備補助】

- (1) 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること。
- (2) 新設の設備であること。ただし、国等の補助、助成、委託等を受け実施した事業で使用し、かつ当該事業が終了した設備を導入する場合及び当該設備を転用し、増設・改造する場合、又は本補助金で設置された水素供給設備について、事業運営の効率化のために設備を増設・改造等する場合にも適用する
- (3) 原則、設備は商用を目的とするものであること

【活動補助】

- (1) 水素供給設備を商用の目的で運用することを通じて行う活動であること。
- (2) 燃料電池自動車等の新規需要を喚起するための活動であること。
- (3) 水素供給設備整備事業費補助金、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金、クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金又はクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金の交付を受けて整備された水素ステーション、又はこれらの補助金の目的に合致し、かつ同等以上の性能を有する水素ステーションを活用する活動であること。
- (4) 中核地方公共団体及び準中核地方公共団体における既存燃料価格を踏まえた追加的な支援（以下「追加的支援」という。）を受領する場合は、追加的支援を通じて、水素販売価格の低減など、燃料電池商用車の普及拡大に資する取り組みが行われ、追加的支援を踏まえた適切な水素販売価格をもって燃料電池商用車の各使用者と合意したうえで水素供給を行う活動であること。

支援内容				
＜対象経費＞				
【設備補助】燃料電池自動車等に水素を供給する設備の整備費				
【活動補助】燃料電池自動車等の新たな需要創出等に係る活動費				
＜補助率・上限額＞				
【設備補助】補助上限額表				
水素供給設備の規模	水素供給能力 (Nm ³ /h)	区分	補助率	補助上限額 (百万円)
大規模	500 以上	中核地方公共団体・ 準中核地方公共団体 (重点地域内)	2/3	450
		上記以外	1/2	340
中規模①	300 以上 500 未満	中核地方公共団体・ 準中核地方公共団体 (重点地域内)	2/3	250
		上記以外	1/2	190
中規模②	50 以上 300 未満	すべての地域	1/2	140
オプション(移動式、小規模は 対象外)		オンサイト水素製造装 置(SMR)	既設：1/2	60
		オンサイト水素製造装 置(水電解)	新設：水素供給 設備規模・供 給方式による	150
		液化水素対応設備		40
		複数系統化・能力増強 工事等(圧縮機、蓄圧 器、ディスペンサー、 プレクーラー等)	中核地方公共団 体、準中核地方 公共団体	350(大規模①) 200(大規模②) 100(中規模)
			2/3	
			上記以外	260(大規模①) 150(大規模②) 80(中規模)
		遠隔監視設備	1/2	
			2/3	10
小規模	50 未満	定置式	1/2	80
水素集中製造設備(供給先水素供給設備 1 設備当たり、 ただし 10 設備を上限とする)			1/2	60
水素集中液化設備			1/2	2,500
【活動補助】				
・補助上限額表				
水素供給設備の供給方式		1 事業年度当たりの補助上限額		
水素供給能力		(百万円)		
大規模 A (500 Nm ³ /h 以上かつ 24 時間 営業)		45		

大規模B (500 Nm ³ /h 以上)	30																						
中規模① (100Nm ³ /h 以上、500Nm ³ /h 未満)	21																						
中規模② (50Nm ³ /h 以上、100Nm ³ /h 未満)	16																						
小規模(50Nm ³ /h 未満)	10																						
移動式(運用場所が 1 箇所のもの)	22																						
移動式(運用場所が 2 箇所以上のもの)	26																						
・ 既存燃料価格を踏まえた追加的支援の単価 追加的支援における補助対象経費の金額は、車種別単価に、補助事業期間中に燃料電池商用車へ供給した水素重量を乗じた金額とする。ただし、経済産業省が選定する中核地方公共団体及び準中核地方公共団体に区分される設備のみ対象とする。																							
	<table> <tr> <th>車種</th><th>単価(円/kg)</th></tr> <tr> <td>変動運営費支援</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料電池バス</td><td>864</td></tr> <tr> <td>燃料電池小型トラック</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料電池大型トラック</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料電池タクシー</td><td>447</td></tr> <tr> <td>追加的燃料費支援</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料電池バス</td><td>270</td></tr> <tr> <td>燃料電池小型トラック</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料電池大型トラック</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料電池タクシー</td><td>140</td></tr> </table>	車種	単価(円/kg)	変動運営費支援		燃料電池バス	864	燃料電池小型トラック		燃料電池大型トラック		燃料電池タクシー	447	追加的燃料費支援		燃料電池バス	270	燃料電池小型トラック		燃料電池大型トラック		燃料電池タクシー	140
車種	単価(円/kg)																						
変動運営費支援																							
燃料電池バス	864																						
燃料電池小型トラック																							
燃料電池大型トラック																							
燃料電池タクシー	447																						
追加的燃料費支援																							
燃料電池バス	270																						
燃料電池小型トラック																							
燃料電池大型トラック																							
燃料電池タクシー	140																						
<要綱等詳細情報 URL>																							
【設備補助】 - 令和 7 年度補正事業のコンテンツ一覧 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/suiso_index_r07hosei.html - 令和 7 年度補正事業の補助金交付規程 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/suiso_pdf/r07hosei/r07hosei_kitei.pdf 【活動補助】 - 令和 7 年度補正予算事業のコンテンツ一覧 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/suiso_index_juyo_r07hosei.html - 令和 7 年度補正予算事業の補助金交付規程 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/suiso_pdf/r07hosei/r07hoseij_kitei.pdf																							
エントリー方法																							
事務局が指定する期日までに、公募にエントリーする。																							
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)																							
【設備補助】 <一次公募> 令和 8 年 3 月 31 日(火)～ 令和 8 年 4 月 20 日(月) <二次公募> 令和 8 年 8 月 3 日(月)～ 令和 8 年 8 月 24 日(月) <三次公募> 秋頃を目途に予算進捗状況を踏まえ実施。 【活動補助】 募集期間：令和 8 年 3 月 31 日 (火)～ 令和 8 年 12 月 18 日(金)																							

事業の活用実績	
【令和 7 年度】整備費：5 件、運営費：149 件 【令和 6 年度】整備費：9 件、運営費：153 件 【令和 5 年度】整備費：14 件、運営費：159 件	
備考	
問い合わせ先	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 水素・アンモニア課 電話：03-3501-1511(内線：4451)

【支援メニュー個票】 No.E-2

所管官庁／都県名	事業名称
経済産業省	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充てん設備等導入促進補助金 充電設備整備補助事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
	●	●	●	●	●	●	●

事業の概要

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)用の充電設備を購入し設置を行う者に対し、その充電設備の購入費と設置工事費を補助する。

事業の要件(概要)

- ・充電設備を設置する土地の使用権限を有していることを確認するため、土地の所有者が充電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類を提出すること。
- ・充電設備をリースする目的で取得する場合は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりやを反映したリース料金を設定すること。
- ・充電設備は「新品」で購入される充電設備であること。
- ・充電設備の発注は交付決定日後であること。
- ・設置工事の施工開始日、ならびに充電設備および設置工事の代金支払いは、交付決定日後であること。ただし、前払い金等の一部の支払については、交付決定日前でも可とする。
- ・事務局から充電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。

支援内容

<対象経費>

電気自動車等に充電するための設備の購入費及び設置工事費の一部

<補助率・上限額>

【R7 補正クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金の概要公表ページ】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7hosei_juden.html

<要綱等詳細情報 URL>

【充電設備整備補助事業】 申請の手引き

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R7ho/R7h_juden_tebiki_full.pdf

エントリー方法	
事務局が指定する期日までに、補助金交付申請書を提出する。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
交付申請期間	
第 1 期 令和 8 年 5 月 29 日～令和 8 年 6 月 15 日 13 時	
第 2 期 令和 8 年 7 月 24 日～令和 8 年 8 月 17 日 13 時	
事業の活用実績	
【補助金の交付状況】	
https://www.cev-pc.or.jp/chosa/	
備考	
問い合わせ先	経済産業省 製造産業局 自動車課 電話：03-3501-1690 一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：0570-000-299

【支援メニュー個票】 No.F-1

所管官庁／都県名	事業名称
地域経済活性化支援機構	経営環境が悪化した事業者に対する事業再生支援 及びファンドを通じた支援

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●	●	●	

※ただし、事業再生支援については、第三セクターは支援の対象とはなりません。また、大規模な事業者(資本金の額又は出資の総額が5億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が1千人を超える事業者)は、地域に甚大な影響を及ぼすおそれがある等として主務大臣が認めた場合は、支援が可能です。

事業の概要

○事業再生支援

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者について、事業再生計画に基づき、過大な債務の削減等を通じた財務の再構築や事業内容の見直しによる十分な事業利益の確保により、競争力の回復と事業再生を支援する。

○ファンドを通じた支援

(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)が、ファンドの運営(事業計画の妥当性検証や見直し等)を通じて、事業者に対する新たな資金を社債や出資の形で提供する。

事業の要件(概要)

事業再生支援における再生支援決定基準

1. 有用な経営資源を有していること。
2. 過大な債務を負っていること。
3. 例えば、主要債権者との連名による申込みであること等、申込みに当たり事業再生の見込みがあると認められること。
4. 再生支援決定から5年以内に「生産性向上基準」及び「財務健全化基準」を満たすこと。
5. 機構が債権買取り、資金の貸付け、債務の保証又は出資を行う場合、支援決定から5年以内に申込事業者に係る債権又は株式等の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。
6. 機構が出資を行う場合、必要不可欠性、出資比率に応じたガバナンスの発揮、スポンサー等の協調投資等の見込み、回収の見込み等を満たすこと。
7. 労働組合等と話し合いを行うこと。

支援内容

<対象経費>

補助ではなく、事業者に対する金融機関等の債務について金融調整を行い、事業再生計画に基づき、必要に応じて出資や融資を行う。

<補助率・上限額>

同上。

<要綱等詳細情報 URL>

○事業再生支援業務

<https://www.revic.co.jp/business/regen/index.html>

○ファンド業務

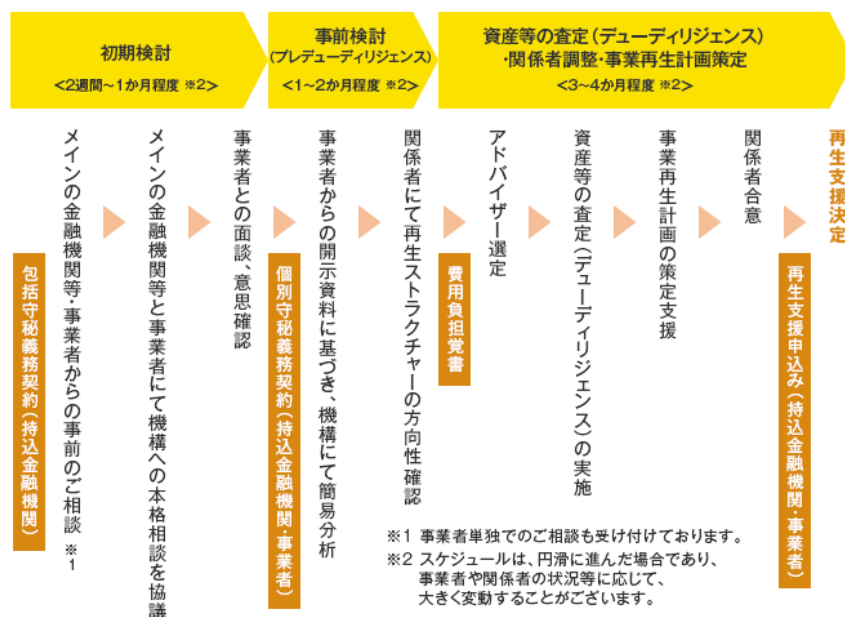
<https://www.revic.co.jp/business/gp/index.html>

エントリー方法

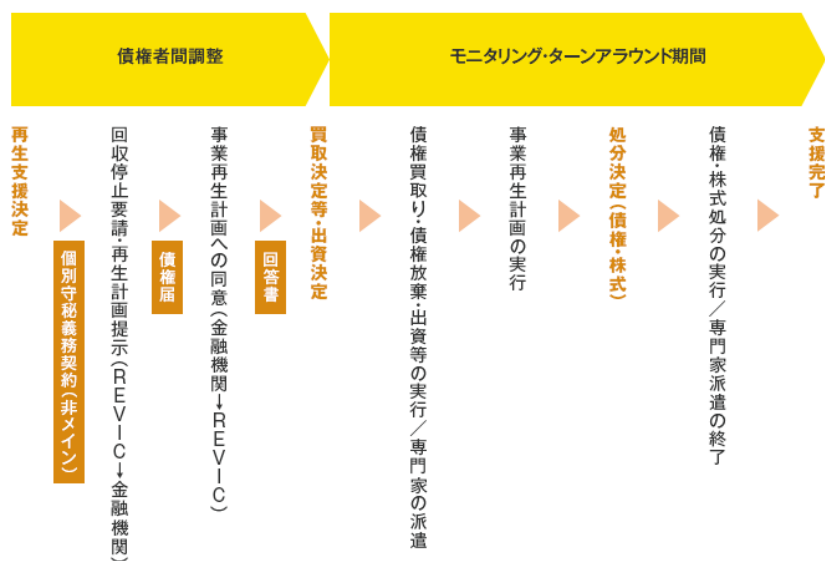
随時相談受付。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

再生支援決定までの流れ



再生支援決定後の流れ



事業の活用実績	
○事業再生支援（関東管内／全国） 令和7年度 0／1件 令和6年度 0／2件 令和5年度 2／3件(株)タカキュー・(株)JFLA ホールディングス	
備考	
※この支援事業は、交通事業者に特化したものではなく、金融機関から融資等を受けている事業者全般を対象としている。	
問い合わせ先	株式会社地域経済活性化支援機構 電話：03-6266-0310(代表)

【支援メニュー個票】 No.F-2

所管官庁／都県名	事業名称
中小企業活性化協議会	経営環境が悪化した中小企業に対する経営サポート (収益力改善支援、事業再生支援、再チャレンジ支援)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●	●	●	

事業の概要

○収益力改善支援

1 年間から 3 年間の収益力改善計画(収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画)の作成や、収益力改善計画成立後、定期的なモニタリングを実施する。収益力改善計画策定にかかる費用は原則無料。

○事業再生支援

事業面・財務面での改善を図る再生支援を実施する。中小企業活性化協議会は公正中立の立場で、再生計画案に基づき対象債権者のリスケジュール等の金融調整を行い、再生計画案の合意形成に向けたサポートを実施し、再生計画成立後も定期的なモニタリングを実施する。再生計画策定にかかる費用の一部を中小企業活性化協議会が負担する。

○再チャレンジ支援

中小企業活性化協議会に所属する弁護士等の専門家が、相談者の現状を分析して、円滑な廃業や保証債務の整理などについて、説明や助言の支援を行う。また、必要に応じて、代理人弁護士を紹介する。中小企業活性化協議会が行うこれらの支援は無料。

事業の要件(概要)

○収益力改善支援

- ・経営環境の変化などに伴う収益力の低下や借入増加のおそれのある幅広い中小企業者が対象。

○事業再生支援

- ・事業の収益性はあるものの、財務上の問題がある中小企業、小規模な事業者(中小企業基本法第 2 条第 5 項に定義される「小規模企業者」だけでなく、「売上 1 億円未満かつ有利子負債 1 億円未満」に該当する事業者)が対象。
- ・原則として、以下の基準を満たした再生計画の作成を支援する。

中小企業の場合

- 1.実質的に債務超過である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から 5 年以内を目処に実質的な債務超過を解消する。
- 2.経常利益が赤字である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね 3 年以内を目処に黒字に転換する。

3.再生計画の終了年度(原則として実質的な債務超過を解消する年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね 10 倍以下となる。 小規模な事業者の場合 1.再生計画成立後 2 事業年度目(再生計画成立年度を含まない。)から、3 事業年度継続して営業キャッシュフローがプラスになること。 2.相談企業が事業継続を行うことが、相談企業の経営者等の生活の確保において有益なものであること。 ○再チャレンジ支援 ・収益力の改善や事業再生等が極めて困難な中小企業や、そうした企業の保証債務に悩む経営者、保証人等が対象。
支援内容
<対象経費> 主に事業再生支援において公認会計士、中小企業診断士等の外部専門家による個別支援チームを組成する場合、専門家費用の一部を中小企業活性化協議会が負担する。 <補助率・上限額> 同上。 <要綱等詳細情報 URL> ○中小企業活性化協議会による支援(中小企業基盤整備機構 HP) https://www.smrj.go.jp/sme/succession/revitalization/index.html ○経営サポート「中小企業活性化協議会(収益力改善・再生支援・再チャレンジ支援)」(中小企業庁 HP) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html
エントリー方法
各都県の中小企業活性化協議会に連絡を行い、面談希望日の調整をする。面談の際には、直近 3 期分の決算書等、会社概要が分かる資料、中小企業活性化協議会から依頼された資料等を準備し、持参する。 中小企業活性化協議会において、収益力改善支援または再生計画策定支援が妥当であると判断した場合は、各支援の第 2 次段階に進む。第 2 次段階では、中小企業活性化協議会が外部の専門家等に支援を依頼する場合、専門家費用の一部が利用者負担となる。再チャレンジ支援が妥当であると判断した場合は、中小企業者の意向を確認し、債務者代理人などを紹介する。
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)
支援メニューや資金繰り状況等によって支援期間が異なるが、深刻な経営状況になる前に、早めのご相談をお勧めします。
事業の活用実績
窓口相談件数(関東管内) 令和 7 年度 2,590 件 令和 6 年度 2,272 件 令和 5 年度 1,750 件

備考

※この支援事業は、交通事業者に特化したものではなく、中小企業者全般を対象としている。

問い合わせ先

各都県に設置されております中小企業活性化協議会へ直接お問い合わせください。(中小企業庁 HP)
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/download/contact_list.pdf